平成24年第3回(6月)定例会一般質問議事録目次

[1月目]

質問順位		質問者	質 問 事 項	頁
1	13	宇治・徳庚	1. 町の景観行政の現状とこれからの取り組みについて 2. 深刻さを増す少子化対策の柱に「婚活」等の拡充を	2
2	6	熊谷 久司	 都市計画について 英語教育について 	18
<u>3</u>	5	中谷 道文	1. 町の活性化と今後の取り組み方向について	33
4	9	成瀬恵津子	1. 辰野病院への患者の送迎について 2. 防災について	46
<u>5</u>	1	永原 良子	1. 高齢者が安心して暮らせる町づくりについて	61
<u>6</u>	12	三堀 善業	 新病院について 高齢化社会での孤立化 自宅で終焉を迎えたい人のために 成年後見人制度について 	77

【2日目】

質問順位	議席	質問者		質問事項	頁
7	2	岩田	清	 スーパークールビズ採用への提言 議会質疑、その後の改善状況について 喫緊の教育問題について 	93
8	3	根橋(1. 補助金不適正受給事案について 2. 地域農業の振興について	108
9	7	船木	善司	1. 消防防災体制の充実強化について 2. 公共交通について	127
10	4	堀内 亩	武男	 1. 国道 153 号整備を中心としたワークショップ結果の具現化について 2. 大災害対応の防災体制について 3. 放射性物質検査機器の運用体制について 	143
11	11	宮下 毎	敢夫	1. 町民が望む新辰野病院の開院に向けての体制づくりについて 2. 町上下水道事業の健全化について	159

平成24年第3回辰野町議会定例会議録(7日目)

- 1. 開会場所 辰野町議事堂
- 2. 開催日時 平成24年6月11日 午前10時
- 3. 議員総数 14名
- 4. 出席議員数 14名

1番	永	原	良	子	2番	岩	田		清
3 番	根	橋	俊	夫	4番	堀	内	武	男
5番	中	谷	道	文	6番	熊	谷	久	司
7番	船	木	善	司	8番	篠	平	良	平
9番	成	瀬	恵津	丰子	10番	中	村	守	夫
11番	宮	下	敏	夫	12番	三	堀	善	業
13番	宇	治	徳	庚	14番	矢ヶ	- 崎	紀	男

5. 地方自治法第 121 条により出席した者

町長	矢々	ヶ崎	克	彦	副町長	林	龍	太	郎
教育長	古	村	仁	士	代表監査委員	小	野	眞	
総務課長	小	沢	辰	_	まちづくり政策課長	一 ,	ノ瀬	元	広
住民税務課長	松	井	夕走	己子	保健福祉課長	野	沢	秀	秋
産業振興課長	中	村	良	治	建設水道課長	漆	戸	芳	樹
水処理センター所長	- ,	ノ瀬	保	弘	会計管理者	林		康	彦
教育次長	向	Щ		光	病院事務長	赤	33		博
福寿苑事務長	宮	原	正	尚	消防署長	林		玉	久
両小野国保診療所					社会福祉協議会				
事務長	宮	原	修	_	事務局長	百	瀬	辰	夫

6. 地方自治法第 123 条第 1 項の規定による書記

議会事務局長 飯澤 誠

議会事務局庶務係長 赤 羽 裕 治

7. 地方自治法第 123 条第 2 項の規定による署名議員

議席 第8番 篠 平 良 平

議席 第9番 成 瀬 恵津子

8. 会議の顚末

○局 長

ご起立願います。 (一同起立) 礼。 (一同礼)

○議長

皆さんおはようございます。傍聴の皆さんには早朝から大変ありがとうございます。定足数に達しておりますので第3回定例会第7日目の会議は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は一般質問であります。6日正午までに通告がありました一般質問通告者11人、全員に対して質問を許可してまいります。質問答弁を含めて一人50分以内とし進行してまいります。また町長等に反問を許可いたしますので、ご協力のほどお願いいたします。質問順位は抽選により決定いたしました。只今から質問順位を申し上げます。

質問順位	1番	議席	13番	宇治	徳庚	議員
質問順位	2番	議席	6番	熊谷	久司	議員
質問順位	3番	議席	5番	中谷	道文	議員
質問順位	4番	議席	9番	成瀬恵	津子	議員
質問順位	5番	議席	1番	永原	良子	議員
質問順位	6番	議席	12番	三堀	善業	議員
質問順位	7番	議席	2番	岩田	清	議員
質問順位	8番	議席	3 番	根橋	俊夫	議員
質問順位	9番	議席	7番	船木	善司	議員
質問順位	10番	議席	4番	堀内	武男	議員
質問順位	11番	議席	11番	宮下 名	敏夫	議員

以上の順に質問を許可してまいります。質問順位1番、議席13番、宇治徳庚議員。

【質問順位1番 議席13番 宇治 徳庚 議員】

○宇治(13番)

それでは私は2つの分野から質問させていただきたいと思います。最初の第1点は町における景観行政の現状とこれからの取り組みについてであります。長野県はかつて長野冬季オリンピック招致に取り組んでいる中「まちづくり」と同時に「美しい景観」についても議論した結果、全国に先駆けて「長野県景観条例」を平成4年に施行しております。その後、国が「景観法」を制定したことが平成16年のこと

ですから10年以上先行して取り組んでいたことから、現在既に存在する住民協定の 8割はこの間に実現したものです。また、県は平成18年に国の法律を受けた形で制 定済み条例を見直し、併せて新たに「景観計画」を策定しています。国とリンクし たことで「改正長野県景観条例」によって、新たな「景観行政」への転換とその取 り組みが進められているのが現状だと思います。特に長野県は南北に長いことによ る気候差などからそれぞれが特徴のある自然・歴史・文化・風土を有し、地域ごと の個性豊かな景観を呈しています。この美しい自然と景観を保全し育成するため県 民・事業者・行政等が連帯し、総合的かつ計画的に景観育成に取り組んでいくこと が重要であるとしています。一方、昨年行われた県の事業仕分けで「地域景観事業 について」仕分け入から「この事業は現状、県単位で実施していますが市町村単位 の取り組みにすべきではないか」という指摘に対し、県は「市町村全部が足並み揃 えてやっていただければ結構であるが、まだそこまで至っていない」と答えていま す。しかし仕分け人は「何も足並み揃える必要はないと思うので、県は調整役に徹 すれば良いと思う」という意見に対し「市町村ができるだけ早く、景観行政団体に なっていただくよう啓発していく」と答えています。ちなみに現時点で景観行政団 体に移行できているのは長野市、松本市、そして小布施町の3行政ですが、早く市 町村に移行されれば住民にも身近な言葉になると同時に、それぞれの自治体に相応 しい形で進むのではないかと私は考えます。そこでまず町長にお尋ねいたします。 景観行政について、辰野町の現状と必要性はどのようにお考えでしょうか。

○町 長

皆様おはようございます。 6月議会の一般質問が今日から始まるとこであります。 傍聴の皆様方にも関心を持っていただき、早朝からご参画いただきまして大変にあ りがとうございます。それでは質問順位第1番の宇治徳庚議員の景観条例について のご質問でありますので、答弁をさせていただきたいと思います。この景観条例は 確かにバラバラいろいろと作っていますと、景観的に見ても特にまた自然を守ろう とかそしてまた私どもの町の美しさとか、いうようなことが全国的に謳われている 中で統制をある程度しないと、なかなか景観というものは保てないだろうと。ある いは統制的な景観が取れないだろう。街路樹にしましてもてんで我々の木を植えた んではなかなか、そういう美しさもあるんですけれども統一された方が更に見事で あろうと、いうふうな価値観が少し出てきております。ただ1つの規制になります ので今度それぞれの住民の皆さん方の国民全体ですね、そういう中の自由をどのへ んまで縛れるかということです。高遠あたりは城下町ということで沿道、特に町内 に対しましては蔵造りというふうな規定をいたしました。しかし中にはそれに合わ ない家だってある筈ですし、商店ばかりとも限りません。全部そういった規制にし てしまって、そこへ住民の皆さん方が適合していくのに特別お金が掛かりすぎると か、いやそこが嫌だからほかへ出ちゃうとか、あるいはそれに適合して一つの統一 された蔵造りに沿っていくとか、いろんなことがこう考えられます。あくまで民主 主義の自由主義を謳う日本でありますので、しかしさきほど言ったようなバラバラ では見事さがないということになってまいります。したがいまして、その地域地域 の住民の皆さんが自分たちで考え、住民の住民による住民のための景観形成。こう いったことを今は謳われておりますし、辰野町も各所でそのようにやっていただき たいというふうに思います。しかしこの形成の前に辰野町ばかりでありませんけれ ども都市計画法がございまして、都市計画を引いてない町もたくさんあるわけです が、辰野は一早く都市計画を導入いたしまして、その中で用途地域というものがあ ります。第一種商店街、第二種商店街、あるいは住居地域もそこでは第一種、第二 種、第三種とありますし近隣工業地帯、あるいは工業地帯、その他があります。そ こ外れた所に対しましては今度は農地調整法をかけまして、一応農業振興地域とい うようなことで一応大まかな区分けはありましたので、いろんな工場とか、商店と か住居とか更にはその中で田んぼがあるとか、そういう混在は段々避けるようには なってきております。しかし景観という切り口から更にそれを見直した時にという ことで長野県では、国より早く昭和もう62年に特に沿道につきましては沿道の指定 と言いますか、指示と言いますか、方向性を出してきております。要綱と指針です ね。指針を出してきております。そして景観条例を平成4年に県は作りました。そ の後、大分遅れて国の方が平成16年にこれは景観法というものを策定をいたしまし た。それで県も今までやってきたんですが、やっぱり国の法律の方が優先というこ とでそれに合わせて見直しを掛けてその法律を当然導入しなきゃなりませんので、 そのように切り替えてまいりました。さて、我がご質問の辰野町でございますけれ どもこれは国よりも早く、既に平成16年に景観形成協定に向けて上平出地区、要望 がございましたのでそこの所を、ほか数箇所を説明会等を行ってきております。そ して 164 地区ぐらいこう上がってまいったわけでありますけれども、その中で現在

辰野町では上平出地区1箇所の認定をさせていただいております。それでさきほど いったあまり個々の自由が奪われないような、しかし統一的な見事さも表すような、 そしてまた自然が守れるような、そしてそこへ入ってホッとできるような、ほんの りできるような、そんなことをお考えでありますのでそのとおり条例を今作ったと ころでありまして、各地にこういったことが広がっていけばなあと思います。ただ この町全体としてこういうふうにするんであって、一つの括りを作ってしまうとか それはなかなか地域住民の皆さん方のご希望もありますし、また辰野町も細かく見 ますと竜東地区、あるいは竜西地区、あるいは中央部、あるいは山間、中山間の地 区、それぞれ景観の特徴が違っておりますので、一括りにするわけにはいきません。 その決め方によって費用も違いますし、また全体的な規制の方向も違ってくる筈で す。建物を下にするのか、沿道をするのか、歩道なのか、あるいは田畑、農地なの か、山なのか、ということでそれぞれの規定が違ってまいりますが住民合意形成を 努めて進めていかなければならないということであります。辰野町につきまして現 在、一つのモデル地区であります上平出地区がどのように進んでいるか、どのよう な問題点を抱えているかということが、もしご質問のようであれば次の質問ほかの 中でお答えを、あればしていきたいとこんなふうに思います。以上であります。

○ 宇治 (13番)

確かおっしゃるように規定というか、そういう枠組みっていうのがあるように聞いてますけれども、都市計画法とか建築法よりはかなり住民ニーズに沿った内容じゃないかなというふうに私は理解をしております。現在県は地方事務所単位で10箇所に協議会を設置し、県主導で推進しており上伊那では「上伊那地域景観育成住民協定連絡協議会」が組織されております。景観住民協定地区は県下では152あるということですが、この内、上伊那が28地区を占めているということですから10地方事務所の中では先行地域であるというふうにされております。市町村別にこれを見た場合に伊那市が13、駒ヶ根が8、飯島が3、辰野、箕輪、南箕輪がそれぞれ1ということですが、辰野の1つはさきほどからお話のある「ほたるの里景観形成住民協定」ということでございます。続いてお尋ねいたしますが、ほたるの里景観形成住民協定が現在果たしている役割と課題についてお聞きしたいと思います。

○町 長

それでは辰野が現在進めておりまして住民協定のできました上平出地区、名前は

ほたるの里景観形成の住民協定ということで少しお話申し上げ、また課長の方から 細部をお答え申し上げたいと思いますが、この地区はご存知のとおりホタルが発生 する場所でもあります。下辰野地区も絡んででありますけれども、天竜川の左岸右 岸ともでありますが、特に上平出地区は左岸に対してのほたる童謡公園もそこにで きましたことから住民の声としてそのようになってまいりました。特徴といたしま しては結局ホタルの発生にそぐうようなことでありまして、それを削ぐようなこと であれば積極的に避けていこうという大枠で捉えてまずはおります。そして原風景、 先輩たちの築いてくれたそういった田畑、あるいはまた自然景観、山、草木、樹木 等々に対しましても守っていこうというふうなこと、次代に継承いこうというふう なことを大きく謳われているのが特徴であります。主な活動といたしましては沿道 の草刈りをしていただく。普段でもやってる地区もその部分はあるんですけれども これを景観協定と捉えた中で定期的に行っていくと、花壇の管理をする。土砂がで ないように木製の土留め等もできる人は出て来て設置をする、特に傾斜の部分であ ります。ごみや公衆トイレ等も実はあるもんですから町で造ったのもありますので その清掃にも積極的に協力をいただいております。担当グループも作りまして、定 めた部分でやってくれておりますし、ありがたいことだと思います。全体の清掃管 理等々であります。ほたる童謡公園ももちろん含んででありますし、居住地の所も そうであります。それで課題なんですが実はこの少子高齢化でありまして、進んで まいりまして高齢化率、上平出地区は約30%ぐらいになってまいります。町全体で も30%に近いんですけれども、団塊の世代の皆さん方が段々これ高齢化してきてお りますので美化運動へのこれ強制じゃありませんので参加人不足。あるいは農業、 これを田畑も守ることになっておりますが農業後継者不足ということで遊休荒廃 地っていう形になってる所も出てきておりまして、そういったことが今後のこれを やっていくためのことで非常に問題になるだろうと、こんなふうにも考えられます が課長の方からもう少しお話を申し上げます。

○建設水道課長

それでは私の方からさきほどの上平出地区のほたるの里景観形成住民協定についてご説明させていただきます。この協定につきましては上平出地区の31.4~クタール上平出の全地域でございます。が平成17年4月1日に協定されまして、地元の地区の方で運営委員会っていうものを立ち上げ103人が協定されております。それに

つきまして知事の認定を受けたものでございます。協定の内容といたしまして只今 町長の申し上げましたようにホタルの発生の景観を守るという、そしてまたその地 域の水田地帯の保全を努めると、その中において目的を達成するために7項目の協 定事項を定めてあります。除草剤の使用は極力避けるように努めます。水路の清掃 に努めます。水路回り及び畦畔の草刈りに努めます。建物の屋根、壁、フェンス等 の色彩は地域に調和の取れたものに努めます。敷地内には自己用に供する以外の広 告物、看板は設けないように努め自動販売機は空き缶等の散乱による美化を損ねな いように努め、また青少年の健全育成に悪影響を及ぼす恐れのあるものは設けない ように努める、ということで現在もさきほど申し上げましたように活動を努めこう した活動の中においてこの6月中旬から行われます、盛大に行われますほたる祭り に大きく貢献されていると思います。ホタルの育成環境、景観に配慮された田園風 景を生み出し、素晴らしさを観蛍客に体と心で感じていただいているものと思いま す。さきほど町長の答弁の中から協定の 164 ていう数字を申し上げましたが、これ は県下の23年度4月1日現在でございますので、辰野町におきましては数箇所につ いてご説明をいたしまして、現在指定されている所につきましては上平出の1箇所 でございます。以上です。よろしくお願いいたします。

○ 宇治 (13番)

少子高齢化については共通する課題もあるので、のちほどまた触れさせていただきますけれども、ホタルに関する景観形成が町のトップバッターであることは十分理解できますが、他市町村の協定の件名を見ますと例えば「箕輪町松島仲町まちづくり協定」や「飯島町中心商店街等街づくり協定」などが辰野町でも十分考えられるテーマではないかというふうにも思います。即ちさきほど数箇所説明会があったということですけれども、それらがどの地域に当たるのか、もしかしたらだぶるかもしれませんが私の考えるには駅前周辺の新たなまちづくりとか、川島や沢底の自然と暮らしが共存する風景、こういったものも景観育成地域にしても十分良いんではないかというふうにも思うわけであります。辰野町としての景観形成指定数は私は少ないように思います。観光立町を進める上でも町の魅力をPRするためにも景観育成事業にはもっと積極的に取り組む時期ではないかというふうにも考えます。その意味でお尋ねいたします。ホタルに続く景観育成住民協定を推進するとしたら何がネックになるというふうにお考えでしょうか。

〇町 長

これを進めていくためのネックですか。

さきほど私が最初に答弁の方で申し上げましたが、住民による住民のための住民 のあれですねこういった一つの政策にしたいということでありますから、十二分に この住民の皆さんが住民参加による形成でなければ意味ないと。同時にそういうふ うに私どもはしたいということで今上平出の例が第1番でありますが、行政でここ はこうすべきだ、ここは商店街無理だ、うんぬんということではどうも協力を得ら れない。結構個々にもお金掛かるんですよね。ある一定の規制をかけていきますと。 例えば自分の敷地内に自分が建てる看板以外は建ててはいけないとかですね。大き さを決めるとか、そういったことはある程度の規制ができるでしょうけれども、塀 は木にしようとかね。アルミを使わないとかいろんなことをもし出していっちゃい ますとこれは非常に難しいことになっていきます。しかし大枠ではそういったこと は進めることはできますので、まず住民の住民による住民のための協定が成される ように積極的な住民参加をまずお願いをして、またおかげさまで区、17区あります が区でも相当区切られるような特徴を持ってますので、それぞれにまた話はしてみ たいと思います。同時に町統一でなくて、大枠では統一できますけれども地域に あったテーマ、これを持たないと意味なさないだろうとこんなふうに思います。駅 前の話も今議員から指摘されたとこでありますが、これも昭和40年に都市計画法の 中の駅前区画整理範囲ということで決定をしてその減歩が特にあるために地主さん が賛同さしていただけないということで、ずっともう40何年、もう50年、もうじき 50年にさしかかるぐらい何もできない状態。したがってそういう所は都市計画法の 中に下水道もありますので、下水道も入らない状態。それでそれではあんまりだと いうことで私の代になって思い切って下水道だけは入れてしまいました。しかしも し区画整理やればその下水入れた所はその道路は宅地になるかもしれません。宅地 の所は道路になるかもしれません。もう一度これ見直して二重布設になりますので、 要するに二重投資ということで行政では最もいけないことでありますから、それを 避けるためにということで、国も県も大分こういったことが辰野ばかりでなくて日 本中に各所あるようで「都市計画駅前区画整理なんていうのは 100 年の大計だ」な んて言葉が出るぐらいでありまして、私の前々任者もそのように言っておりました。 ということでありまして、そうかってそのまま放置するとこれもやはりいろんな規

制がかかっております。ということで、この度、私もたまたま辰野町の町長として 県の都市計画審議会の委員に入っておりますので、そこで辰野町は外してもらおう と。これは不可能、本当は法律ですから一旦網掛けると無理なんですけれども、そ の不合理性をついて、国の方にも話しかけて外してもらおう。外して何もしないで なくて、今、合うような、できるような、あまり減歩を地主さんの負担を掛けない ような、また今布設した下水道を活かせるような、こういった町並み形成、あるい は沿道事業、街路事業このように切り替えていきたいとこんなことありますから、 そういったものをさき、先行させたあと景観等がどうであるか。特にほたる祭りの 中心地区にもなるわけでありますので考えていきたいとこんなふうに思います。ほ かは川島地区その他、もう既にこれより先に農振地区にしっかり入ってますので景 観守ろう、守るどろこじゃない。それは田んぼの中に家を建てることはなかなか許 可されない。ちょっとずつはある一定の規定で解除できますけど、さーっと宅地に するわけにもいかない。もう既に景観が守られてるような状態です。しかしそれを 更にまた住民の皆さん方が盛り上がって建物をどうしよう。電信柱地中へ入れろっ ていうのは良いんですけど非常にこれは行政でお金が掛かることでありまして。 1 キロメーターあたり1億円は掛かると言われております。こういったことやいろい ろございます。それぞれの区の区長さん方にもお話を持ちかけて、そしてそれぞれ の特徴を活かせればそのようにして、それでトータルで辰野町。今現在辰野町の自 然景観守れるっていうのは相当、まあ全体的には出てきているなというふうに思い ます。住民意識が非常に高い。天然記念物もあったり、しだれ栗もあったり、蛇石 もあったり、ホタルもあったりいっぱいありますし、出てきているな。ただその部 分だけ統一してっていうことがなかなかできない部分もありまして難しさもありま すけれども、なおまた進めれるように、これは悪いことじゃない良いことでありま すので話は進めてみたい。くどい話ですがあくまで住民の皆さん方の積極的参加に よって初めて成り立つものであります。以上であります。

○宇治(13番)

住民ニーズというお話がございました。景観行政の特徴的な制度として景観形成 地域の指定と景観形成住民協定の認定ということがありますけれども、いずれも 「住民と行政のワークショップなどで進めると良い」とされるというふうにも言わ れております。「ひとも まちも 自然も輝く 光と緑と ほたるの町 たつの」 とするまちづくり理念を受けてかけがえのない豊かな自然や町の歴史・文化を更にアピールするためにホタルにつづく事例として私は小野宿を挙げたいと考えます。 辰野町歌にも歌われている小野の歴史の象徴的な町並みこそ宿場の景観を今に残しているからであります。 住民の中にはそのままの家並みを保全するために多額の費用を掛けてリニューアルしている家屋も、私が知る限りでも3軒あります。 歴史の宿場の歴史と今の暮らしを共存させながらそこで生活しているところに、景観育成の真の姿があるようにも思います。 そこでお尋ねいたします。 小野宿の景観育成の認定を住民と一体で進めること。 このことで観光にリンクした新たなまちづくりに寄与できるのではないかと考えますけれども、いかがでしょうか。

〇町 長

次の質問にお答えいたします。小野宿でありまして宿場町ということで今歴史と 文化、おっしゃるとおりだと思います。長野県でも珍しい程の海野宿とかいろいろ ありますけれども、それに匹敵するぐらいの文化財産、歴史的な遺産は残っている このように思います。景観ということで形成ということでお尋ねでありますが、そ の前に宇治町議が言われていることだと思いますが、景観育成っていうのがあるん ですね、育成。世論を高めていく。これは区の区長さん方の了解得ながら町が主導 権で少しこのお話を盛り掛けていくっていうことはできますので、やってそうして しまうというのはちょっと無理ですけれども、育成の方を少し進めてみたいという ようなことをこの質問によって考えていきたいとこんなふうに思っております。そ れで、但し小野宿の場合もあの沿道をやる、景観形成でしてしまうのが先か、ある いは今 153 号線の小野通過をどうするか、このへんの整合性をしっかり出していき ませんと規定しちゃうと今度、道路も開かない可能性も出て来ますね。あ、開いて いるんですけれども拡幅がですね非常に難しくなってきたりする。じゃ、あそこを バイパスで通すのかバイパスと言やどこが良いのか。いろいろあります。 153 号線 も大分遅れましたけれども、これ遅れた原因は昔から言ってるとおりであります。 もう今現在着工しいるから私は平気で言う、平気でっていうか皆さん方も快く言い 訳じゃなくて聞いてくれると思いますけれども、上伊那で真っ先に国道でもってボ トルネック地区という言葉も読まれておりまして、 153 号線辰野の沿道を拡幅、あ るいはバイパスを導入しながらやっていこうということで小沢町長の時、小沢町長 のちょっと前から話がありまして、その計画ができました。国の概算要求が通りま

した。そこでということでいよいよということでなりましたら、入口と出口、どっ ちが入口か出口か分かりませんけれども、小野地区とかね、箕輪との境地区ですか ね、あんまり具体的に言ってもいけませんけれども大反対運動が起こりまして、そ れで看板も建てられて 153 号線バイパス反対期成同盟会、大反対です。国の方は予 算付けたわけですから、概算要求っていうのは一応やりますよっていうことですか ら、それでカットされたもんですから、チェックが付いちゃいまして国の方へ。そ れでその予算が当時は建設省ですか、建設省の予算が福祉に回るなんてことは絶対 ありませんので、同時に建設省がそこへ付けたものが返ってくると国だって困るん ですね。ですから大体その近くでこなされます。ということで伊南バイパスと伊那 バイパスが現在ドンドンとやっているのはそのせいです。そっちへ費が付いちゃっ た。そしてチェックが付いてますので、これも法律でも規定でもないですよ。習慣 法の中で、それが終わらん限り絶対やらないんです。やっぱり国の方も計画してや ろうと思ったらあちらこちらで全部ダメになったっていうのが示しがつかないとい うことで、そうになっておりますが、長年掛けましたし今までしつこい程の交渉も してまいりましたし、部分改良もあちらこちらさせていただきましたし、徳本カー ブとかいろんな所です。それでここでそうは言っても、向こうが終わるまでなん ちゃぁまだ20年も掛かりますので、そんなことをしてボトルネックにしてはダメだ と。リニアも飯田に来るので松本の人たちはここの国道を通って中央道なんていう のは5センチぐらい雪が溜まりゃすぐ止めちゃいますので、下の道路が大事。そう いうようなことを絡めたり、そしてボトルネックは解消しなければ道路として意味 がない。こんなようなことの中で今要するにおかげさまで北大出地区から掛かりま した。これから小野までやっていきたいと思ってます。その中で今お話したいのは これを 153 号線 3 桁国道ですから、県に国のことなんですが、県が代行をやってま す。1桁道路は全部国が直轄で当然やりますけれども、要するに直轄じゃないんで す。国道であっても県が半分持って、国が半分予算付けて、そしてやる直轄代行を **県がやってる道路なんです。これは3桁道路はみんなそうで、しょうがないです。** これを飯田から南、三遠南信道路が直轄で今やってますのでおかしいじゃないかと、 153 号線でありながら。ということでこの飯田から塩尻に抜けるまで小野も含めて、 これを国の直轄にしたいという運動を今県知事に話し合ってるとこです。ちょっと 新聞があのね、長野県中にこう配るような新聞の方が先に先行しちゃったんでどう

かなと思って心配するとこですけれども、今挙げてきております。直轄代行を廃して国直轄そのものにしてスピードアップをして、辰野の特に遅れているのが辰野の所であると思いますのでしていきたいと。こんな矢先でありますので、この景観条例さきはめちゃって良いのかどうか。あるいはもっともっと良いバイパス道路でもさき出てくればですね、ただうわさでこう出すとかあれが良い、こっちが良いって希望じゃダメでやっぱり伊那建設事務所としっかり組んで、でここが良い、本当にそうか、計ってみる。地質も大丈夫。そのへんまででルートができてこないとこれも進めるためにちょっと難しいかなと思いますが、話題ぐらいは投げかけて、また煮詰めていく段階になって過程、時間も掛かるわけですから、そんなふうにしたいなあとこんなふうに思っております。ちょっと長くなりましたが実はそういう状況であろうと思います。

○宇治(13番)

今町長の言われた過去のバイパス問題は別にしてもですね、一応地元では住民意 向調査によって小野宿の活用はやはりバイパスによってですね、通過車輌は別に流 そうと。小野宿へ来る、あるいは小野、憑の里を訪れる観光客がそこを歩いてもら えるようなですね、そういう状態にしたいということでバイパスと今の 153 の棲み 分けは是非必要なことであると、しかも 153 という 3 桁国道ですけれども 1 日の交 通量が1万 2,000 台という、これはもう3桁国道では並外れた交通量であろうとい うようなことも住民もよく理解をしておりますんで、その交通についてはですね是 非国の直轄化によってバイパス化がもっと早く進めば非常にありがたいなというふ うにも思うわけであります。去る6月の3日でしたけれども初めて小野宿市が住民 の手作りで開催され大勢の人が小野宿を訪れ大変な賑わいでした。「改めて小野宿 の町並みにスポットが当てられとても良かった、来年も」という声もあり「国道の 横断は車が多くて不可能だ、早くバイパスを」というふうな実感としての声も多く 聞きました。しかし一方では家主が亡くなり跡継ぎもいないと。いても他地区へ新 築しているなどの事例も出ております。少子高齢化の波はこうした町並みにも確実 に押し寄せていますが、大きな意味で小野宿の景観育成について方向付けいただく ことを希望して次の質問に移りたいと思います。

2つ目はですね、深刻さを増す少子化対策の柱に「婚活」等の拡充についてであります。日本の総人口は2005年、平成17年ですが1億2,777万人をピークに50年後

は 8,993 万人になると推計されて、50年間で 3,800 万人、約30%も減少するわけで、 毎年76万都市が1つずつ消えていく計算であります。そして8,000万人台というの は明治の時代に戻るというような人口数であります。人口の大幅減というのはいわ ば国の国力の低下という重大な結果を招くとされています。今日のデフレの要因も 少子高齢化による消費の減退であって、こうした側面からの政策がなければ、金融 政策だけでは克服できない極めて困難な問題ではないかというふうに指摘する専門 家もおります。一方で65歳以上の高齢者人口は2005年から約 1,100 万人増えて50年 後には 3,646 万人ということですから 5 人に 2 人が65歳以上という時代になります。 また出生率においては昭和40年代まではほぼ 2.1 程度で安定していたものが 1995年 平成7年には現在の人口を将来にわたって維持するのに必要な水準とされる2.08を 大きく下回る1.42となる。2007年、平成19年には1.34まで低下して昨年でも1.39の ほぼ横ばいということです。以前は年間200万人超の出生数があったのが今や109 万人ということですから半分の水準まで減少して夫婦で1人しか産まないという計 算となれば、身の回りの子どもは目立って少なくなっているのも実感としてよく分 かるような気がいたします。中国の一人っ子政策が20年以上にわたって国策として 進めてきたもののいよいよ、少子化が国の存亡に関わる事態に至っているというこ とで見直すという。人口13億の中国さえ少子化に危機感を持っている現状でありま す。で少子化という言葉が言われ出して20年になりますがこの間、国の政策には生 まれた子どもの子育て支援が中心で、子ども自体を増やす政策は極めて乏しく地方 行政や民間任せの20年であったように思います。その結果、「日本中がそうだから 仕方ないさ」という諦めの言葉に代表されるように、この問題に歯止めは掛かって いません。それでも国がやらなきゃ自ら行動しなくては、ということで村がなくな るといった危機感の強いリーダーは長年掛けて実践して人口増や子ども増加に結び つけている自治体もあります。身近なところでは「原村」であり「下條村」であり ます。我が辰野町も2万人を切らないための積極策を講じる時期にあるようにも考 えます。そこでまず町長にお尋ねいたします。町の人口減の主要因は何でしょうか。 私は少子化が大きいと考えますけれども、いかがでしょうか。

○町 長

人口減につきましてのご質問であります。議員ご指摘のとおりだと思います。私 どもは若干のこの統計の見方で違うんでしょうけれども、平成6年、日本の総人口

1億2,783万人、1億2,783万人をピークとして下がりつつあるという統計を踏ん でおりますが、さきほど言われたことはあまり違ってないような気がしますが、何 年とおっしゃったかちょっと聞きそびれましたが6、7年なら大体良いかと思いま す。それで、いずれにしてもこれはどんどん死んじゃうかって言や、そうじゃなく て高齢化でどんどん延びているわけです。しかしある一定の年齢に達しますと亡く なっていかれるわけですけれども少子高齢化、正に特殊出生率が1.21ぐらいを最低 だったことで大騒ぎして何とかするっていうことで上がってきたんですね、実は。 議員ご指摘のとおり、ここへきて止まっちゃった。1.39で止まっちゃってると。2 人掛かりで1.39ですから当然マイナスです。あとは数字データーは議員のご指摘の とおりだと思います。それでもう一つこの特徴の中で子どもをちっとも夫婦が産ん でくれないっていうことと合わせて、女性の初産と言いますか第一子の産む年齢の 平均が全国では30歳ぐらいに上がっちゃったんです。今は昔、昔って言いますか ちょっと前は22歳23歳ぐらいが第一子とか、産む産まないは別で、産んだ人たちの 平均の初産が20代がもう30歳代に入ってきた。長野県はいち早くそれやっちゃって るということなんです。これはまあ女性の社会進出、仕事、いろんなこともあるだ ろうというようなこと。で初産が30歳ですとあとね、こう産んで、懸命にやってな きゃ3人も4人も産めるかもしれませんけれども、その特徴が1つ入る。更に結婚 適齢者の結婚しない割合が男女とも増えてきちゃってるということもあります。こ れはもう子どもできるわけないですね。というようなことで大変心配をいたしてい るとこであります。人口が減っても良いじゃないかっていう理屈を言う人もありま すけれども、人口が減ったら減っただけ日本全体を捉えても、長野県捉えても町を 捉えてもそれだけ経済が縮小します。このまま今議員のおっしゃるようなデータで 良いと思いますがそのまま推移していきますと、例えば水道ですね。例えば上水道、 この管理もできなくなっちゃうだろうと、行政で。少ない人数で税金が減ってき ちゃいますので。そんじゃ水道料どんどん上げて3倍も5倍も10倍もできるかった ら、そんなことしたら本当にライフラインだけでお手上げになっちゃいまして、そ ういうことは不可能です。しかし上水道守るためには全部の配管も大体耐用年数40 年ぐらいってみてますからそういったもので交換。でポンプ等も常に交換しなきゃ ならない。この間のような事故も起こっちゃうというようなことになってきます。 今ならできるんですが、そうなった時に上水道もできなくなるだろう。電車やそう

いったものも赤字が更に増えて満員電車がなくなるだろう。間引き運転になるだろ う。間引きしていきますと今度運賃もそれだけ下がっていきますので、乗らないし、 間引きだから余計乗らないわけですから。そうすると人件費が非常に上がってき ちゃって、運賃も上がってくだろう。小学校もこの3、4年、5年ぐらいの間に日 本で 1,000 ぐらいなくなっちゃうと言われてますね。小さく分けてやってきゃ良い んですが学校として成り立ちませんので統括、統合、統合ってこういう意味です。 で小学校がなくなってくだろうというようなこともデータで出ておりますので、こ れは由々しい問題である。ということで今のご質問に戻ってまいりますと原因はや はり子どもが産まれないことによる。また少ない子どもたちで、はしりだった皆さ ん方がもうお父さんお母さんになっている。余計産まない。ということですから今 度は生産人口という捉え方をしていきますと非常にこれも圧縮されちゃうんですね。 総体人数は増えても高齢化で、もう働けなくなる。働かない皆さん方が増えている が生産人口は更に圧縮される。こういうふうなことで由々しい問題で、これを防ぐ には外人しかないとかいろんな話がありますが、その話とは今、今日は質問が違い ますので割愛いたしまして必要があればお答えをいたしますけれども、そういう中 で下條村の話が出まして、あれはたまたま飯田の近く、車で20分ぐらいの距離です。 そこで下水道、公共下水道を廃止して、廃止と言いますかそれを国から予算取って やるのを中止して全部合併処理浄化槽に切り替えちゃった。その方が総体的に安い。 管理は大変ですよね。4、5軒、10軒ぐらいで管理しなきゃいけない部分がありま すから行政も絡んで。公共下水道なんてのは何千人でもって1つの管理っていうこ とになってきますけれども、しかし布設するには安いんです。合併処理浄化槽に切 り替えてその分のお金で、まあお金が余っているわけじゃないんですがそれやれば お金出て行くんですから。出てったと過程してその分で町公営住宅を造ったんです ね。3階建てのマンション。村長に「アパート造ったね」って言うと怒りますよ。 「あれはマンションだ」って言って。同じだろうと思いますけれどもちょっと高 級って言いますかね、普通の町営、公営の住宅でなくてグレードの高いものを造っ て、そして安く貸してそれで特に若い皆さんをお呼びして、で飯田へ通ってもらう。 そうすると飯田で飯田市内で借りるより安い。まあ分かりますよね一定の原理は。 それで子どもさんたち産まれてくるとその学校へ下條村へ行ってくれる。人口が増

えるとこういうような方法をやってます。原村などはやはりいろんな規制がありま

すけれどもちょっとずつ解除をしながら住民を。しかしあそこの村はもう少し人がいるんですね事実上は。時期によっては、別荘がありますので。やっぱり原村ということで。その中でできるだけ住民になってくれないかと話をするとかいろんなことやって増えていることは見事だと思います。辰野町もそういったこともまた手を打っていかなきゃいけないというようなことで、住宅政策等も考えておりますけれども、とにかく土地がないことにはどうしょもないんです。全部規制が入ってて、農振でダメだ、あれがダメだ、これがダメだって言われちゃうとこれはもうなかなかないし、ある土地は値段が高くなっちゃう。値段が高い一番良い例が隣の諏訪の方のね。辰野から隣の市ですよね。県道で繋がっている。そこは非常に住宅地が高いんでもう住民がもう出てますよ、どんどんどんとん。であそこへ家造らないっていうような。土地を行政の力で下げるわけにいかない。これは自然に需要供給バランスで下がっていくんですけれども。というようなこともネックになるだろうと。ちょっといろいろ包括してお話しましたが、実は原因は少子化にあると、このように思います。だから、まあいいや、どうぞ。

○議長

宇治議員、質問時間があと5分ですので質問、答弁とも完結にお願いをいたします。

○宇治(13番)

平成2年の国勢調査で町の人口は2万3,901人、平成22年が2万909人。ですからこの間で約3,000人減少しています。しかし世帯数でみると平成2年は7,062戸。平成22年は7,356戸と逆に4%増加しています。これは何を意味するものかということであります。1世帯あたりの変化を追ってみますと、昭和30年代までは1世帯あたり5人前後で推移していたのが、それ以降は4人、そして3人へと減少し平成22年の国勢調査ではついに2.8人ということですから、いかにこの間で核家族化が進んだかということではないでしょうか。さきほどもお話がありますが晩婚化や晩産化とともに未婚率も高まり、子ども増加に繋がらないことが少子化に拍車を掛けていることも要因だと思います。これは1地域に留まらず日本全体の喫緊の課題でもあります。そんな中で2000年以降、自治体が結婚支援事業を行うケースが増加しており、2010年には31県、552市町村が実施しているというデータがあります。そこでお尋ねいたします。町社協では以前から縁結び事業を展開していますが、その

成果と課題は何でしょうか。

〇町 長

社協もやっておりますし、農協さんの方もやってくれてますし、また今後も新しい計画を持って進めていきますし一定の成果はこの3、4年の間では出てきております。20何組ぐらいがこう上手くカップル化したっていうデータも出ております。私がお話申し上げると長くなりますので端折って、担当課長からお答えいたします。〇社会福祉協議会事務長

それでは社協が行っております婚活事業の内容をご説明申し上げます。まずさき ほど町長申されましたように結婚相談につきましては社協、またJA等で行ってお ります。特に社協につきましては昨年あたりから出張で相談所を設けたり、また夜 間相談所、設けたりというふうな内容を行っております。また社協独自ということ で結婚推進事業ということで「ハッピーカムカム」という名前なんですけども、い わゆる男女の出会いの場の提供を目的に県の補助、また町の補助を貰いながら実施 をしているとこです。これは社協の職員と商工会の青年部の皆さんにも協力をいた だきながら年2回ぐらいの予定で平成19年から行っておりまして、昨年度までに10 回行われております。総勢で男性 136 人、女性 127 人の参加がありまして、23組の カップルが誕生しているというところであります。また今年度については観光協会 主催の「冬のほたる」の時期を捉えて計画もしていきたいというふうに考えている とこです。また長野県が進める「長野結婚マッチングシステム」というところがあ りまして、そこにも町社協として手を挙げまして、現在長野県内の参加自治体との 交流を進めながら行っているとこですが、辰野町の登録者数については現在7名と いうところであります。そういうことで何組かのカップルが誕生しているというこ とで非常に評価もありますので、今後も続けていきたいという考えでおりますし、 課題としては参加者に隔たりと言いますか、女性の皆さんの参加がちょっと少ない かなということと、参加しても逆に男性の積極さがちょっと欠けるかなというよう なところも声を聞いております。それらを考えながらまた随時考えていきたいとい うふうに思ってます。以上です。

○宇治(13番)

時間が押しておりますので最後の質問は要望に変えさせていただきたいと思いますが、隣の町では箕輪町では本年度から、今までの社協の取り組みから教育委員会

の中に婚活の少子化対策の部署を設けて本腰を入れるというふうに報道されております。社会全体の「縁結び機能」が低下している今日です。昭和の「仲人機能」を自治体が担う時代になってきてるというふうにも考えますので、是非社協ではいけないということではありませんけども、行政が全町的な活動として婚活等、子どもを増やすことを意図した事業の拡充に取り組んでいただくことを要望して私の質問を終わらせていただきます。

○議長

進行いたします。質問順位2番、議席6番、熊谷久司議員。

【質問順位2番、議席6番、熊谷 久司 議員】

○熊谷(6番)

○町 長

どのようにっていうことの意味が、ちょっと幅広過ぎて当を得ないかもしれませんが、また違ったらご質問いただければと思います。この都市計画法っていうのは日本は大分遅れておりましてもう既に江戸時代以前から、日本でなくて西洋、特にヨーロッパ地区ではそういう規定がなされておりました。都市計画っていう名前を使わなくてももうローマ時代からは既に、その時の皇帝等の考え方、設計者の考え

方等に全ての道はローマに続くと同じようにそれに向けて八方へ道路ができている と、いうふうなこと。またそういったのは都市計画と言ったかどうか分かりません が、水道まで引かれていると。結構、石の、高架橋で通していく所もあるし、いろ んなことでありまして、それぞれそんなこと言い出すと切りがないんですが、大分 遅れて日本も取り入れた。戦前からもう既に日本では都市計画法というのが施行さ れまして、そしてそれにしたがってやれという命令じゃありませんが、できる所か ら始まってる。辰野町も今おっしゃったようにこれはさきほどの景観にも結び付く、 結果的に景観に結び付くんでしょうが、バラバラバラバラ工場と商店と住居が一緒 になっている。その横を既に国道がドンドンと走っているというようなことではま ずいだろうということの中で一応、用途地域も分けながらそれで都市計画法の指定 を受けてやったわけです。大きくは下水道も都市計画法の中の一つです。駅前区画 整理、さきほど言いましたが今度外してほかの方法を取ってまいりますけれども、 それぞれが都市計画の中にたくさん事業が入っておりまして、公園法もそうであり ます。ですから荒神山ほか都市公園という形はそのとおりであります。その認定を 受けますと規制があってなかなか外すにえらいことですし、用途もまたやたら変え るわけにいかない。ということにもなってまいりますが、しかしその規制でやりま すと上手く交渉ができれば、そうすれば何でも入るっていうもんじゃ理屈ありませ ん、今お金ない時代ですから。相当の陳情をしていくとその規制をかけてあると予 算も下りないことはない、というふうなことでありまして自分の一町でやるととて も大変でありますがやはり国、県の補助を得ながらやっていくものだと、こんなふ うにも考えております。課長の方から何かあれば言ってください。どのようにとい う意味ならばそういうことです。

○建設水道課長

それでは私の方から一言添えさせていただきます。さきほど町長のご答弁ありましたように都市計画法につきましては、現行につきましては昭和43年度に新しくできております。旧法につきましては大正8年という形の中において都市の整備という形の中において、一番の目的についてはやはり都市の健全な発展と秩序ある整備を行うと。やはり戦後の動乱期、またそういうこともありまして劣悪な住環境からくる住民の健康問題を守る、都市の景観を良くし守る。そのような形の中から土地の利用のあり方、都市施設、道路、公園等の整備について行うものという形の中で

進められてまいりました。また用途地域についての関係ですが、用途地域に指定されますとその中において土地、区画整理事業というものが取り組みされてます。さきほど町長の方からお話がありましたように昭和40年、辰野駅前の8.7~クタールが指定を受け、そのほかに昭和47年これが北部地区51.1~クタールでございます。この事業に伴いまして街路、道路の建設ができました。また宮木の原地区において2.5~クタール、新町の南原地区4~クタールの区画整理が計画されております。で完了しております。下水道につきましては昭和52年公共下水道基本計画が策定され、昭和62年より着手し、この都市計画というものの事業の形の中から生まれたものでございます。計画全体面積については781~クタールでございます。以上でございます。

○熊谷(6番)

ちょっと質問の方が漠然とした質問でお答えづらかったと思いますが、私が気になるのは60年も前の話ですから、今はお答えようがないかと思いますけれども住民がどのように関わって立案されたか、あるいは立案されたものをどのように住民が関わって説明を受けたり、その評価をしてきたか、あるいは議会がどのような形で認めてきたか。いうようなところが分かればお答え願いしたいと思います。

○町 長

そういう意味のどのようにということで当を得なくて申し訳なかったと思います。私の知っている限りにおきましては、私もたまたま駅前区画整理範囲内に会社もあったりいろいろしてますので、あれは昭和40年ですから私も大人になっていましたから分かるんですが、この住民主導型でそういったものを要望して認定したものではありません。町が、町ですね。当時の町の方で県と相談して県主導型だったですね。それで「辰野町もどうだい」というようなことで、これ全ての今あれじゃないですよ。例えば駅前区画整理に関して言ってみればっていうことですから、多分全部そうだと思います。簡単に一言で言うとこれ曲解されると困るんですが、行政主導で決めて住民に説明し懇談会に入っていったという形がよく見えます。住民の皆さんも何度も聞いてる内に慣れてはきますけれども、最初は「何だいそれは区画整理とはどういうことだ」っていうようなことで「家が真四角じゃないか、それはまた丸い家なんかねえぞ」なんてそんな冗談言うぐらいであったことから区画というものなんだなということが段々分かってきましたので。あるいはまた高度の認識

をお持ちの住民の人はもっと早く察知していたかもしれません。当時は町会議員さんも非常に30何人近くいましたので駅前区画整理っていうことになると下辰野地区には4人ぐらいの町議さんもいて、町議さんたちは先に知ってて町と了解して、もちろん議会で議決しなければ、これは町の決定事項になりませんので議会は了承したものとこんなふうに思われます。ちょっと雑ぱくですけれども。

○熊谷(6番)

よく分かりました。やはり今の計画立案するスタイルとは大分違ってきてる、今は違ってきてるのかなというような感じをいたしました。それでは続いて2番目の質問ですが、この計画は今ある計画はどの程度実現されているかということについて質問してまいります。 1 箇月程前の5月3日の新聞に「都市計画道路の見直し」の見出しで諏訪市の現状について記事が載っていました。諏訪市の都市計画道路は昭和35年に39路線、総延長79.4キロメートルが計画決定したとのことです。辰野町は13路線19.1キロメートルですから、およそその4倍にあたります。諏訪市では今日までに整備完了できたのは19.2キロメートルで計画の24.2%にあたるようです。計画決定から半世紀が過ぎ、社会情勢や現実の道路環境に添ぐわなくなってきているとありました。辰野町の状況もこれと同様で13路線中6路線は全く手つかずで今後も整備着手は不可能と思われます。また土地区画整理事業も都市計画に含まれるかと考えますがこれも含めて辰野町の都市計画はどの程度実現されたのでしょうか。質問いたします。

〇町 長

諏訪の見直しの所はこの間、この間っていうか秋にやった長野県の都市計画審議会で私どもが決定したものだと思いますが、多分諏訪辰野線と旧国道20号線の取り付けの所の路線の変更だと思います。やはり現状何もない所なんです。何もない田んぼぐらいしかないんですが、建物がない所ですがそれが整合性取るために、また同時に直角に交差させなきゃいけないのに斜めに入っているとかいうことで、あんまり大きく振ったんじゃないですけど、少し振って路線の付け替えで見直しというふうだったと私は記憶しておりますが、ほかにもいろいろこの地区でも長野県中たくさんありますのでということです。前は一切それできなかったんですね。一旦計画決定してしまうと絶対外れない。理由はいじわるとか国の法律はそんなに頑なだっていうばっかりじゃないんです。計画決定しますと規制が掛かるんですね。そ

の範囲内に家を造ったら判子を押していつでも出ていくようにしなきゃいけないと かですね。2階建てまでしかいけないって規制を掛けてるわけです。その規制のた めにやむを得ないっていって我慢している人がいっぱいいるわけですね。急に外し てみましょう、じゃあ今までどうしてくれたっていう損害賠償責任になっちゃうん です。ということが東京辺りで起こりやすいということで、戦前ですね東京の戦前 のある区で、区ってこの辺の区より大きい区ですけれども、児童公園の指定地域が あった。児童公園をこう家がいっぱいある中にじゃあ線を引くんですから、その中 に入っている家が、でその後マンション建て替えてあった。そこに掛かっている部 分と掛かっていない部分とある。掛かってない部分は商業地域だった。ということ でそちらの方は高層の5階建てを建てたんですが、一部児童公園に掛かっているた めにそこは2階だけしかできなかったという。2階と5階ってこうへんてこな建物 できちゃったということがある。ところが戦後やはりさきほどお話がありましたよ うに荒廃した東京都になりまして、もっとそのすぐ近くへ、もう児童公園なんてい らないぐらい都市公園ができちゃったんです。それでもそこは外さないという不合 理があるんです。外すと補償しろっていうことになるんです。今まで規制したじゃ ないかと。これも何十年も掛かってますから親子、孫の世代までそういったことが 続くわけで非常に難しいとこでありますが、そういった規制等もありますので難し いんですけれども、今は大分そのへんを住民のご理解が得られた場合に限ってとい う条件を付けて地権者のご理解が得られた場合に、掛けてあって見直すように ちょっと話を今切り替えてきているところでそういう声を出してます。それでさき ほどのダブりますので言いませんけれども駅前区画整理も沿道事業に切り替えた、 こんなことを今やってるとこであります。さて何%だとかだっていう、このパーセ ンテージは分からないんですが、できた所とできない所とあります。理由はやはり その時の地権者が賛同いただかない限りいくら法律でもできない。しかしじゃあほ かへ路線変えろっていうこともさきほどの理由でできない。一旦決めてしまうとそ の地権者が「うん」と言うまで施行をできない。施行をできないという矛盾を孕ん だ計画であることも事実であります。課長の方から何か。

○建設水道課長

それでは都市計画街路につきましては完了地区についてご説明させていただきます。 さきほど町議さんの方からお話ありました北部の地区、役場周辺及び城前線で

の約7キロが完成して整備率は37%でございます。長野県の全体からいきますと21年3月31日が長野県下、長野県全体の39.5%でのは若干下回っているもののさきほどの諏訪市より大きく整備が進んでおります。下水道事業につきましてはさきほど申し上げたように全地域が完成いたしまして水洗化率も91.4ということで郡下でも高い位置を占めさせていただいております。区画整理の事業につきましては北部、原、新町、南原の3地区の57.6~クタールが完成いたしまして北部地区につきましては、この事業の取り組みにより役場周辺の都市計画道路が完成しております。以上でございます。

○熊谷(6番)

また実現達成率の話で言いますと、土地区画整理としてはどのくらいの達成率になりますか。

〇町 長 区画整理。

○熊谷(6番)

ええ、区画整理事業。

○町 長

私の答えている間に課長の方でパーセントを計算してください。駅前区画整理はくどい話でありますけれどもそのように、今のところ進捗はゼロですからこれから切り替えていきたいと思ってますが、辰野町で区画整理ができないばっかりではない。新町のこの高い西側、西山の方ですね、あれは区画整理見事にできあがりました。これは減歩率が非常に高かったですね。4割近くいったんじゃないですかね。30何%。それから100坪ある人が4割出してくださいよと、100坪ある人っていうか40%ぐらい減歩率を決めただけ出してください。それでみんなでもって道路を造りましょうと。その出した土地でですね、というようなことで宅地が残っていると。しかし減っても宅地の単価とか価値はそれ以上に上がるというのが区画整理の減歩率の原理であります。辰野駅前の所もそうです。あれは23%ぐらいまで下げてきましたでしょうか。グリーン地帯だとか道路だとかいろいろありましたので24、25%は出して欲しい。そしてあと残った所は価値がそれだけ上がるんで家を造り替えて狭くなりますが我慢してやってください、っていうのが区画整理の特徴であり欠点でもあり地主さんが反対されるゆえんでもあります。そんなところでありますが、

計算できたかね。じゃあ、課長の方からお答えいたします。

○建設水道課長

それでは計画されました 4 地区の全体の計画面積でございますが 66.3 ヘクタールでございます。その内、さきほど言いました 3 地区の 57.6 ヘクタールが完成しておりますので 86.9 % の進捗率でございます。この残りにつきましては辰野駅前の 8.7 ヘクタールでございます。以上でございます。

○熊谷(6番)

分かりました。そうしますと、駅前の計画が難航しているということ以外は順調にいったという理解をして良さそうということですね。それでは続いて質問をしてまいります。実現できなかった部分について何故かということを聞いてまいります。計画を実現できなかったのは都市計画道路6路線のほかに辰野駅前土地区画整理事業や荒神山公園、ウォーターパークの経営があります。営業があります。計画道路6路線は「計画に無理があった」の一言になりそうですが、辰野駅前の計画、それやウォーターパークこれらが不成功に終わったのは何故でしょうか。改めてお尋ねします。

○町 長

あのさきにちょっと申し上げておきますが、辰野町で都市計画を決定しまして都市計画範囲を決定しましたが、その中から小野地区と川島地区と上島地区は除きます。そこは都市計画区域内に入っていません。ほかは全部入ってるとこのような感覚でお尋ねをいただきたいと思います。したがいましてその中の皆さん方は固定資産税以外に日本中そうですが都市計画地域という網が被っている所は全部都市計画税という税金が取られているっていうけど、おかしいですが課せられております。その中でウォーターパークと駅前ということでありますが、ちょっと性質が違うんですね。ウォーターパークはできなかったわけじゃない、できたんです。ただし運営が赤字で止めたということに思っていただきたいです。お話の焦点がどこに入っているか。駅前の方はやりたくても手が着かなかったということで、何かできあがったが中止したっていうことではないです。それでお尋ねのように無理があった計画になっているんですが、日本中で駅前の所の区画がなされていない所は相当ありますね。大体駅前っていうのは区画でやっていこうというようなことを、町の顔とかそういうふうになっておりまして、今はまあ道路の時代ですから自動車の時代

ですからそうばっかとは言い切れませんが、なおなおそういうことはあります。長 野駅の東側って言うんですかね。裏側って私ども言ってますがあれもつい最近です ねできあがったのは。あれもやっぱり指定されたのが昭和30年代。ですから70年で すから40年近く経ってようやく地主さんたちが考え方が変わったり、代が代わった りする中で了承が得られて、それでさきほど、くどい話ですが簡単に端折って申し あげますが、区画整理の特徴は減歩があるということなんですね。 100 坪の人が30 とか20とか決められたその地によって違いますけれども、その土地を生み出さな きゃいけないもんですから。道路の面積、それから緑地帯、それから公園、いろい ろあります。それだけは全部条件に入ってますからそれを生み出すために減歩があ る。ようするに土地が減ってしまうということです。それが敵わんという反対の理 由と同時にそれがあるというこの特徴と両方あってそのへんがネックでどうも日本 中あちらこちらがなかなか進まない。やった所が珍しいぐらいというようなこと。 珍しいとは言えませんが国家プロジェクトが入る所は別なんですね。例えば極端に 言いますと大都市の所なんかですね、これはもう国家プロジェクトやらないと渋滞 しちゃって地主さんが良い悪いじゃないんだということで国を挙げての総出動で補 助金も払い、また替え地も出し、それから大きな道路も入れてっていうことをやり ますが、普通の市町村、10万20万ぐらいの都市だとやっぱりそこでやれという、ま して辰野は2万ぐらいの町ですからそこでやりなさいという。国家プロジェクトへ もっていく理由もないという、あるのはホタルだけだ、ぐらいなことになっちゃい ますのでやらなきゃいけない。したがって進まない理由は地主さんの合意が得られ ないからということであります。例えばそれはお金のある時でもですよ。お金のあ る時でもです。ただ今急に賛成されても今度はお金がないっちゅう時にもなります ので、お金っていうのは町が持たなきゃいけない。県が持たなきゃいけない、国も、 国、県、町とも連繋してますのでそれぞれが予算取れない限りできないっていう部 分もこれからさきは出てくるかもしれません。しかし今まではあくまでそういった 地元の原因、原因が良いか悪いかということを言うんじゃなくて問題があると。そ んなとこであります。

○熊谷(6番)

今の中でやはりご説明を聞いた中で、私は感じるところは地権者の許可が得られない、理解が得られない、何故か。そこが問題であります。これはですね私が想像

するに立案決定が行政主導で、上から下へおろす形でやろうとしたというところに 大きな問題があったのではないかと思われます。立案の時点から町民が加わる、あ るいは町民っていっても代表者になるわけですけれども地元の代表者、町を代表し て地元を代表して町民が関わっていく、そこにそういった観点でいかないとなかな か行政主導で上からおろして上手くいくというのは難しい、それは昔も今も同じだ というふうに感じます。今一つウォーターパークの問題でありますけれども、これ はもう過ぎてしまったことですが、やはり目に付きますね。今現在存在すること自 体が目に付くんで何とかならないものかというような思いがあります。それでは都 市計画の最後の質問でございますけれども、いよいよ核心に入ってまいります。全 面的に見直す考えはございませんか、という質問になってまいります。計画決定か ら60年以上経ち、状況は大きく変化しています。都市計画は諸刃の剣でありまして 頑張れば実現できる適正な計画は町を蘇らせます。不適正な計画はますます町を閉 塞に追い込んでいきます。町民サイドに立てば実現不可能な計画なのに住民の土地 利用に制限が課され更に税金が徴収されるのは問題であります。一方、都市計画区 域から外れた所でも問題が起こっています。さきほどの説明の中で私の不理解が、 理解できていないところがありまして、この都市計画図の色塗りしてある所だけが 区域内という理解をしてたんですが、どうもそうじゃないよという話ですので相当 広範囲にわたって区域になっておりますが、いずれにしても所有する土地に規制が 掛かっていない所、将来拡幅整備したいのに道路の範囲に住宅やアパートが建てら れてしまう。将来計画されるであろう、あるいはここに今の賑わいからすると道が 通るであろうという場所にも住宅やアパートが建てられてしまう問題。これを心配 している人は結構大勢います。今こそ都市計画の全面見直しが必要なのであります。 少子高齢化、人口減少時代を迎え、計画見直しに消極的な姿勢では今後ますますそ れが加速していくことでしょう。辰野町の将来ビジョン、一大居住拠点都市構想こ れに向けた新たな都市計画は作れないものでしょうか。国道 153 号線整備促進協議 会、ワークショップのまとめ、これや羽北道路網整備計画を包括した町全体を見渡 した新たな都市計画を作れないものでしょうか。町の財源は限られています。県や 国に財源を求めなければならない、そういった多くの難問があるわけですが国道県 道を主体に立案するなどアイデアと努力で何とかしたいものです。そこで提案です が手始めに、よその市町村の事例を研究するとか、町民の意識調査、交通量調査を

するとか計画見直しに向けた動きを開始できないものでしょうか、質問いたします。 〇町 長

それでは熊谷議員の次の質問にお答えをいたします。都市計画不合理な現在見る と不合理な点があり、あるいはまた合理的であっても許可されない地主さんたちの 賛同を得られない。こういうところがあるので大きく見直したらどうかということ なんですが、それはできれば一番良いと思うんですが、検討はしてまいりたいと思 いますけれども、さきほど言ったとおりで今度は説明しませんが言葉で代表的な言 葉だけで言っておきます。今まで規制した補償問題、この解決。その次は今までで きなかった所に対する規制された人たちの補償問題。その次は今まで既に施行をし た都市計画法に基づくいろんな道路とか下水道とか入ってますね。そこをまたもう 一回見直すのかということですね。そこが関与しない所は良いかもしれません。今 のこの今の話は。大きく見直すんなら今までやった所まで見直せっていうことにな りますから、例えば荒神山の都市公園なんかは「1回見直してそのままだ」って言 えばそれだけのことで良いんですけれども、そこを少しいじるとか何とかっていう ことになるとそれこそさきほどの二重投資に絡んできます。ですからそういった厳 しさ難しさはあるということがあります。検討はしてみたいと思いますが簡単には いかないだろうと思いますけれども、これからは簡単にいかないことを一所懸命 やっていくのが行政だっていう論理もありますので検討はしてみたいと思います。 それで駅前区画整理ちょっと落とした問題、特徴としてですね、さきほど減歩を言 いましたけれども特にあの商店街の所です。商店やっている人と地主と違うっちゅ うことなんですね。そこがまたもう一つの大きな問題だったと思います。殆どの方 が地元にはいるんですが、地主さんの大きな土地の一部を借りて商店を形成してい たのが多いですね。その後買い取ったかどうかは別で、その時点は。それで商店主 は「やっても良いよ」ってそう思いますよね、ですけど地主さんは「今のままやれ よ、これやると土地が25%減っちゃうじゃないか」と。 100 坪あったとしても75坪 でやれっていうことですからね。その減歩率の問題が非常に大きく引っかかった。 それで話し合いはして行政主導でこれは県施行でしたから。これからは町施行に今 度切り替えていきたいと私思ってますが、駅前区画じゃなくて新しい事業に変えて 県施行、ですから上からの押しつけっていうような感じもあったでしょう。だけど 一回総論賛成ぐらいまでは持ち込んだ頃もあるんですね、に近くまで。「区画整理

は良いぞ」絵に描いた餅見せてもらって「これは結構、結構だ、救急車も来る、大型ポンプも入る」それで減歩率っていうことは言ったんでしょうけども意味が分からなかったんじゃないかと思うんですね。25%とかいうようなことありました。それで段々各論に入ってきて「お宅の土地が100坪あれば75坪に減りますよ」というようなことを言う時から「おい、とんでもない話だ」というふうになってきた。行政のもっていき方もありますし最初から言ったんでしょうけども、言っても意味が分からなかったんじゃないかっていうふうなこともあります。そのへんもよく反省しながらでありますけれども、駅前区画に関しましては今私どもの考え方は区画整理を何とか外してもらって、ほかの事業、沿道、街路事業で町施行でやっていきたい、もちろん国県の予算を付けてです。というふうに考えてますし、大きく町中を見直すっていうことに対しましては今までやった所どうするの、という形にもなりますので、損害賠償の対象になっても困りますもんね。「じゃあ今までの下水道入れたのも全部返しなさい」なんて言われても困りますよね。いろんな形で検討はしてみたいと思います。以上であります。

○熊谷(6番)

非常に難しい話をやらなきゃいけないと思うんですが、しかしながらこれを一歩でも踏み出さないと、ますます補償問題は大きくなって月日が更に、要するに問題の先送りですから先へ行けば行くほど大きな問題になっていくと考えるべきだと思います。それと明らかに実現不可能な道路の計画をそのままにしておくというのも問題の先送りですから、ぼちぼち何とかする時期ではないかという。機運としてもですね世の中の機運としても地方自治の何て言うんですかね、権限移譲、市町村に与える権限移譲が始まっているような機運が感じられます。例えば枠付け見直し、表務づけ枠付け見直し、一次一括法等がその大きな流れかと思いますけれども、要は段々地方の独自の事情に合わせたことで計画を立てて良いよというような機運がそこまで来ているような気がしますので、是非、下調査といいますかいろんな準備を進め始めていいんじゃないかというような気がしますので、是非ともよろしくお願いいたします。

それでは次の大きな質問の第2番でございますが英語教育の必要性に、英語教育 について質問してまいります。最初に英語教育の必要性についてということでござ います。私たちの年代の多くの者は中学高校で教わってきた英語が「実用的でない な」と感じています。海外に外国語で電話できる人は限られているでしょう。外国人とEメールのやり取りをできる人もごく僅かでしょう。一人で外国旅行ができ、現地で飛行機やホテルの予約ができる人も少ないでしょう。「英語ができたらなぁ」と感じている人は多いと思います。英語ができれば確実にビジネスチャンスは広がります。例えば工場の海外進出の場面で現地駐在員として出向く時、多くの場合公用語が英語ですから、現地のスタッフで通訳を通さずに直接英会話でやりとりできれば、気持ちが通じ合って仕事の成功確立もグンと上昇するわけです。また自分の持つ専門知識、経験、技術が直接伝わるわけですから信用を勝ち取ることができるわけです。ここで教育長にお伺いします。英語教育の必要についてどのように考えられておられますか、お答え願います。

○教育長

今、議員さんご指摘のように私どもも英語を中学、高校、大学やってきたけれど もなかなか自由に英語を操ることはできません。片言程度がやっとかなという程度 であります。そしてまた先頃テレビの番組を見ておりましたところが、企業でも海 外勤務を命ぜられると拒否するという人が非常に増えてきたという番組をやってお るのを見ました。そして、また統計によりますと海外へ行く留学生ですね、の数が 近年ずっと減ってきたということも言われておりまして、何故そうなんだろうかと いうことも疑問に思うわけでありますけれども、言葉の壁というのがかなり大きい のかなというふうに思っておるところであります。英語教育、英語と言いますか小 学校にですね今の新しい学習指導要領によりますと、外国語活動という形で小学生 に外国語を取り入れるというふうになってきております。これは平成23年度から全 面的に実施されております新学習指導要領の中にそのように謳われておりますので、 現在行っているところでありますが、これはですね英語というふうに限定されてい るわけではなくてですね外国語活動ということでありますので、英語に限らず中国 語であったり朝鮮語であったり何語でもインド語でも何でも良いわけですけれども、 要するに小学校の中で必要とされていることは異文化理解ですね。異文化理解。日 本と外国との違いと、生活習慣の違いとか行事でありますとか文化の違いでありま すとかそういった異文化の理解をするということと、外国語を用いて積極的にコ ミュニケーション活動をするということが大きな狙いとして、外国語活動が位置付 けられているところであります。今ままで小学校にはこういうものなかったわけで

ありますけれども、今度の新しい学習指導要領からこれが設置をされているところでありますので、私といたしましても自分のことも顧みてみるともう少し小さい頃から言語を日本語以外のね、言語も慣れていくことが必要かなということは感じているところであります。国際的な感覚を持った人間、グローバルな人間を育成するためには必要かなと、こんなふうに思っているところであります。学者の中にはですね「小学生から外国語なんか習わせる必要はない」というふうに言っている学者もおりますし、またある学者は「小さい内から慣わせた方が良い」というふうに言ってる学者もおります。いろいろな審議があろうかと思いますけれども現在小学校へ外国語活動が取り入れられましたのは、長い間文部科学省の諮問機関である中央教育審議会が審議をした結果、入れた方が良いだろうということで入ってきたのが現在の状況であります。

〇町 長

ちょっと付け加えて我々の頃はという話がありまして全くそのとおりだと思いま すので、ちょっと簡単にお話いたしますが日本の国の今反省として、大体この今ま ではペーパーテストのための英語であった。ほかの学問も皆同じだと言えます。そ の方が文部官僚が管理するのに調査するのに楽だった。高校や大学入試なんかに対 しましてもペーパーテストの方が簡単にこう分類ができた。一定の起点で上は良い、 こっちは落とすとこんなようなことが簡単にできた。こういうことで本当の学問の 意味を追求されてなかったということがありまして今現在反対、反省されてました のは特に今英語のことをご指摘でありますが、TOEFL(トーフル)っていう考 え方があるんですね。英語のテストを外国語として捉えなさいという。もう一つは TOEIC(トイック)というのがありまして、このテストももう国際英語のしゃ べれるコミュニティーを作る英語だという考え方があって、これからテスト形式が こういうふうに変わっていくようですね。したがってもうカンバセーションもドン ドン入ってきますし、入れないといけない。ただそうすると大慌てなのが文部官僚、 どうやって管理したら良いのか。そんなことばか考えてる。したがっていくらやっ ても日本人はしゃべれない。大体、文字があって言語が出たわけではないですから、 人間がこうね、段々四つんばいから猿人類になってこう歩いて、最初に出たのは言 葉ですよ。アとかウとかいう。その内にこう何か意思が伝わるようになってそれを 字に文字に象形文字か何から始まってったっていうことですから、まず会話ができ

ないと全然意味がないということでとにかくTOEFLとTOEICのようなテスト的に変わっていくというようなこともちょっと付け加えておきたいと思います。 ○熊谷(6番)

確かにあれですね、言葉が先に話せるようになって子どものこう育っていく、っ ていうか幼児の状態から育っていく状態見ますと、話せるようになって次に読み書 きですから、まず会話という格好になろうかと思います。英語の必要性っていうの は我々製造業にとっても意外と身近な存在になってきている世の中で、一つ大事な のはやはり地方と都会のギャップを埋める武器にもなるということになりますね。 今、交通機関も十分そのこっからですとセントレアから飛び立てば、かなり近く行 くわけですから外国との行き来という、物理的なそういう行き来の問題、あるいは メールでのメールと電話でのやり取りで十分仕事ができるとか、結局都会と田舎の ギャップを埋められる世の中になってきています。そこで英語を武器に田舎でも十 分闘える、世界と闘えるんだというような観点が大事なんじゃないかというような 気がいたします。次に英語教育の現状について質問してまいります。私たちが受け てきた英語教育は読み書き話すの内の読むための勉強が多かったように感じます。 一番実用的な英会話の学習に至っては殆ど経験していないという状態でした。10歳 未満の子どもの内から優しい日常英会話を外国人、または英語で生活をしてきた経 験を持つ教師から教わるのが理想的と考えます。中学では英語での電話の掛け方や Eメールのやり取りなど実用的な勉強ができればと考えます。是非活きた英語教育、 実用的な英語教育を考えて欲しいのですがいかがでしょうか。

○教育長

さきほど申し上げました小学校の外国語活動につきましては、主におっしゃるように聞くこと話すこと。聞く話すの活動が小学校の主なことであります。中学へ行って始めて聞く話すに加えて読む、書く、ま文法も含めてですね、というような活動が入ってきます。したがってですね、さきほど町長も申されましたように言語の一番先は聞いたり話したりすることだということでありますので、小学校では聞く、話すが一番中心になってきております。また、授業をするのは5年生6年生についてやりなさいということでありますので、5年生の担任の先生、6年生の担任の先生が授業をするということになっておりますけれども、小学校の先生は今まで免許の中で英語を教える勉強をしてないですね。したがって発音とかいろんなこと

に慣れてない部分もあるわけでありますので、ALTと言いましてアシスタントの ランゲージティーチャーですね、を町でも雇い入れまして、小学校の5年生6年生 の各事業にはこのALTと一緒にティームティーチングで勉強を教えるとこういう ふうにしております。5年生が年間に35時間、6年生も年間に35時間、中学生は1 年2年3年ともに年間140時間の英語を勉強します。中学の方にももちろんALT を雇い入れておりまして、辰野町では中学生用のALTと小学生用のALTとお二 人を雇っております。また両小野小学校につきましては両小野中学に在中するAL Tを活用をさせていただいておるところであります。また今、学習指導要領に決め られて定められているものは、5年生と6年生ですけれども早い内からの方が良い ということに鑑みまして1年生から4年生まで、また時間が余った時には保育園ま で年間に数は少ないわけでありますけれども、ALTの先生に回っていただいて異 文化理解に供するように考えているところであります。またその聞く話すに関わり ましてはですね、今町長も申されましたように、入学試験にはですね高校への入学 試験も大学への入学試験も話すっていう試験が殆どないんですね。聞く、ヒヤリン グのテストはあるけれども自分が話していくっていうテストがない。だからどうし ても中学生も高校生も話す、聞く話す活動よりもどうしても書く、読む活動の方が 力が入ってしまいますので、これから先の入学試験のあり方等々も考えてく必要が あろうかな、というふうに考えているところであります。以上です。

○議長

熊谷議員、質問時間が過ぎましたので終了してください。

○熊谷(6番)

英語の受験の問題とかいろいろ考えますと、なかなか英語の要するに英会話をマスターするっていうのは難しい世の中だと思いますけれども、プラスアルファーでやらなきゃいけない、要するに上乗せでやらなきゃいけない、受験勉強のほかにやらなきゃいけないみたいな格好になってしまうのは残念ですけれども、できるだけ小さい内から今、教育長のおっしゃったような教育をどんどん積極的にしていただくことをお願いして質問を終了したいと思います。

○議長

ここで暫時休憩をします。なお再開時間は11時55分といたします。

休憩開始 11時 44分

○議長

休憩前に引き続き再開いたします。質問順位3番、議席5番、中谷道文議員。

【質問順位3番 議席5番 中谷 道文 議員】

○中谷(5番)

それでは私の質問をさせていただきたいと思います。私は事前に通告してありま す町の活性化と今後の取り組み方向についての質問と提案をさせていただきたいと 思います。1点は病院新築後の町の運営とその町政の柱についてお聞きをしたいと 思います。それから2点目は荒神山スポーツ公園の再開発について、今後どのよう な方向で進められるか。3番目は加工施設、それから直売所を含めた産直市場の開 設等について私の思いを述べさせていただきたいと思います。身近な3点に絞り、 提案をさせていただきます。主な論旨は国内外の厳しい経済情勢を踏まえて辰野町 がどうしたら今後、活力ある産業と賑わいのまちづくりの実現に近づけられるかと いう点にテーマを絞ってお願いをいたします。1点目の質問でありますが、病院の 移転新築のあと、町政としてどのような所に柱をおいて重点的に進められるのかお 伺いいたします。まず長年辰野町の大きな課題でありました病院建設も7月末完成、 10月1日営業開始となり今後は医師確保や経営の課題は残るものの23年度決算にお いて黒字化が実現できたことは町長はじめ、病院関係者の皆さんの大変なご尽力の 賜と深く敬意を表するものであります。そこで質問でありますが、町長大きな課題 を整理してくれた、次は何に取り組んでくれるのか、といった大きな期待を町長に 寄せているのが私のみでなく、多くの町民の思いではないかと思っております。そ こで今後どのような所にスポットを当てて、町政の舵取りを行っていくとお考えに なっておるのかお伺いをしたいと思います。よろしくお願いします。

○町 長

それでは引き続き質問順位3番の中谷道文議員の質問にお答えを申し上げていきたいと思います。病院後、町の柱としてはどんなことを考えているかということでありますが、非常にあれやこれやたくさんあります。まずは宅地造成等をしてやはり人口減に対しまして少しでも、さきほどの話は自然減の話でありましたが、また殆どが自然減で影響を受けているわけですが、それを早く産んでくれって待っててもなかなかって部分がありますから、社会増を考えねば少しは埋まるかなというこ

とでありますので、社会減にならないように社会増を増やすような宅地造成。幸い 諏訪圏、それから伊那圏の中間にありますのでそちらの皆さん方が交通の便の良い この辰野でできるだけ住んでくれないかなと。そっからまた通っていただいても良 いし、辰野にある大小さまざまな企業に勤めていただいても良いしというようなこ とも考えてたり。それにはまず道路をしっかりしていかなきゃいけないということ で 153 号線ほかのことも考えております。企業誘致もしなきゃいけないだろうと、 こんなふうにも思っております。それからまた、もう既に進めてはもちろんいるん ですけれども、今までやらなんでポッとこうやるってこういうことでなくて既に進 めていることがいっぱいありますんで、防災施設の問題だとか、教育環境の充実、 これを説明し出すときりありませんので。今言ったように道路網、観光も観光立 町って謳ったわけでありますから観光のこと。子育て支援、福祉のより充実が図れ るかどうか、財政面とも相談しながら考えていかなきゃならない。同時に若い皆さ ん方は辰野は比較的設備は揃っている方ですが、スポーツ、健康、文化とこんなよ うなことも柱の中に取り組んでいきたいと思いますが、どれも全部柱にしたいぐら いでありまして、これだっていうことは今後決めてくとこでありますが、そんな中 からみんなやっていきますけれどもちょっと先にならしたり、今度はこっちをまた やる、こっちをやるとかいうようなことでいかないと全部総体的にあげると、とっ ても財政的に参っちゃいますので、住民の世論をお聞きしながらまた町の必要性も 私どもも説きながら、分かっていただいて決めていきたい。議員の皆様方にも相談 していきたいとこんなふうにも思ってます。以上です。

○中谷(5番)

只今町長からご説明いただきましたけれど、やはりそうした多くの仕事を進めてくについては、予算的なものが伴ってまいり、町としてもいろいろと考慮して予算を立てられると思いますので、誠についでですみませんけれども、この町の予算の立て方等についてもし、ご説明願えればお願いしたいと思います。

○町 長

予算の立て方ですが・・

○中谷(5番)

仕組みです。

○町 長

えっ。

○中谷(5番)

仕組みをお願いします。はい、すみません。

〇町 長

仕組みは予算書でご覧なるとお分かりじゃないでしょうか。

○中谷(5番)

ええ、極簡単で結構ですので、どういう仕組みで予算、町の予算が組み立てられるかの説明です。

○町 長

あっ、そうですか、はい。極簡単に言いますと、まずやる事業を決めて、財政をくっ付けるか、あるいはお金の中から財政をくっ付けるかということですが、両面やってます。両面しないと虻蜂取らずになるということであります。同時に国庫補助、県補助が入ればできる。入らなければできないっていうやつもありますので、できるだけそちらの方も腕っ節強く投入できるように考えていきたい。補助金一所懸命取っても3割なんつっても、ねえ、大変ですから。できるだけ100に近いものを今一所懸命取って、全面的に国がバックアップしてくれるもの。そういうものは競争率が激しいですができるだけ取ってますが、それが財政を潤沢にして町が、じゃあるお金をそれに使わなんで済むようなこともしたいと思いますが、中にはそうばっかもいきませんけれども、153号線なんかは国道ですから、これは一所懸命取ってくれば国がやってくれて町が一銭も掛かるわけじゃありませんので、若干の負担はしますけれども、有利な事業を取ってる中でそういったものを打ち立っていきたいと、こんなことであります。組み立て方はそんなようなことですが。以上です。

○中谷(5番)

それでは今町長から今後の大きな取り組みの柱、またそれについてはいろいろと 判断をしながら考えて重点的に進めてまいりたいというお話を聞きましたので、理解をいたしました。そこで私は若干、基本戦略について質問並びに提案をさせていただきたいと考えております。1点目でありますが、町長の基本戦略については只今お聞きしましたが私は東日本の大震災の復興、それから世界的な金融危機、高齢 化の進行、円高基調による企業の収益減、雇用は海外シフトと。あらゆる面から見 て今後の町の財政状況はそう簡単には回らないと、こんなに考えてるものでありま して今後、福祉、医療、防災等を中心とした安全安心のまちづくりから早めに地域 産業の創出、雇用関係の充実、高齢者の雇用支援の樹立といった活力ある産業と賑 わいのまちづくりの実現のために、少しでも力を入れていくことが今後の辰野町の ためになるかとこのように考えるものであります。後発の嫌いはありますが、少し シフトチェンジが必要はないかなとこんなように日頃考えてるものです。なぜなら ば豊かな自然、支え合いとやすらぎ、安心安全な地域づくりは大変大切な部分と私 も考えておりますが、ハードルも高く際限のない取り組みであり国、県、町の財政 事情から見て今後非常に大変かと思われてなりません。昔からことわざに「福祉栄 えて国滅ぶ」と言われてもいるように、古今東西福祉国家で大発展の国は少ないと 思います。国も、県も、町も、家庭も原理は皆同じだと思います。大切さは理解し ますが、それは全て負の投資であり何時か必ずそのつけが回ってくるという現実が あるからです。少しでも町民に今後、少しでも町民の理解と我慢をお願いし再生産 や将来プラスに繋がる施策や投資をお願いし、特別有利な事業は別としても町に財 政的余裕が見られる時点まで、辛抱してもらうようなことは今後考えられないか。 2点目として地域産業の創出、雇用環境の充実の見地から提案したいと思いますが、 まず町一般会計予算の流れを見た時、過去4年間の流れでありますけども予算全体 のバランス、費用対効果、国の事業絡み、町の重点施策に関わるもの等大変なご苦 労いただいて予算編成をしている実態は十分を理解しております。町の活性化促進 に向けては、やはり予算的裏付けなしでは語れないので是非もう少しメリハリとパ ンチのある先行投資型も配慮した予算編制を次年度は検討をお願いしたく提案しま す。 3 つ目の提案でございますが、次年度の予算編成に当たっては私一つの提案で ありますけども、辰野町には大変すぐれた物作りの技術を持っておられる中小企業 の皆さんが多くおられるというようなお話を先だってお聞きをしました。そこで提 案でありますが、大きな企業のみでなくて本当の辰野町の物作りの底辺を支えてい ただいております中小企業の皆さんに、元気を出して頑張っていただくことがこれ からは町のためになるんじゃないかと。是非そんなようなことを頭に置いて支援を 考えていただきたいなとこんなに思います。例えば中小のものづくり企業の皆さん の組織作り、技術研鑽、各種指導等を町か商工会に担当者を配備し国、県、地域と

連携し町のものづくり産業が発展すべく取り組みの強化をしていったらどうかとこんなに考えております。既に諏訪地区だとか、伊那地区、最近では箕輪町でも組織化が進み成果が上がりつつあるとそんなようなことをお聞きしておりますので是非、そんなことの検討をお願いしていきたいなあと、こんなに考えておりますのでよろしくお願いします。もし、提案の中で特別な課題等ありましたら町長のコメントをお願いします。

〇町 長

今るる、次に向けてのご質問って言いますか提案もあったわけでありまして、 じゃちょっと大枠で難しいんですけども、今、今まで提案されてるある分野に対し てはあれこれ際限がないので、無駄とは言わないけれども大変な投資になってくと。 それよりも先行投資せよ、っていうふうにおっしゃいましたけど矛盾じゃないです かね、ちょっと。「先行投資しよう」こちらの方やると「際限がないからあまりそ ちらに力入れるな」っていうことですが、もう少し分類していただくと分かりやす いと思います。「先行投資型にせよ、しかし際限がない所にはするな」っていうこ とになりますので、どういった先行投資が一番良いのかっていうことを言っていた だくとありがたいんですが、しかし今まで現在、町議さんの方から言われた部分で あります。「中小企業に対して頑張れという応援をせよ」ということであります。 町の方も農業に関しては農協さんて言いますかJAさんの方が非常に専門的であり ますので、そちらの方へ共同しながらある一部、また協賛金等も出しながら応援し ながらお願いをしております。もちろん町のできる行政分野、農業に対する行政分 野は町が引き受けております。同様に商工業に対しましてはやはり毎日その専門的 に考えてないと、片手間ではできませんので商工会の方に一定の負担をして、ある 人件費、それからまた総額、また企画によっては、で町の方も商工業の行政的なこ とはやりますが専門的なことはできるだけそちらへお願いして指導をし、今言いま したように異業種間交流っていうことを進めて私どもお願いしてきましたが、これ からはもう同業種間交流もしていただいて、情報交換もする。そういった組織等も また後援などは技術革新の勉強会、こんなことしなければいけないだろうと。で町 議さんおっしゃるように大企業ばかりでなくて、日本の85%っていうのは中小企業 で成り立っているわけですので、辰野町の中でも同じことでありますから頑張るよ うに方向がまた良い情報が取れたら出しながら、また商工会、農協さんの方は農業、 産業っていう意味では農業も大きな産業でありますので、そういったことで進めて いきたいとこんなふうにも思うわけであります。ということで、際限のない方へし なんで先行投資形へせよっていうのをちょっと、もし次の質問にあれば言っていた だくともう少しお答えしやすいと思います。あ、それがシフトチェンジっていうこ とでしょうかね。際限のない所へ入れてっちゃいけないが先行投資しよう、じゃあ どんな先行投資かっていうと今の商工業とかそういうようなことなのかな、と思い ますが「福祉栄えて国滅ぶ」やり過ぎればということだと思います。しかしス ウェーデン等のやり方見ていきますと、国民が同意してある一定の贅沢をしないっ て割り切って所得の45%も国に納める、そのかわり安心して自分で預金や何かしな くても年取って働けなくなれば国が面倒みてくれると、こういう定着型もあるんで すが、しかし全体は経済の発展によって国の力は定まりますので、いくら福祉が良 くても給料上げてくには経済ですから、まあああいった国は非常にこの夜ばっか だったり昼間だってそんなようなね所もあったりして、非常に大変かと思いますけ れども、よくやってるなって感心します。ですから福祉完全に切り捨てでなくて、 福祉やり過ぎて国が滅ぶばっかりじゃなくて、滅ばないように何とやる手はないの かっていうことも考えながら。しかし言っている意味はよく分かります。これは福 祉ばかりでなくても何でもそうです。全体行政じゃなくてどっかがぐーっと行き過 ぎると滅びます。教育ばっかぐーっとやっちゃて、そんなふうにやってるともう滅 んじゃいます。やっぱり360度グローバルに、町の中のグローバル的に考え方を 持ってってバランス良く持ってかないとやっぱり滅びると言うかね、ダメになっ ちゃうと思いますね。おっしゃるとおりですが、そんなとこで良いでしょうか。

○中谷(5番)

今町長さんの説明で町のやっぱし全体の状況を見ながら、対応していくということで必要なことはご理解をいただきましたので、まあ少しということでございますのでそういう観点で今後のあり方もご検討を続けていただければ、今でも考えられておることでありますけどもよろしくお願いします。

それでは続いて2番目の質問に入らせていただきます。2番目の質問の荒神山公園の再開発と今後の方向性について質問と提案をさせていただきます。私は昔から荒神山スポーツ公園の近くに居を構えている関わりで、地元として多くの町民の要望意見をこの場をお借りして皆様にお繋いできました。スポーツ施設は少し老朽化

の嫌いはありますが、公園の 800 本の桜と桜の大アーチ、日本ため池 100 選のたつの海に写る景観はまさしく辰野町の観光のメッカ的存在になりつつあります。町当局並びにパークホテルの皆様のご協力、また観光協会や多くの関係する皆様方に深く敬意を表する次第であります。そこで少し質問をさせていただきます。つい先だって荒神山スポーツ公園の再開発に関する懇談会、ワークショップが開催されたとお聞ききしましたので、その模様について3点ほど質問をいたします。1点ではありますが懇談会出席者よりどのような意見要望が出されたか、主なもので結構ですのでご発表いただけばありがたいと思います。関連していますので、質問を続けますが、今後の方向性なり町の取り組みの具体策についていつ頃までに取りまとめされ集約され、いつ頃を目処に次のステップに入られるか。3番目として現在町も既に、公園整備の一環として具体的な事業の取り組みの計画をしているとお聞きしましたので、もしその内容についてお話できるようでありましたら、お聞きしたいと思います。3点をよろしくお願いします。

〇町 長

それでは次の質問に荒神山スポーツ公園に関するご質問にお答えをしていきたい と思います。まず懇談会をしていただきまして非常に関心が高くて私どもも大変あ りがたいことだと、こんなに関心を持っていただくと荒神山ももう少し人が大勢来 るような雰囲気づくりができるかなっていうようなことで、こういった公園懇談会 通信というのをいただいております。この中に大体詳しく全部出ておりますので、 そのことにつきましてはまた課長の方からお答え申し上げますが、私の方といたし ましては今の方向の中でいつ頃、どんなふうにやっていくかっていうことですが、 もう少し煮詰めていただかないとやりようがないって言いますか、総花が今出てま す、総花的ですので。総花の中から総花的な集約的な方向が掴めれば、それにまた 落として、このことあのこととやっていきたいと思っております。現在、町でも力 を入れてやってるっていうことですが、森林セラピーっていうのがありまして森林 浴ですよね。やっぱり健康、歩く、歩くことが非常に良い。ただ炎天下歩くよりも、 その、まあ炎天下じゃなくても良いんですが、ああいった森林の中歩くとフィトン チッドという樹木から発する酵素等が非常に人間に良いというようなことで、健康 に良いということで、じゃせっかくなら荒神山もこうコースができるんじゃないか なと。結構森林もありますし。で周遊的なこう歩ける所、それ等を今検討いたしま

して前にも提示したとこでありますが担当課の方で歩ける一つのコース、歩く所ですから車道と違ってぱーっと一望に見えるわけじゃありませんので、やっぱり看板作りをしたり、コースも指定しないとどっからでも次のほかの道入っちゃいますので、一つのモデルコースを造っていきたいというようなことで、健康とそれから歩道と公園の要素を絡めて今進んでおりますし、また子どもさんたち、子どもたちの遊具に対しましても老朽化したり危険性があったりするものに対しましては長寿命化ということで延命化と言うか、長寿命化を図るように。またもう古くなったものは交換するなり、あるいはまた補修するなりを進めてるとこであります。前段のことにつきましては担当課長の方からお答えを申し上げます。

○建設水道課長

それでは去る、24年4月26日荒神山公園懇談会を役場会議室で行いました。その 時に出されましたご意見等につきまして、発表させていただきます。「自然を活か した公園づくりを望みます」と。「樹木の手入れについてボランティアに参加した い」「樹木の管理が必要」「美術館周辺は樹木が密集しているため地元有志で間伐 を行っていきたい」「植樹等を行う場合には生物多様性にも配慮し樹種を選定する ことも必要である」「古い建物が多いので将来のビジョンを示す必要性もある」 「都市公園の割にトイレが少ない、また美しくない」「駐車場なども容量が不足を 感じる」「各施設を自立充実させ、高校生などの合宿に利用できるようにしてはど うか」「起伏があるのでランニングコースなど利用価値もあると思う」と。それか ら「公園内いずれかの施設にトレーニングルームを造れば来場者が増えるではない か」と。また「プールとその周辺の利用についてはプールとしての利用をそのまま 残すほか、釣り堀、水鳥の池、小動物や鳥類のコーナーなどいろいろの考えたい」 「荒神山全体を一つのテーマパークとし、ウォーターパークの施設を再利用し、子 ども、動物園の開園」等のご意見。また細かいことには「樹木に名札を付けて樹木 名が分かるようにしたい」それから「公園内に犬が自由に飛び回れるエリア、ドッ クランを設置してみたら」と、のようなご意見が出されました。これにつきまして さきほども町長の方から話がありましたように、役場の中においては平成22年から 庁内検討委員会がございます。これを受けましてここで庁内検討委員会を再度行い ましてこの秋には荒神山公園懇談会を開催し、また皆さんのご意見等をお聞きする 中でまとめる方向で進めていきたいなと思っております。それから、現在の取り組 み状況でございますが、昨年度、公園の長寿命化計画を行いました。これにより私たちも公園の細かな所まで目がいきまして、各施設のもの、そして施設等が確認ができましてその中からやはり早急的に修理等、直さなければいけない施設等も多々あるということが分かりました。このことからこもれび広場の木製遊具の改築乗り物の遊具、ベンチ、展望台、藤棚などの改修に本年度進めてまいりたいと思います。次年度はたつの海の東側、芝生広場に大型遊具を只今現在検討しているところでございます。また産業振興課においては、さきほど町長から話がありました森林セラピーも兼ねた信州森の小径ということで遊歩道の設置やたつの海の波よけ護岸の改修等の計画を先般の懇談会でご説明し、そのように進めていきたいということで考えております。以上でございます。

○中谷(5番)

只今町長さんや、課長さんの方から取り組みの現状や時期的なもの、進め方につ いてお話をいただきまして理解しましたので、この問題につきましてはワーク ショップや検討委員会を十分やる中で方向付けされられることであると思いますの で、特別返答やら先走ったこと等は申し上げたり言わないことといたしますが、4 点ほどちょっと考えていることがありますので参考に提案をしたいと思います。ま ず1点目でありますが、地元としては今回ウォーターパークの跡地の新たな活用を 最優先に検討を願いたいということで、さきほど熊谷議員からも提案されたように 内容的なものについてはそういうことであります。また地元としては最悪の場合は 公園除外をしてでも何とか進めて欲しいな、というような考えもあります。2番目 でありますけれども、辰野町には子どもを遊ばせる場所がない、少ないといった切 実な町民の要望がありまして懇談会でも提案されているように思い切った遊具の導 入や、ふれあい子ども動物園、冬も見られるフラワーセンター、植物園等スポーツ 公園プラス遊園地風、プラス観光と合わせた総合的な公園に変えていってはどうか と、こんなことを考えております。それから3番目でありますけれども、公園の再 開発にあたっては、新たなる雇用が創出できるような方向で検討をしたいと。大き なお金をずっと長年投資をしてきていますので、少しは雇用ができたりプラスにな るような方向で企画をしていただきたいと、こんなことを提案したいと思います。 4つ目といたしまして、この公園は町民だけでなく他町村や将来は都会の人々も体 験学習や観光に多くの人々が訪れ、辰野町に来てもらえ、またお金を落としていっ

てくれるような企画を希望します。 5番目として、この企画立案にあたっては関係者の先進地視察や研修を十分踏まえて、構想及び運営についての勉強した上で企画立案されるよう強く提案をいたします。以上 5点ほど申し上げましたが、この実現によりまして辰野町の活性化の一つが叶えられるではないかとこんなように大きな期待をいだいているところでございます。この件に関してワークショップで十分、専門的に討議をいただくこととして特別ご返答の関係については結構であります。

3番目の質問に入らせていただきたいと思います。3点目は加工施設と直売所を 併設した産直の市場の開設についてと題して質問、提案をしたいと思います。現在 町当局において、加工施設や直売所等について町内の出荷組合の皆さん、あるいは 関係者の懇談会や研修会が開催され、また極最近では、加工施設や直売所の研修視 察も実施されたとお聞きをしています。3月議会でも根橋、成瀬両議員から加工施 設のことが提案されております。私も町の五次総合計画の4本目の柱に掲げられて いる「活力ある産業とにぎわいのまちづくり」副題として、地域産業の創出、雇用 環境の充実、農業を含む高齢者就業支援の充実等の視点より捉えた時、大変時宜を 得た取り組みと高く評価をしているところであります。そこで質問と提案を申し上 げたいと思いますけれども、まず最初に現状の取り組み状況についてお伺いいたし ます。これも連動しておりますので一括申し上げます。一番上として先日視察研修 者による反省会が開催されたと聞いております。出席者の反応や建設に向けた意見 要望等をお伺いいたします。2点目として、今後の進め方についてお伺いします。 今後関係者によるワークショップが度々開かれ種々の検討がされて方向が出される ものと思いますが、いつ頃を目途として方向付けされまた種々の導入、施設奨励等 もいろいろ含めたこともあると思いますのでいつ頃建設されるのか。いつ頃になる のかなと、こんなようなおおよその時期等についても腹案があったらお聞かせを願 いたいと思います。以上2点につきまして説明をお願いします。

○町 長

さきほどの荒神山の件ですが、もう答弁いらないっていうことでありますが特殊性ということだけちょっとお話申し上げておきたいと思います。せっかくの機会であります。簡単に言葉、項目だけで。非常に荒神山は見方によると特殊な魅力のある所だということをよく言われます。単発的に言う人もありますが、総合的に是非我々も考えていかなきゃならないということであります。非常に歴史とそういった

文化、歴史、などが学べる所である。見方によれば確かにあります。それから湖が、 人口の湖でありますが、山の上に湖があるっていうことは非常に珍しいらしいです ね。あの原理知らないと。普通は水っていうのは上から下りてくるんでこう谷間の 所かなんかになんですけれども、摩周湖と同じように山の頂点にこうあるっていう のは珍しいっちゃ珍しい。決して水道で上げてるって言って書いてないもんですか ら、そのへんも珍しさが人を呼ぶだろう。同時にまたナトリウム炭酸水素塩泉とい う良い温泉が出るということ。それからまた最近では珍しい植物があそこに寄生し ていてくれてると。絶滅種々に近いようなものもある。したがってそれにまつわる 動植物も発見されつつあるということで、自然の正に宝庫でもあるのかなというふ うに思っております。したがいまして年間通じて今、一所懸命町のオリンパスさん も今度は秋の方ということでモミジを一所懸命増やさせていただいて、今年も 100 本ぐらい植えていただいたようでありますが春の桜だけでなくて、また1年間通じ て、雪の時も雪の景色もっていうようなこともあるわけですが、冬のほたるイルミ ネーションっていう世界も出始めましたし、通年を通じて大勢があの憩いの場所に していただけたらと、こんなふうに思っておりますので特殊な魅力のある所だとこ んなことだけ一つお互いにPRしていきたいと、こんなふうにも思います。水道で えらい水を上げてるなんてことはあまり言わん方が良いかもしれませんけれども、 そういう意味で確かにこう山の上に湖があるってね、変ですよね。谷があって普通 はこうね、下の方にある。ただ雨が降ってあそこに溜まるのかとこういうふうなこ としか考えられないというふうなことでありますので、いろいろこう辰野七不思議 の一つにしておいたらいかがでしょうか。その次の問題であります。加工施設につ きまして出席者は今後どのような意見であったかというようなことでありますので、 課長の方から詳しくお答えをしたいとこんなふうに思います。加工施設は住民の皆 さんから強い要望が実はあります。あって、農作物にプラス付加価値を付けるのが 加工であると。正にそうです。日本は加工技術で栄えた国であります。今まではで すね。当然農作物もそうでありますのでその中から辰野ブランドも前から言ってま すとおり、観光立町でありますし辰野ブランドって私も言ってありますので、今ま でも大分ブランドできましたけれども更にまた頭捻ったり、知恵が出たりっていう 結集の中から苦心の技の中から出てくるのが本物かなと思いますのでそんなものを 作っていただきたいというふうに願っております。さてその建物について、そう

いった集結する場所があるかっていうことであちらこちら検討を実はしております。いつからどうなったっていうことでありますが、予算が付き次第ということにこれはなると思います。できるだけ早い機会にとも思っておりますのでご承知おきいただき、また希望も寄せていただきたいと思います。それではその出席者の方の意見を課長の方からお答えいたします。

○産業振興課長

それでは私の方から視察に行きまして反省会、検討会でありますけれど実施した内容について報告させていただきます。視察につきましては4月の26日の日に29人の参加で飯島町、それから箕輪町の直売所、あるいは加工施設を見学、視察してまいりまして5月の31日に反省会等を実施しております。課題として出されたものにつきましては農産物の加工の目的、それから誰が加工するのか、生きがい対策でやるのかどうか、とそんなような点と何を産品とするのか。活かせる素材の量があるのかどうか。運営の体制、運営費、採算を取れるようにするにはどうしたら良いのか、っていうそんな点。それから販路をどうするのか。それに伴いまして製造許可申請など、どのようなふうに進めていくのかどうか、っていうような点が出されまして一旦持ち帰っていただきましてまた多く検討会をしていくというようなことになっております。以上であります。

○中谷(5番)

只今、町長はじめ課長の方から考え方等、今後進め方についてのお話がありましたので、理解を深めました。そこで要望と提案が少々ありますので、これは参考の意見としてお聞き取りいただければありがたいと、こんなふうに思います。6点程ありますので一括、述べます。1つとして、今お話のように加工施設だけではなかなか経営的に施設の運営が大変でペイできないと、こんなように私は考えておりますので直売所を併設し、この企画を進めるように提案をいたします。2番目として、直売所は少し大型のものとし、夏は地場産品中心、冬は仕入れ商品を柱に組んで経営の安定を図る。特に通年販売可能な仕入れ商品や加工商品にも力点を置き、海産物、食肉及びその加工品や地元特産品、例えば辰野町の有名な土産品等も出店するというようなことで視野に入れ、品揃え豊富な直売所としてはどうかと、こんなふうに考えております。それから3番目は辰野町を代表するようなメニュー献立の食堂を併設してはどうかと。例えば松茸入り土瓶蒸しとか、地元産そばとか、お焼き、

それから食事ではホタル丼等、特徴あるメニューを揃えた食堂の併設を行ってはどうかと。 4 点目は、経営は町又は第 3 セクターとして関係生産組合や関係者の参加による組み立てとして将来は、指定管理も視野に入れて検討されてはどうかと。 5 番目として、この事業には豊富な経験とアイデアを持ち、しかも指導力を備えた有能な実務者が絶対必要な要素です。大変ありがたいことに、辰野町には昨年まで埼玉県狭山市でアンヒーと言う産直市場、資本金は 3 億円とお伺いしてますけれども、規模で経営していた沢底出身の有賀良彦社長が故郷辰野町に戻られて、町にそんな計画があればお手伝いしていただけると、そんなような申し出もいただいておりますので今後何かと相談ご指導を受けられながら企画することは大変良いことじゃないかというようなことを、と思っておりますので提案します。 6 点目として、この事業の取り組みにより活気のあるまちづくり、雇用の創出、ひいては観光立町の見地から大いに役立つ事業と確信をしております。以上、色々と提案をいたしましたが、今後のワークショップの検討結果に期待をして私の提案質問を終わります。 少々、時間を残していますけれども以上で私の一般質問は全て終了いたします。 どうもありがとうございました。

○町 長

ちょっとすみません、いいですか、1点だけ。さきほどの中でちょっと言い間違え、言い間違えって言いますか荒神山のため池ですが、あれ水道で入れてるって言いますが、水道管を使って上水道入れているわけじゃなくて沢底川の水を入れているということですので、拘る方はそのへんに修正しておいてください。 ポンプアップしている所です。

○議長

只今より昼食をとるため暫時休憩といたします。なお再開時間は午後1時30分と いたしますので時間までに入場をお願いいたします。

休憩開始 12時 40分

再開時間 13時 30分。

○議長

休憩前に引き続き再開いたします。質問順位4番、議席9番、成瀬恵津子議員。

【質問順位4番 議席9番 成瀬 恵津子 議員】

○成瀬 (9番)

それでは通告にしたがいまして2項目について質問させていただきます。始めの 1項目目であります。辰野病院への患者の送迎について質問させていただきます。 辰野町は交通弱者の方の足の確保について、地域公共交通会議で町民アンケートに 基づき利用者側にとって一番利用しやすく、一人でも多くの方に利用していただけ るよう会議で決定していただきました。 6月20日の会議で方向性が決定されるよう ですが地域公共交通の会議のメンバーの皆様には検討していただき感謝申し上げま す。一番良い方向に決まると思います。ここでは20日に、20日以降に方向性が発表 されるとのことですので、ここでは聞かないでおきます。そういった中、いよいよ 辰野病院が7月末に完成。10月1日開院となります。やはり新病院が立派な建物に 完成していきますとその建物の建築物を見た町民の皆様は本当に、町民の皆様はも とより町外の方々からも「想像していたより大きく立派な病院ができたね」とか 「何かあったら辰野病院に診てもらいたい」そういった開院を待ちわびている声が 多く聞こえてきます。しかし病院の外観よりやはり中身であります。患者が喜んで 来院していただける病院体制であります。病院にとって患者はお客さんであります。 町内外から多くの患者が辰野病院に来院していただきたいと願っております。そこ で質問いたします。待望の新病院が完成するわけでありますから「今まで以上に多 くの患者に来院してもらうには、どうしたら良いか」であります。今までにない患 者のニーズに応えていくことが非常に大事ということであります。町民の皆様から は「新病院ができたのでこれからは是非、辰野病院で患者さんの送迎の車を出して 欲しい」との声が寄せられております。特に透析患者の方のご家族からは「送迎車 の手配を是非、考えて欲しい」との強い要望が寄せられております。送迎をする家 族の負担が非常に大きいようであります。町へもこういった要望が寄せられている とお聞きしました。こういった要望に対しての町長の考えをお聞きいたします。

○町 長

それでは質問順位第4番の成瀬恵津子議員の質問にお答えいたします。 辰野病院 に対しまして患者さんの送迎を公共交通ということも、今考えてるわけであります が上手くいけばそこへ当たってくる部分も出てくるかなと思いますが、川島線等は 路線の変更、辰野駅まででありますから現在のところ回っている病院の宮木からこの役場前に変更して、役場前を通って病院の新病院の所を停車位置にしていくこと

は可能でありますし、そんなような方向はあるものはしていきたいと、こんなふう に思っております。しかし「病院で送迎をする」ということはあまり聞いてません。 近隣の例でみてまいりましても、諏訪日赤もしてないでしょうし、岡谷病院も病院 としてはしてない。公共病院の場合です。伊那もしてないと思いますし昭和伊南も してません。ただ昭和伊南は透析、民間病院ができたためにそことの若干取り合い、 取り合いって言い方おかしいですが、サービス比べが若干できてきておりますので 透析の方に関しては昭和伊南は小さなマイクロで、しかし対象者3人ぐらいだそう です。その送り迎えをしているということです。さあ、その一概にこの病院の送り 迎えって言いましても時間帯をどうするのか、一つの案を出していただかないと、 例えばやるにしても、じゃあそのぐらいの状態でやってく、じゃあどのくらいの経 費が掛かるって算定基準がないわけでありますから。どのような送り迎えができる のか。どのようにお考えなのかをまたお聞かせいただければお答えもしやすくなる ということであります。箕輪町の生協病院さんなどの場合は、これは病院として やっているわけではなくて会員方式を取ってる部分もありますので、会員以外だっ て診てくれるでしょうけども、会員の互助会みたいな形の中で全部が全部っていう ことじゃないでしょうけども送り迎えのシステムは若干あると、こういうようなこ とは聞き及んではおります。そんなとこでありますので急に辰野病院だけ、送り迎 えって言われましてもやれば良いんでしょうけどもやる方法と、あるいはまた実際 にそこまでするのかどうか、そのへんがまだ自分としても固まっておりません。何 かこの質問の中で良いことがあればまたお聞かせいただければと、こんなように思 いますが。

○成瀬 (9番)

本当にこういう声が多いですので、是非またこの、どのように、例えば検討する場合はどのようにしていったら良いかっていうことはまた町側で考えていくことが良いかと思います。今町長の答弁の中で「近隣でそういうやっているという声は聞かない」っていう答弁でありましたが、近隣でやっていないことをこれから辰野病院で是非、やっていくべきではないかと思います。やはりこういう声が多く寄せられてるっていうことは、そういう本当に若い運転自分で自由にできる方は本当に良いんですけど、昼間家族がお勤めしてていないとか、なかなか病院が今度遠くなってしまって行くにも大変だという声の方たちがこういう声を寄せております。そう

いう方たちの声に応えていくべきではないかと思いますが、以前からこういう本当に辰野病院の送迎の車、特に「透析の患者の送迎をして欲しい」っていう声が町の方へも寄せられていたと思いますが、以前からこういった声が町民の皆様から寄せられていましたが、なかなか町としてこの辰野病院がこの送迎に対して実施できませんでしたが何故、このこういう町民から多くの声が寄せられていたようでありますが、その寄せられていたにも関わらず実施できなかったって、その何か理由があるんでしょうか。その理由をお聞かせください。

〇町 長

今、理由ということですけど、全く分からなんで白紙で聞かれてますか?何にも 理由が、そういう声があったんでしょうけども、やってないのに、本当に分からな くて町議さんがこういう質問しているんですか?というようなこともあとで答えて いただければと思いますが、私ども単純に今考えてみましてね、こういうことなん ですよ。辰野病院の場合は小野地区だけとかいうんでなくて、辰野全町にまたがっ てますし、前からその公共交通やるにしましても谷が非常に多くて、なかなかその 行ったり来たりでの時間掛かっちゃうと。1台やそこらでできるものでもない。お まけに辰野病院の場合は箕輪町の約22、23%の患者さんもありますので、そこまで ということになりまして、じゃ大体さきほどちょっと私が投げかけたのは、じゃ何 時頃集合してそこへバスが行くのかですね。それで帰りは何時にするのか。1回だ けでも大変なんですけれども、患者さんによってその時間が終わる時間が全部違う 筈です。それから行く時間も予約してある方とそうでない方と時間は違ってるわけ です。それをフルにとは言わないまでも6、7割バックアップする、バスがあれば 乗るという人ですよ。自分で行ける人は別として。バックアップするにしてもこれ は大変なことになるんじゃないのかな。同時にまた川島線だとか飯沼線のバスの年 間の諸経費はお分かりでしょうか。それかける何倍も掛かっていくんではないかな と、いうようなこともあります。というようなこと総合的に考えて今現在はなかな かできてないっていうのはそういう意味でございます。なおまた担当課の方へそう いった声が、あるいは担当の病院の方へ入っているかどうか等は事務長の方からお 答えをいたします。

○辰野病院事務長

患者さんの送迎の関係ですけれども病院、町立辰野総合病院の方でも過去に検討

した経過がございます。その時の意見でありますけれども、やはり病院の経営状況 が今ちょっとあまりよくないっていう状況の中、またこれ以上費用負担をしてはで きないんじゃないかということがありました。また送迎の時の事故の対応がちょっ と難しい、そういうこともあります。あとですね誰が誰を運ぶのかさきほどちょっ とお話あったんですけれども、病院側としまして送迎する病院側の体制をどうする のか、または誰を運ぶのかというところなんですが、やはり今議員さんが言われま したとおり、透析の患者の方のご家族の方も大変だっていう状況を把握してござい ますが、病院としましては透析患者のみで良いのか、どの患者を対象にするのか、 そのへんを考えまして現状では対応ができずに今日を迎えているところであります。 また透析患者の方ですけれども、やはり自分の自車、または家族の方が送り迎えし ている方が全体の86%ぐらいあります。逆にタクシーに乗ってくる方が4%ぐらい、 介護センター、ボランティアの介護タクシーを使っている方がやはり5%ぐらいと いうことで全体の数から、透析患者さんの数からいきますとやはり3名ないし5名 ぐらいになってくると思います。そのへんを踏まえまして現状の方では今の病院体 制としましてはちょっと送迎の方は無理だっていうことが現状であります。以上で す。

○成瀬 (9番)

本当にいろいろ考えてくと確かに難しいと思いますが、こういう患者さんの町民の声があるっていうことを頭の中に是非入れておいていただいて、今後の課題としていただけたらと思います。3番目としまして、両小野国保の診療所では患者の送迎を診療所で車を出して行っております。小野の方々はとても助かっているようであります。町民からは辰野病院も新しくなるのだから患者の送迎はやるべきだとの声が届いております。小野の方からも本当に両小野国保診療所で送迎をやっていただいて本当に助かっている、だから今度辰野病院もそのような方向でせっかく新病院ができるのだからそういうようにもっていくべきではないか、ということが小野の方からも、そういう声が出ております。本当に両小野診療所でしっかり送迎を行っているのですから何とかそういうのも参考にしていただきながら、確か両小野診療所の方では人数も少ないし、送迎の範囲も少ない、狭いでありましょうけどそういうのも参考にしていただきながら、辰野病院も本当に最初から難しいっていうのではなく、是非送迎をやるべきと考えます。新病院ができ、本当に更にまた今ま

で行っていなかった患者の送迎も行うようになったら、町民の皆さんは本当に辰野病院に掛かろう。そう思うようになり喜びと感謝の思いでそういうふうになるのではないでしょうか。どうすればその患者、要するにお客さんですね、が来てくださるのかと本当に皆、今は本当に病院に限らず今は美容院とかいろんな所で本当にお客の確保のために本当に送迎を本当にしております。そのようにしていろんな商店が患者の確保に一所懸命努力、工夫をしてどのようにするかっていうことを本当に一所懸命やっております。で、もう本当にどうすればお客が来てくださるのかと皆必死でお客の確保に行政に限らずいろんな商売やっている方が考えて、お客の確保を考えております。是非、本当にこういう町民の声を真摯に受け止めていただき、是非、辰野病院もこれからは何らかの方法で患者の送迎をやっていくべきと考えますが、本当に同じことを聞くようですがそういった今、いろんな所でいろんな業者、仕事をしている人がお客の確保、ニーズに応えている世の中でありますがもう一度町長に今の考えをお聞きいたします。

〇町 長

お気持ちはよく分かるし住民の声もそんなようなこと言う方もありますので、考 えられるわけでありますが、現実的にですね辰野病院ぐらいになりますと両小野国 保病院の患者数とまた違ってきますので、あるいはまたその地区が少ないといって も1人は一人ということですから、全町的に網羅するのは公共交通でも今どうする のか今、デマンドにするのか困って対応どうするのかっていうぐらいに地形的にみ て非常に難しいわけであります。おまけにさきほど言ったように箕輪の一部まで入 らなきゃいけない。それと同時にまた前にも調査ちょっとしたことあるんですが現 状ではですよ、現状では足がないのでほかの病院へ行ってしまうっていう人は全体 の中でほんの僅かだと思います。辰野病院の場合。だから苦労して良いのかってい うことではありませんよ。お客さんの患者の取り合いだ何だかんだっていうことに なると交通機関、送り迎えがないのでほかの病院へ行っちゃったっていう人はほん の僅かで、そうじゃなくてほかの病院へ行くならほかの病院へ行くなりの第3次医 療第2次医療、辰野町やってる第1次医療の普通の開業医で済む。そんなようなこ との仕分けの中でそういうことがあるわけであります。公共交通の方でどのように 今後そのへんがバックアップできるか、できるだけ病院でやらなくても公共交通の 中でその近辺の方まで一部でも網羅できればなというようなことも、考えているわ

けであります。費用がですね、大体病院の場合にはさきほど言ったように患者さん によって診る時間帯が全部違うわけでしょ。終わる時間帯も全部違うでしょ。3時 間も4時間も待たせておくわけにいかんでしょ。病気になって病院へ行くっていう 時は健康的弱者になってる筈ですから。それに対応するようなバスを全部やってい くと毎年1億円以上掛かりますよ。バス代から経費から運転手の経費から。それが 今の辰野病院の診療報酬のような状態の中で運営が可能であるのかどうなのかとい うようなことも、予算的にも考えていかなきゃならない。大体維持する、おかげさ までやっと 1,000 万ぐらいの黒字になりましたが、これからは減価償却が入ります から、減価償却分だけは同じ利益が出たとしても沈むわけでありますけれども、ま た返済もしていかなきゃならない。これは病院だけでなくて全体で考えていかな きゃいけないんですけれども、その計画は立ってありますけども。ですからその ちょっと簡単に気持ちは分かりますし、ニーズ分かりますが、誰がこれ町長やって もちょっくらちょいにはいかない。そのように考えられます。ですから今の状態で の答弁はもちろん先行きは考えてはまりいますけれども、公共交通もみながら、そ れでバックアップできない所をやるとかいろんなことも考えられますが直ぐには簡 単にはできないということだけは事実であります。

○成瀬 (9番)

私はこの質問をする時に多分町長は地形のことを言うんじゃないかってちょっと考えてしまいました。その中で本当に確かに辰野町は7谷ありまして本当に本当にこの患者さんを送迎して歩くには、非常に難問が多いと思います。でもそういった中で町民からそういう声があるっていうことに対して、例えば車の送迎が難しかったら辰野町のこの地形的なこと等で辰野病院の車での送迎が困難でしたら、じゃあ車以外のことを考えても良いと思うんです。例えば現在福祉タクシーが一人36枚、初乗りで700円のタクシー券が出ておりますが、そのタクシー券をもう少し広げて、また金額も例えば今1枚700円、初乗り700円ですが、ちょっと遠くなって、病院に遠くなっちゃったっていう方もいるんですね。います辰野病院。辰野町にはあそこの所に病院ができちゃったおかげで、今までの辰野病院の場所から遠くなってしまったっていう方もいますので、タクシー券を本当に増やす方向を考えるとか、とにかく患者が辰野病院へ来やすくなるような、あらゆる方法を行政として考えていくべきではないかと思います。最初から難しいとか何とかって言うんじゃなくて行

政の中でどのように患者に応えていっていたら良いか、そういうような声に応えていったら良いかっていうその方向性をあらゆる方向で考えていけば良いと思います。是非、患者が多く来院すれば当然収入が増え、病院経営も本当に良い方向になっていくのは当然であります。是非検討していただき、町民の要望に応えていただきたいと思います。福祉タクシー券を増やすなどいろいろな手段を考えてってもらえたらと思います。こういう声があるっつうことに対しまして、いろんな手段を考えてなるべく実施の方向へ、町はせっかく新病院ができたのですから本当に町民の皆さんの応える方向に町はこのように今検討していますっていうことを、本当に形として現していってもらえたらと思いますが、町長の考えをお聞きいたします。

○町 長

新病院でなくても今の病院でもあらゆる角度から考えてます。考えてる中ででき ないところもありますし、理論的には良くてもなかなか実施が難しいということも あります。今後も今言いましたように公共交通の中でどのぐらいのバックアップが できるのかなとそういうこともみさせていただきたいと、こんなふうにも思ってま す。それが上手くできない所は病院からお迎え、バスを出すということではありま せん。非常に莫大な経費が掛かりますのでやっぱり予算対比、それからやっぱりそ のサービス、どこまでやるべきかこのへんも良く考え近隣の場合もよくみさせてい ただいたりして検討していきたいと思います。今福祉タクシー券の件が出ましたけ れども、これなりは民生委員の方が判断されている方にはタクシー券が出ておりま すし、対象者には出てます。その方が病院来る、来ないはまた別です。病院来る方 に対して少し余分にそれなら出したらどうかということもありますし、遠くなった 人に出すっていうことにもあるんですが、じゃ近くなった人はどうするんですか、 逆に貰うんでしょうか。それちょっと屁理屈ですけれども、そのぐらいのそんなに 大きな距離じゃありませんのでそのへんは我慢するとして、していただくとしてそ の難しいんですね、これね。患者さんに出すというふうにするでしょう。 2 箇月で 治る人もいます。1週間で治る人もいます。ずーっと透析科の患者さんみたいに ずーっと出る方もいますね、週に何回か。ということでそういう分析はさせてはも らいたいと思いますけれども、いつ治ったか治らなんだかもう病院へ行っているの か行かないのか、そのへんのチェックだってそりゃあなかなか行政では正確にやら なきゃいけませんので、難しいですよね。いちいち先生や看護師さんの所へ行って

判子を貰って、行ったからってこういうチェックしながらやるのか煩雑怪奇になる んじゃないでしょうか。実際にこう考えてみてください。それよりも病院行く行か んに関わらず対象者の方には民生委員さんを通じて現在出してます。その中で病院 へ行くのに使っていただいても結構です。たまたま風邪ひいちゃって10日ばか通わ なきゃいけない、2日置きに。そうすると10回ですか、そういう患者さんにじゃタ クシー券出すっていってましてもさきほどのようなことが起こりまして健常者もい つ病院へ行くか分からないんですよ。それで慢性の患者さんもいつ病院へ行くか分 からないんですよ。あるいは入院しちゃう場合もあるでしょうし。そのへんの チェックをね辰野病院ももう少し患者さんを増やして何とかと思いますけれども、 現在の患者さんでも掌握は難しいですよ。そのことのために1人2人、人件費を 使って人件費たって年間で 500 、 600 万円掛かるでしょうから、1人にね。それで やっていくほどのことかどうか。検討しなきゃいけないなとこんなふうに思ってま す。直感的に考えて最初からダメだダメだでなくて、言われてもダメなものはダメ なんですよ。検討するのはそういうことをわきまえた上、それどうやってクリアし ていくかを考えることです。既に考えてますのでそれをクリアできる方法があれば とっくにやってる筈ですし、今後も良い方法があればまた考えていきたいと思いま す。ちなみに小野駅を出発してご自分のゆっくりした車でゆっくりで良いです。飯 沼へ上がって戻って来て、それからまた川島へ上がって奥まで行って戻って来て、 小横川へ上がって戻って来てそれで病院の方へ行ってみてください。どのくらい時 間が掛かるか。そんなようなことも私どもで計ってありますので、検討はしている 筈でございますので、何か良い方法があればまた提案いただければ考えていきたい とこんなふうに思ってます。以上です。

○成瀬(9番)

患者さんのニーズに応え、満足度の高い病院を目指していくことを要望しまして この質問を終わります。

それでは2項目について質問いたします。2項目めは防災についてであります。 昨年3月11日に起きました東日本大震災を教訓に国や県、自治体で新たな防災、減災、そして避難所機能の強化、見直しの取り組みが進んでおり災害に強く安全安心に暮らせる地域の実現、また2012年度の新規事業において国、県、全国自治体の大災害に備える多くの施策がスタートしております。辰野町におきましても防災に対 しましてはいろいろな角度から取り組んでおりますが、やはり東日本大震災の教訓から災害時の対応は行政だけでは限界があり、防災に対して専門知識のある方々との協力、アドバイスが必要であります。また町民の声はもちろんでありますがその中でも特にきめ細やかな女性の視点はそのまま生活者の視点とのことで今防災会議等に女性を多く取り入れる所が増えております。内閣府と総務省、消防庁はこのほど全国都道府県の防災担当部局に地方防災会議への女性の登用推進を求める通知を送付しております。そこで質問いたします。辰野町の防災会議の委員のメンバーには女性が2人だけと非常に少なく、女性のきめ細やかな声が届かないのではないかと心配しております。例えばこの防災会議の中に患者さんと接している看護師さん、また小さい子どもさんと常に接している保育士さん等、いろいろな分野で働いている女性、また本当に家庭を守っている女性、一般の女性でも良いんです。そういう女性を防災会議の委員に入れていくべきと考えますが、町長の考えをお聞きいたします。

○町 長

それでは成瀬議員の次の質問であります防災会議に女性を増やしてはどうかということで、防災士の開業などもまだ増えてないんですけれども、加わっていただくことはこれ結構だと思います。ただ何で女性を入れるのかなと思って聞いてましたらきめ細かなことなどに指摘する能力を男性よりも女性の方がお持ちだと。なるほどそれはそうかもしれません。現在、奉仕団の委員長さんとか、担当課長とかですね、そういう人たちが今入っているわけでありますが、あと女性の中にきめ細かなっていうことばっかりでなくて看護師さんもいるし、保育士さんもいるだろうとそういう所の代表等々からということであります。私は一番防災で一番良いのは奉仕団とかですね、議員も奉仕団やりましたよね。そういうことお分かりですよね。救急法訓練してるとか、それから自分の家だけじゃなくて周りの火災の時はどういうふうな取り巻きが必要なのか、そういったことが全部基礎になりますので、そういう皆さん方からもそういったところを入っていただいて委員長も1人ばかでなくてですね、またきめ細かという内、やはり専門的な知識をその分野分野なりに持っている方の方が更にまたきめ細かな感覚の中で、大事な視点を指摘されてくれるだろうと思いますので、そういうことは結構だと思います。考えます。

○成瀬 (9番)

今、町長から前向きな答弁いただだきましたが、何故今、全国的にこの防災会議 の委員に女性を多く入れるべきかと騒がれていますが、何故かと言いますとこの東 日本大震災の時の避難場所で女性の皆さんの本当に着替える場所がない。だから着 替えられなかったとか、赤ちゃんにミルクをあげる場所がない、また生理用品がな くて非常に困ったとか女性じゃなきゃ分かんない、男性が防災会議で男性がダメだ ということは決してないです。男性も本当に必要なんですけど、その中でそういっ た女性にしか分からないそういう問題等が要望が非常に多く、この東日本大震災の 時にあったようであります。そういった体験からも是非、今町長から前向きな答弁 をいただきましたが、こういう女性も多くこの防災会議に入れることを検討を要望 いたします。次に防災士のことでありますが、この防災士は防災のスペシャリスト であります。今、地域防災、企業防災の要としまして防災士の活躍が社会のあらゆ る場所で求められております。地域の防災力の向上のために防災士の育成、養成が 必要と考えます。辰野町には防災士が非常に少ないようですが、防災士の資格を取 るには10万円余りと高額な費用が掛かるようであります、お聞きしましたら。また この資格を取りに行くにいく日も日数が掛かるようで、非常に負担が大きいとお聞 きいたしました。防災士を増やすために是非、辰野町として防災士の養成を町独自 の対策として考えるべきと思いますが町長の考えをお聞きいたします。

○町 長

これからは東海地震、南海、東南海等々、あるいはまた直下型、いろいろ叫ばれてる時でありまして、地球が今動いている時期というふうに判断されますし、あるいはまた人間のいろいろと行ったことの全部の集積的に自然から、人間が啓示を受けているのかというようなことも考えられますので、この防災に対します力アップを民間の力、もちろん消防士、ほかの消防団員、あるいはまた専門のことはやってまいりますけれども、民間の防災士も必要であろうと思います。NPO法人で日本防災士機構が認定することでありまして、NPO法人の認定でありますから、国家免許ではないんですね、残念ながら。しかしNPOの中で認められたっていうことも一つの資格であろうかと思いますので、また防災士につきましては今後、町の方でも一人でも多い方が良いことは事実でありますので検討してみたいと、こういうふうに思っております。

○成瀬 (9番)

是非、よろしくお願いいたします。次に3番目であります。自主防災組織であり ますが各区で立ち上げています。この自主防災組織でありますが区長さんは、区長 さん中心に行っているわけでありますが、この区長さんは1年ないし2年で代わっ てしまいますし、区長さんはじめ区の役員の方々は大変日頃お忙しいわけでありま す。でこの自主防災組織において、防災対策を充実させ、地域の防災力を高めるた めには例えば地域に消防団のOBとか、元警察官、または役場のOBの方が非常に たくさんおられます。この方が各区におられる中で危機管理に対しての豊富な知識 や経験によって、専門的な知識を活かし区長を補佐することによって地域の防災力 が高まることができると思います。この自主防災組織のトップである区長は危機管 理や防災知識を持っている方たち、さきほど言ったOBの各消防団とか役場のOB の方たちと危機管理や防災知識を持っている方たちの支えによって、より実効性の ある自主防災組織の運営ができ、自主防災組織が活きてくると思います。なかなか この自主防災組織が各区で立ち上げてもそれを稼働するっつうことが本当に難しい と思います。そういうのがOBの方たちによって活きてくると思います。それぞれ 区の考えも本当に区長さん方の考えもあると思いますが、町として区長さん方と検 討すべきと考えますが、このことに対しての町長の考えをお聞きいたします。

○町 長

区長さんは1年毎に代わってしまうということですが、確かに継続的に訓練した方がその方は更に深まるだろうと思いますが、逆をみてみますと大勢の人が区長をやっていきますので、大勢の人が防災認識を1年間しっかり自分で習得すると、こういう形にもなってまいります。一長一短でしょうと思います。しかし現在もう自主防災組織っていうのは各区にありまして、そんな中で奉仕団の皆さん、女性、さっきの内、女性ですね女性の皆さんの助言、消防団の助言、あるいはまた民生児童委員の皆さん方の助言等々が複合的に入ってる筈です。そういう中で自主防災組織の更に強化な組織に発展することを町は望んでおります。ただ区政でありますので、治外法権になりますから町の方から。区長さんは1年ごとだから防災組織に対してもう少し長く納まる人を長にしろとか、実際そういうふうにやってる所もあると思いますがね。自主防災組織の長は区長さんが兼ねてる場合とあるいはその防災組織の長がほかに別にいて、中長期的にやる所もあろうかと思いますが、そのへん

聞くことは良いですけれどもあんまり町の方から押しつけということはなかなかできない。ただでさえも町の行政に対しまして、区長さん方に大変お世話になって協力いただいているわけでありますので、話題的にはそういうことは出して防災的にどうであろうかというようなことは良いと思います。でさきほどの防災士もそうでありますけれども既に、現在ある正に自主防災組織の中の強い一環としてくどい話ですが、消防団、奉仕団、民生委員、いろいろ防災関連の団体があるわけですからその皆さん方が一所懸命やってきてくれますので、更にそういう皆さん方も再認識し、そしてまたそちらに対しましてもお礼を申し上げ、更に強化していくとこういうことを考えていきたいと思います。

○成瀬 (9番)

確かに本当に日頃消防団の皆さんとか、奉仕団の皆さん、現役の皆さんに本当にお世話になっております。しかし本当に現役の皆さん何かあれば直ぐ対応してくれて本当に感謝しております。その上に立って更にこのOBの方たちに、また一緒に自主防災組織の管理だとか、防災知識を持ってる方たちの支えをしていただくとより強い防災、自主防災組織ができるのではないかと考えております。是非そのような検討を要望いたします。次に4番目でありますが辰野町には災害ボランティアコーディネーターが8人いるとお聞きしております。例えば町で災害が起きた場合、この災害ボランティアコーディネーターという方々はどういう位置付けとなり、どういった任務に就くようになるのかお聞きします。

〇町 長

課長の方からも詳しくお答え申し上げますけれども、いずれ災害ボランティアの皆さん方は辰野町はそんな大きな18年災害ですね、以外に大きな、それより大きい災害受けてませんので、そのボランティアの災害コーディネーターの皆さん方の働く具体的な場所がないんですが、防災訓練の中で既にそういうことはやっていただいております。まずボランティアで来た皆さん方をどういうふうに配備するのか、勝手にやられても困るわけです。辰野町の防災体制、それに合うようにボランティアコーディネーターの方が連携取ってますので、それに合った状態で「じゃあ、あそこへ行って欲しい」「こっち行って欲しい」「ここへ行くには何を持って行って欲しい」「ここはこれ以上危険だから入らなんでください」ってそういった指示までしなきゃいけない。同時にそのボランティアコーディネーターの皆さんは辰野町

の防災に対しまして、さきほどの避難場所その他に対する適宜な部屋のあれですね 使い方、その他などもいろいろ図上でゲーム的に訓練してますので、そういった方 に対しましてもそういった防災士とともに、連携してそういった住民の皆さん方の また避難に対するあれですね、援助をしていただきたいと。言わば住民の皆さん方 のリーダー格になって欲しいというふうに思います。課長の方からお答えいたしま す。

○総務課長

このボランティアコーディネーターという資格の皆さんはですね、平成15年から 平成17年まで長野県の社会福祉協議会がですね、その後皆さんを育成するために講 座を開講いたしましてそれを受講された皆さんで構成されています。現在はですね やはりNPO法人、東京まで行って自分でもって資格取ってこないとこういう講習 が近くにないものですから、この方を増やすというわけには現在いかないような状 況にあります。でこの皆さんはどういうことをされるかというと18年の時にもです ね辰野町には社会福祉協議会の中でボランティアセンターを立ち上げていただいて おります。7月の20日くらいですか20日から7月いっぱいボランティアセンターが できたわけでありますが、全国から訪れていただいたボランティアの皆さん、遠く はいらっしゃらなかったわけですが 225 名、延べにしてこの皆さんが携わっていた だいています。それをコーディネートしていただく分配をしたり、さきほど町長の 申し上げたそういう任務を努めていただくのが本来のこの皆さんの業務になります。 しかしこの辰野町の皆さんはいくつかの資格等をですね兼ねて、災害ボランティア に入られていたりしている皆さんもいらっしゃいますので、全てこの業務だけに携 わるというわけにはいきませんけれども、その時にその8人の皆さんの何人かに力 になっていただいて、ボランティアの受け入れをコーディネートをしていただいた というようなことがございます。これからもですね災害対策の仕組みの組織の中で いきますと、保健福祉部の参加、そしてその下にあります社会福祉協議会の任務で ありますボランティアの受け入れ、というそういうものを主導していただく、そう いう立場になっていただくことになりますので、よろしくお願いしたいと思います。 以上でございます。

○成瀬 (9番)

せっかくこの辰野町にいらっしゃる8人の方が東京へ行って本当に資格を取って

きておりますので、日頃からこのボランティアコーディネーターの方たちの活動体制、また何かあったら直ぐこの方たちが活動できるような体制を常に取っていっていただけたらと要望いたします。次に5番目でありますが、避難所運営ゲーム「HUG」についてであります。この避難所運営を地図上で模擬体験するわけですが、この避難所での敏速な対応を学ぶものであります。いろいろな事情のある方が避難してきますので、私もこの避難所運営ゲームHUGをやってみましたがなかなか敏速な対応ができなく本当に難しく反省だらけでした。このHUGはより実践的な訓練でもあり、とても大事な訓練であります。この災害に備えての本当に大事な訓練であります。年に1度の防災訓練で行っているようですが、この年に1度の防災訓練でHUGの訓練を行っているっていうことを知らない。町民は知らない人が殆どではないでしょうか。このHUGに関しては多くの人が一度は体験してみる必要があると思います。私がやってみてそう思いました。町として各区とか団体の集まりなので、是非このいろんな場所でこの避難所運営ゲームHUGを一度はやってみるべきと思いますが、是非町としてこのHUGの推進をしていくべきと考えますが、町長にその考えをお聞きいたします。

○町 長

最近の総合防災訓練の中では、できるだけ多く取り組んでおりますし各地で移動して主会場をやってますので、そういう参加してる皆さん方の訓練はなされている。同時にそれだけではなくてそういう皆さん方がいろいろ日頃の話題の中で少しは広めてくれているとこのように思います。しかし辰野10箇所もあれば10年掛かるわけですので、時折、また別の所で担当課の方で考えてもらうように申し伝えて、あるいはまた社協の方でもやるとかですね、できるだけ総合防災訓練以外の時にも、しかしそれだけで人が集まるかですから、何かほかのことと絡めてですね「HUGやるから集まれ」っていうのは意味が分からんでしょうし、防災全体の講演か何か設けたりしたり、あるいはほかの所、ほかの集まる大勢集まりやすいような会合の中で最後に加えてもらってこうやるなり、いろいろ検討しながらまた進めていかなきゃならないとこんなふうにも思っております。経験することは非常に良いことだと思います。課長の方からお答えします。具体的に。

○総務課長

大変ありがたいお言葉でありますが、今、社会福祉協議会の方はですね支え合い

マップを今、主力としてですね各地区に出向いていただいて、精力的に作成を進め ていただいております。これは見直しも必要ということでありまして一度にいくつ もできませんで、HUGについてはですね今年各区2、3名代表でですねデモ的な そういう研修会に参加をしていただいて、また普及をさせていただくようなことは、 計画をしていただくようになっておりますのでそちらにですね、是非参加をしてい ただいてそして各地区で取りまとめいただいて出向いて来いということになれば、 また社協の方の皆さんに行っていただいて、指導をしていただくような形を取らせ ていただけたらと思います。ここ今避難所が出ましたのでちょっとさきほどの件で ご理解をいただきたいと思うわけでありますが、一番最初の質問の中にですね防災 会議の委員さんと避難所のですね女性の立場に配慮した避難所運営というようなお 話が出てまいりましたが、この何と言いますか段階と言いますか、そのそれぞれの 位置付けが違いましてですね、避難所運営って言うともう社会福祉協議会のそこの 組織での活動分野になります。で、防災会議と言いますのはですねこれは町の防災 会議条例に基づくところの各公共的な行政機関、そして公共団体、あるいは議会、 そして教育委員といったそういうところでですね長の皆さんの指名をされた方しか この防災会議の委員にはなれないようになっております。議会でまいりますと総務 の委員長さん、あるいは福祉の委員長さん、委員会の委員長さんが充て職で参画を いただくようなそういう立場の会議でございますので、町長の一存でですね「この 女性の方の意見を聞きたいので」というわけにはいかない会議でありますのでその へんもですねご理解をいただいてそれぞれ持ち場、持ち場の組織の中で活躍をして いただくようなことでお願いをしたいと思います。以上でございます。

○町 長

総じて、防災訓練に対します問題は女性の方の非常にきめ細かなという中、今提案の中で、既に専門的に看護師、保育士等々専門的知識を持った人たちも防災会議に入れ、同時に会議に入れるだけでなくて実際に活動をすることを広めてもらう。またHUGだとかそういう民間の防災士、できる人たちを増やしていくとこういうことはしたいと思います。しかし現在さきほど着替えだとか、ミルクだとか生理用品だっていうことになりますと、女性であればみんな分かるわけでありますので、ただ一般家庭のお母さん方でも結構ですが、特に私はここで力入れていきたいのは奉仕団の皆さんです。奉仕団の皆さん方は交代番でやっててくれてます。したがっ

てその中で、着替え、ミルク、生理用品このようなもの皆、分かるわけですので、また家庭のあり方等も分かるわけですので、更に加えて専門に救急法が訓練されてます。こういうことで是非、町議さんからも地域でもって奉仕団の交代番で入っていくわけでありますので、是非必ず入って自分のためにも人のためにもなるんだということを広めていただきたい。そんな活動がただ町から、町からに言わせるだけでなくて、自分たちも活動もしていただきたいとこんなことをこちらからもお願いをしたいと思います。以上で答弁に代えます。

○議長

成瀬議員、質問時間が過ぎましたので終了をお願いします。

○成瀬 (9番)

はい。HUGに関しましては県の方にも要望しますと専門の方が来て詳しく教えてくれるそうですので、また参考にしていただけたらと思います。本当に地震の災害、津波、大波による土砂災害、そして最近では竜巻による大きな災害等、頻繁に日本のあちらこちらで災害が発生しております。辰野町もいつどこでどんな災害が起きるか分かりません。町は町民と意識を共有しながら地域を守る防災対策に取り組み、災害に強いまちづくりを目指すことを要望し、質問を終わります。

○議長

進行いたします。質問順位5番、議席1番、永原良子議員。

【質問順位5番 議席1番 永原 良子 議員】

○永原(1番)

それでは高齢者が安心して暮らせる町づくりについて、質問していきます。 辰野町においては平成23年10月1日現在、全人口に占める高齢者の割合は30.5%となっており、その内、独り暮らしの高齢者が500人ぐらいにもなっております。また5年後の平成27年の全人口に占める高齢者の割合は約33%と推計され、町民の3人に1人は高齢者になると予想されています。そこで独り暮らしや夫婦だけの生活をよぎなくされている要援護高齢者世帯の生活実態から見える課題と対応について質問していきます。町では第5期介護保険事業計画を策定するにあたり、昨年高齢者実態調査を実施しましたが、その調査からみる高齢者の現状と今後の動向をどのように読み取って、今後どのように対応していくか町長にお聞きします。

○町 長

質問順位5番の永原良子議員の質問にお答えいたします。高齢世帯ということで さきほど人口の話も熊谷町議の方からあったわけでありますが日本中、世帯数は減 らず、あっあれですかね、副議長の宇治町議の方の質問もあったと思います。世帯 数は減らず、人口は減っていく。したがって平均 1.9 人とかですね、1つの家の中 で暮らす人数が減ってきているということであります。大都会でもそうです。それ で議員ご指摘のとおり、我が辰野町であっても一人暮らしで 500 人とか年々その状 態が増えてきていることも分かってきております。これに対しまして施設に入らな んでまだ元気で暮らしていらっしゃる老人の皆さん方もいらっしゃいますので、老 人というのはこのある一定の年齢以上という意味でありますが、そういった方も実 に80%から85%ぐらいがお元気でいらっしゃいます。そういう中で「それでもう少 し段々と協力をお願いしたい」という声がありますので、食事の問題、あるいはま た日常作業の問題、あるいはまたデイサービス等々段々受け入れる態勢を取ってい るわけであります。いよいよとなってまいりますと、動けなくなるとお医者さんに も相談したり、またケアマネージャーが担当してよくみたりして、老人居住っとい うことの中の共同住宅もありますし、更にはまた高齢者住宅、あるいは特養、いろ んな方法があるわけであります。ただ待機者が非常に多い状態で造っても造っても 間に合わない、と同時にまた造ろうと思うと枠があってそれ以上許可されないとい う、そうするとやっぱり勢い、国の方も困って在宅のケアができるように訪問看護、 訪問介護、それから訪問入浴、こんなようなこともサービスしながら生活に援助す るように進めると、こんな流れで数字をチェックしているところであります。

○永原(1番)

それではその現状と課題についてですが、辰野町では生活支援事業についてどんなものがあるか、お聞きします。

○保健福祉課長

今、町長が申し上げましたとおり、とにかく元気な高齢者でいてもらうということが一番大事なことかなあというふうに思います。そんな中でやはり、現在介護認定を受けて、介護サービスを受けていられる方以外の方のサービスについて、どんなことをやっているかということでございますけれども、まず一番困るのが食事の提供でございます。これにつきましては、町独自で安否確認を兼ねた配食サービ

スっていうのをやっております。これにつきましては週5日間ということで、本人の自己負担が若干ありますけれども、月曜から金曜日までやっているということです。それからボランティアの方によるふれあい型の配食サービス、これは木曜日に週1回というようなことでやっております。あとですね民間で宅配弁当等やっている業者が4軒ほどあります。それから地域の介護予防事業の中で3つの区あたりで食事の提供をちょっと現在やっております。それから日常の家庭援助も大事になるかと思いますけれども、これについては介護サービスではございませんので、社会福祉法人とかNPO法人が実施しているそうしたサービスを活用をしていただいております。それともうできるだけ一人、昼間一人にならないっていうことが一番大事かなっていうことで、働く場所がやはり一番これが良いかなあというように思います。現在、シルバー人材センター等もございますので、気軽に本人に気があればいくらでも働く場所は高齢の方があると思いますので、そうしたものも活用していただきたいなあというふうに思います。現在今話をしたのは元気な高齢者ということで、現在の生活支援についてはそんなとこかなあっていうふうに思いますのでよろしくお願いします。

○永原(1番)

社会全体がですね本当に高齢者、人口に占める高齢者の割合が増えてきた。 医療も良くなってきて食事も良くなってきて、長生きになったっていうのがもうそういう社会にもうなってて、今までにない社会っていうことでこれからは、今までにないこういう高齢者福祉もやっていくべきだと思うんです。 それで元気でいてもらいたいっていうことが一番なんですが、 辰野町もいろいろ努力してやっているんですけれども一番私がこの頃思うことは、やっぱ元気でいてもらいたいっていうことで、 元気はつらつポイントっていうものを提案して地域通貨還元が始まって、 年間ですねポイントを溜めてやってくっていうことで、 まず毎日の家事とか農業とかウォーキング、運動、 ほかに長寿クラブの活動とか公民館講座、 温泉へ出かけるっていうこともポイントになってボランティア活動なんかは倍のポイントになって、 年間で上限は3,000 ポイントで、 1 ポイントが 1 円ていうことで年間やると3,000 円になるんですが、 やっぱ考え方がですね高齢者が増えて困るっていう考え方から、 元気で長生きしてもらって地域で頑張ってもらいたいって、 そういう根本的な価値観の考え方

をもうこれからはやってくべきだと思うんです。 辰野町もいろいろな施策とか生活支援事業についてですね一応やってるんですが、私が思うにどうしてもみんなにサービスを受けてもらいたいっていう観点がどうしてもちょっと欠けているようでホームページを見ましてもですね、なかなかそういう利用をサービスっていうものがきちんと上手く載ってないっていうのがありまして、南箕輪なんかは高齢者福祉サービス制度っていうところを、もうリンクすると直ぐいろいろなサービスが、どういうサービスがあってどういう手続が必要でどこへ行けば使えるかっていうことをぱっとできて、何種類ものいろいろなサービスがあるんです。 要するに元気で長生きしてもらいたいっていうことですので、辰野町ももっとそういうことに力を入れて元気でいていただくと医療費も掛からなくなりますし、前向きに考えていくっていう考えがこういうポイント制でも、それから介護の高齢者の福祉サービスでもそうですが、もっといろいろなサービスをやってくべきだと思うんですが、その点どうでしょうか。

○町 長

ご指摘のとおりでございますので辰野町はもう4、5年前から介護予防センター ということで公民館も兼用できるようにバリアフリー化して、そこでまず人と集ま る、話をする。自分は一人じゃないんだ、期待されているんだ。同時に若い人はど うだ、世代間交流、そんなようなこともやっていただけるように使っていただける ように設備をしてドンドンとやっていきましたとこです。それで同時にその中で町 の方で専門家が行って講習もします。聞いていただく、やり方。あるいはこの考え 方。それをまあうんと浮かしながらやってっていただくということであります。今 下辰野地区なんかはその講演のあと、自分たちの力で一つの会合を設けて、みんな 集まろうという会を月に何回か設けて自主的に集まっていろんな訓練をし、またそ の中で町に相談があって講師を派遣、いろんなこともやっぱりやってきておりまし て本物の介護予防施設としての機能がスタートしたかなと、こんなふうにも思いま す。正に寝たきり老人の長寿化でなくて、健康老人、健康寿命を延ばす、長く延ば していく。このことが大きな人間的な尊厳を大事にした目的であろうかと、こんな ふうに思ってます。なおまた町独自での、あるいは社協と組んでのいろんなサービ スもあるわけでありますが、その件につきましては項目別に課長の方からお答えを いたします。

○保健福祉課長

町の方もここ何年間介護予防ということで毎年毎年、いくらかずつ内容を変えながら大勢の皆さんに出ていただくというような形でやってきております。町長が申し上げましたとおり、介護予防施設の特に充実がされてきておりますし、今年も今回の議会で4箇所のまた補正ということでお願いをしております。施設の方、段々段々整備されていく中で今後は内容かなっていうふうに私ども思っておりますので、そうした充実に向けて今後進めていきたいというふうに思います。

○永原(1番)

私の言いたいことは介護予防の施設を造ってそこで介護予防だけをやってれば、 良いのかっていう時代じゃなくて、この昨年取った高齢者実態調査をよく見ると、 なかなかそういう所に行けないっていう調査結果も出てますし、誰かが誘ってくれ れば行くけどなかなか行けない。特にどこを見渡しても男性の方がね、特にそうい う所に参加してなくて、男性の方が一人で暮らしたりしてると食事もなかなかで、 段々弱っていってしまうっていう現状が今、辰野町の中でもあると思うんです。で すので介護予防だけをやってれば良いっていうことではなくて、いろいろなサービ スをやってくっていうことが、これからは本当に元気で長生きしてもらうには必要 じゃないかなと思います。それでやっぱり高齢者の方々が自立した生活を送って仕 事やボランティア活動や生涯学習やスポーツなど、さまざまな分野で活き活きと活 動していくってくことがその人の人生において本当に有意義な生き方で、安心して 老後を暮らせるっていうふうに私は思っています。そういう人が一人でも多く辰野 町にいるっていうことが安心安全で元気な辰野町っていうことだと思うんです。で すので細かい、いろんなサービスをもっと具体的に支援してくべきだと思います。 次に関連してですけれどもそういう高齢者のサービスに携わって町には民生委員さ んがあるんですが、そういう民生委員さんとの連携もしていくっていうことを謳っ てあるんですが、具体的にどういう連携をしていくっていうことでしょうか。

○保健福祉課長

一人暮らしの老人の方、また高齢者世帯、こうした皆さんについては民生委員会の方で非常に頭を悩ましてます。気も非常に使っております。うちの辰野町の場合には56人の民生委員さんが担当地区におりますけれども、大体そこにこうした皆さん大体現在500人くらいいらっしゃいます。一人ひとりに要援護老人台帳っていう

のを作成しておりまして、毎年情報を新しくしたりして共有をするっていうことで 民生委員さん、それから担当の地区の保健師、それから社会福祉協議会、それから 県の保健福祉事務所のケースワーカー等、年2回ほど会議をしてます。現在も丁度 今日はこの会議をしている最中であります。この中でですね、かなり細かい所まで ケースの検討をしたり今後どうした福祉施策が良いか、っていうようなことをかな りこまめに皆さんで検討する中で進めてきております。ただ担当地区は非常に広範 囲でありまして、民生委員さんの活動だけではどうしても限界がありますし、一人 暮らし老人があっちこっちに何軒かあれば毎日そこへ行くわけにいかない。朝、昼、 晩行くわけにもいかないというようなことで、いろんな面で限界があります。そん なこともありまして隣近所等の協力が不可欠かなあということで、先日社協の評議 員会の中でも林会長の方から各区の区長さん方にも、そんな協力も是非お願いをし たいというようなことをお願いをしております。また今個人情報というようなこと でなかなかどこまで踏み込めるかっていうようなとこで非常に難しい部分もありま す。拒否されるとこれどうしようもないことですし、それと一つやっぱり問題に なってる孤独死、とか孤立死っていうのが非常に叫ばれてまして、テレビや何かで も非常に報道する中で胸を痛めてるっていう民生委員さんもいらっしゃいます。民 生委員会の方でも今月の19日に今度警察の方を呼んだり、それから呼んで確か振り 込め詐欺の関係だとか、いく日もいないみたいっていうような場合にどういう対応 をしていくかっていうようなことで勉強会をちょっと開催をするということで、現 在進めておりまして非常に民生委員さん方は非常にこの一人暮らし、高齢者世帯に ついては非常に心配をして活動を願っているという状況でございます。

○永原(1番)

私も先日の社協の評議員会で林会長さんが言った記事を読んで本当に今孤独死とか一人の孤立化っていうのがね、とても大きな問題になっていると思います。ですので民生委員さんとの協力も今後密にして、できたら民生委員さんの本当に悩みとか困っていることもなるべく交流して聞きながら、改善していくことが大事かなと思います。次に町の社会福祉協議会との連携についてお聞きします。社協の方も行政と連携したことを高齢者福祉サービスもやっていきたいっていうことで年間計画にも載っていますので、具体的にどういうことをやっていくのかお聞きします。

○社会福祉協議会事務局長

社協としても町の保健福祉課、さきほどの民生委員の皆さん等々と協力しながら ということでありますが、やはり一番は隣近所、さきほど言いましたように隣近所 の人たちの力がやはり一番強いかなというふうに思っております。特に回覧板等が 来ましたら、ポストに入れて帰るんではなくて無理矢理戸を開けてっていうことで もないんですが、必ず声を聞く、姿を見るというような態勢がとれればそこの一人 暮らしの方の周りの人たちがそれぞれの立場で確認できるかなというふうに考えて おります。またさきほどの支援のところにでもありましたように「ほのぼのラン チ」での声掛け、それと各地区で行っております介護予防なり、ふれあいサロン等 にも家にいるだけじゃなくってこういう所に出て、一緒に行かないかっていうよう な声掛けをやはりしてもらうということ。また各地区に老人クラブ等がありますの で、老人クラブの方の役員からそれぞれ声を掛けていただいてクラブ員になってい ろんな行事、またスポーツですかね。マレットゴルフとかいろいろあるかと思うん ですがそういうのに一緒になって参加をしてもらうっていうような声掛け。あとは 社協が年2回ばか行っておりますが、一人暮らし高齢者のバスハイクみたいなこと もやっております。ですので自分の地区だけじゃなくって町内のあちこちにいるそ ういう仲間たちと交流しながら、見聞を広げていって仲間を一人でも多く作ってい くっていうような行動にも参加していただければ、こういう流れができてくるかな というように思っております。以上です。

○永原(1番)

きめ細やかなサービス提供をするためにですね、この間取った高齢者実態調査のほかにですねやはり、男性と女性だと一人暮らししててもニーズが違ってきたりします。箕輪町ではですね22年度の10月に社協で一人暮らし世帯の生活実態調査っていうものをやって、一人暮らしの高齢者世帯を対象に健康状態や日々の生活状況について調査して、災害時住民支え合いマップ作りや地域での助け合い活動に活かすとともに、誰もが暮らしやすいお互いさまの地域づくりについて、ともに考えていくことを目的にこの調査をしたって書いて、資料にはあります。その資料、調査の結果を見ると本当に男性と女性では違ってくるっていうか、年取っても男性は高齢になって寂しく感じる。とても一人暮らしだととても寂しく感じるっていう男性が多いんですが、女性は寂しいっていうよりも不安になる、いろんなことが。不安に

なるっていうふうに調査では出てますし、また一人暮らしで一番日常生活での困り ごとは何かっていうことも男性と女性では多少違ってて、男性は一番が話し相手が 一番困るっていうか欲しいっていう感じで、あと話し相手、食事の準備、買い物、緊急時の連絡っていうふうにあるんですが、女性の一番困っている高齢者の一人暮らしの女性の方は雪かきが一番困るっていうことで、ダントツで22%くらいあったんですが、あと家の修繕、買い物、交通手段っていうことだったんですが、やはり あのきめ細かいその人に寄り添っていくサービスっていうものは、やはりしっかりした調査をしないとその人がどういうことを望んでたり、どういうことに困ってるかっていうことを詳しく分からないと、ただこっちが良いと思ってやってもなかなかそれには来ない。結局家で一人でいるっていう場合もあるので、是非私はこういう一人暮らしの高齢者の男性と女性の調査っていうか、同じ調査でも項目が違ってくるのでそういうことをしっかり把握して、その高齢者にあったサービスをこの辰野町もやってくべきだと思います。こういう一人暮らしの世帯生活実態調査を是非、やってほしいと思いますがどうでしょうか。

○町 長

総体的にですね、やっぱり辰野町もそういうことでありまして医師、行政、それから包括ケアシステム、それから訪問看護ステーション、そしてまたそれぞれが連携し合ってやってくのが一番痒い所に手が届くサービスに近くなる、というふうに踏んでおります。特にケアマネージャーあたりは非常に病気も含めて、慣れていますので生活実態、そういったところで一つの方向を決めて介護保険で使えるものは介護保険、そのほかのものはそのほかというようなことで分離しながら、ここで正に保健福祉医療の連携になってそういったことを解消を少しでもできるような方向へ進めるとこういうことであります。課長の方からあるようなら答えます。

○社会福祉協議会事務局長

アンケート取るについてはちょっと検討しながら考えたいと思いますが、いずれ にしてもそういう町民の方がどういうふうに思っているかっていうことは必要に、 大事だというふうには思っておりますので今後、検討してみたいというふうに思い ます。

○永原(1番)

是非、どういうニーズがあるかっていう、その実態。やっぱ良くするためにはそ

の実態を知らないと改善していけないと思うので、その実態調査っていうものは本 当に高齢になってくると男性と女性と本当に違って、若くても違いますけれども、 特に要望も違ってくるし困ってることも違ってきますので、それがきちんと分かっ てこそ改善ができると思いますので、是非この一人暮らしの世帯生活実態調査って いうものを行って、その人たちの要望にあったサービスを町がしていってその高齢 者の方、一人暮らしの高齢者の方々が生きがいっていうか、元気でいてもらうよう なまちづくりにしていってもらいたいと思います。あと、この間の高齢者実態調査 でですね、その中で一人になったら、その高齢者の二人世帯っていう人の調査もし たもんですから、その中で「もし一人になった場合にどうしたいですか」っていう 調査のアンケートを見ると30%くらいの人が施設にお世話になりたいと。あと家族 にみて貰いたいっていう人は13.2%くらいしかなかったんです。今、少子化になっ たりなかなか子どもには迷惑を掛けたくないっていう理由で、アンケートもあった んですが、そういう中で辰野町としてはですね高齢者住宅とか3月議会にですね根 橋議員の質問に、保健福祉課長さんが言っていたように塩尻に今度できたああいう 複合型の医療とか、介護とか、住宅とかそういうものが辰野町もこれからは望まし いではないかっていう答弁だったんですが、私も本当にそういうものがこれからの 辰野町には必要だと思うんです。是非そういう複合型のものが欲しいっていうアン ケート調査にもありますので、そういった面でそういうことに力を入れて高齢者住 宅複合型のものをやってく考えはありませんでしょうか。

○町 長

塩尻にできました13階建てですか10何階でしたか、あれは辰野に来ている同じ所でありまして第1グレイスフル、第2グレイスフル、箕輪にも造ってありますが、そのサン・ビジョンていう社会福祉法人が塩尻の場合はああいう複合と言いますかそういう方法を取ったということであります。なお辰野の第1、第2のグレースフルの中から若干名そちらの方へ、最初から満杯にしたいという意向もあるようでありますが、その当事者と話して「良い」ってOKサインを貰った方は2、3行ったようであります。そういう中で複合型ということでありますが、もう少し検討しないと何とも言えないとこであります。それは一長一短みんなあるわけでありますが、今までせっかくいろいろやってきて、また複合型が必要なったっつって国の方がまたそういったことで予算を付けてくれるかどうか、あるいは付けるっていうことに

なると今までのものに付けなくなってくるんで、要するに梯子をかけといて梯子を 取られちゃう形になるんで、そのへんも困るとこでありますが、よく国とも相談し てみたいとこんなふうに思ってます。以上です。

○永原(1番)

是非、アンケートの中にも高齢者の方々がそういう高齢者住宅とか診療所とかデイケアとかそういうものがある、そういう施設があれば嬉しいっていうアンケートも出てますので、是非前向きに検討していってもらいたいと思います。次に今後の対応についてお聞きします。高齢者になると急に具合が悪くなったり、つまづいて転んで骨折したりと予期せぬ病気やケガをするようになります。そういう緊急的な病気やケガの時は、町としては今どのような対策を取っているか具体的にお聞きします。

〇町 長

高齢者の緊急的なケガですか?が家庭で起こった時ですか?

○永原(1番)

はい。

○町 長

それに対して町はどういう対策を取るかですか?

○永原(1番)

はい。

○町 長

ということで良いですか。

○永原(1番)

はい。

○町 長

ちょっと今そういうに聞こえたんで。

○永原(1番)

きちんと具体的に連絡したら良いかっていうこと。

○町 長

連絡を。

○永原(1番)

はい。

- ○町 長
 - 一人暮らしとかそういう場合ですか?
- ○永原(1番)そうです。

〇町 長

一般的にはこれは救急車対応で行う。そういう質問じゃないと思いますけど救急車対応でそれなりの病院へ行っていただくとこういうことになってまいりますし、その人が高齢者もいろいろありますけれども介護保険なり高齢者の方の保険なり、という適応のもので支払って治していただくと。ただし、いらんことですがそういう第3次医療、当然手術になってくるでしょうから、手術になった場合治るまでいると次の緊急が入れないんで、亜急性期で我々も辰野病院も昭和伊南も抜いていかなきゃいけないとこういうふうなことなんですが。特にどいういうことをお聞きになりたいのかなと思いながらいるんですが、連絡の取り方でしょうか?

○永原(1番)

一応、この前提としては独り暮らしと夫婦だけの生活をよぎなくされている要援護者高齢者の世帯のことを質問しているので、独りだったり、夫婦だったりした時に一人の夫婦だったら緊急になった場合に、一人の人が弱ってたりするとそういう場合はどうしたらいいか。その急に旦那さんでも具合悪くなって、奥さんがちょっと要介護だったりした場合に困りますよね。そういう場合は本当にどういうふうにしていくのか、今、今現在どういう対応をしているのかお聞きします。

○町 長

すみません。そういった意味がよく分かりませんでしたので。今年度はほたるネットがスタートいたしておりまして、緊急通報システムというものが稼働をし始めました。そこまで行けないっていうことになるとちょっとアウトなんですが、いずれにしましても緊急通報サービスは消防署などを含めまして 239 件。また知人家族のみで81件。 320 件というような状態で今加盟していただいておりますが、そのキット等につきましての説明をこれから担当からいたしたいと思います。

○保健福祉課長

緊急時の場合なんですけれども、町の方で昨年、今年で大分このへんのところの 緊急の場合の対応について、いろんなことが充実をされます。今町長が申し上げま したとおり、ほたるネットの緊急情報サービスが稼働しております。それから現在 救急医療情報キットの配布事業ということで、現在キット見積もりをしておる最中 でございますけれども、対象になる方を決めて民生委員さんを通じて申請をしてい ただいて、配置をしていくというようなことでございます。どうしても一人暮らし だとお風呂だとかトイレで急に具合が悪くなった時に、緊急通報システムのボタン が押せるかっていえば押せない場合がありますよね。で、やはりどうしてもそう なってくると救急車の通報ももちろん遅れてしまいますし、かといって一人暮らし の家だもんですから、適切な対応っていうのは直ぐ絶対取れないと思うんですよ。 いくら良いものをやっても、どうしても一人暮らしの場合だと完璧っていうわけに はもう絶対いかないっていうことで、いかに早くその状況を掴むかっていうことが ございます。そんな意味で現在はその町内の新聞店で新聞が全然なんか取りに行っ てないような場合はこちらの方へ、町の方にも通報が来たりとか、その毎日行って いる配食サービスの者が、これが安否確認を行ってますのでその時点で分かると かっていうようなことで、いろんな対応していきますけれども、どうしてもやっぱ り一人暮らしの場合だといろんな面で無理がある。無理って言うか難しい面は出て くるというふうには思っております。

○永原(1番)

そうですね、そのところの埋めるところを、じゃあそのままで良いかって言えば そうじゃあないですよんね。本当に告知システムもまだ加入率が低くて全体には行 き渡ってないですし、その新聞も取ってなかったりとかすればあれですので、本当 にそういうこうなかなかそういうところの高齢者の独り暮らしだったり、要援護者 高齢者世帯の夫婦だったりっていうところを、どうしていくかっていうことをやっ ぱもっと町としてもこれからは考えていくべきだと思うんですが、その点どうで しょうか。

○町 長

方法を提案してください。お答えいたします。それを考えて貰って良いですから。 その前に実はそういうふうな直面した時に例えば役場の職員が毎日行って見るわけ にいかないでしょうから。それで家族も中にある。しかし遠くにいる、東京とか。まだまだ来れないということで前にチェックしたこと、チェックって言いますかいろんな方法を考えたことがあるんですが、家の中へ自分のお父さん、ないしはお母さんでしょうから、簡単な本当の簡単なテレビ、鮮明度がそんなになくても通過すると反応するようなテレビがありまして、小さいの2、3箇所付けておく。それで自分の東京でも北海道でも携帯でたまに入れるとチェックできる、何回か通過したとか映像が出る。そういう方法もあるようです。ただしそれはやっぱり25、26万円は掛かるのかな。前に聞いた時にそんなことありました。それ以外に何かあれば提案していただきたいと思います。ただどじょうせん、どうするか、どうするかって言われましてもなかなか、そこまで良い方法がない場合がありますので何か言っていただければまたそれ一緒になって検討したいと思います。

○永原

その方法を考えるのは私たちもそうですが、町でもやはりいろいろの方法を考え て地区担当の職員もいますし、いろいろなところで毎日見ろっていうわけでもない んですが、やっぱ気を付ける、みんなで周りで気を付けるっていうことが孤独死と かそういうことを防げる。結構お風呂で亡くなるっていうのも結構例がありますの で、そういうところもいろいろなことを出し合って議論しながら、どうしていく かっていうことを話し合うっていうことも大事じゃないかなと思います。次に災害 時における緊急避難への支援についてです。昨年の3月の大震災をはじめ、地震国 である日本ではいつ地震が来たり、辰野では豪雨災害がいつ来るか分かりません。 若い人でも急な災害にはパニックになってしまいます。ましてや一人暮らしの高齢 者や高齢者のみの世帯なのでは慌ててどうしていいか分からなくなると思います。 現在は民生委員さんや町内会長さんが安否を確認する制度がありますが、町内会に よる要援護者の安否確認は義務付けておらず自主的な確認において行われていると 思います。また町ではこれまで個人情報保護のため、慎重に扱うようにして他人に 教えないような指導をしていると思いますが、現在各町内会長さんや民生委員さん が災害時に支援が必要な要援護者の登録名簿が常に把握できている状態になってい るんでしょうか。質問いたします。

○町 長

それでは次の質問でありますが、災害時に自力でもってなかなか避難ができない

だろうと思われる方が 170 、 180 人というふうに掴んでます。そして昨年、要援護介助ですね、援護者、避難支援プランということで災害時住民支え合いマップの情報を更にまたシステムアップいたしまして、消防署の態勢で強化しております。行政での避難場所への移送は難しくても、そういったことで地域の皆さん方との日頃の付き合いの中で、やはりそういうことを知ってていただくこと。情報うんぬんもありますけれども、もっと大事なことがありますので、今のようなことです。遠くのこ親戚より近くの他人というようなことの、更にお互いの感覚の中で現代用語として捉えていくようにまたお願いをしたいと、こんなように思ってます。担当課長の方からお答えしますが、あれば。

○保健福祉課長

災害時の関係につきましては今町長申し上げましたとおり、年々いろんな部分でですねシステムアップしたりして態勢づくりということで、進めてきております。 いずれにせよ、いずれの場合もやはり日頃の隣近所の付き合いの強化っていうのが 一番大事になってくるかなっていうふう思います。以上でございます。

○永原(1番)

今年の総務課の主な取り組みの事業の中に、災害時要援護者支援システムの充実に努めるっていうふうに広報にも書いてあったんですが、本当にその大災害になった場合にパニくったりしちゃうんですけれども、今年そういう目標を挙げてる中で具体的には去年からそういうところに力を入れていると思うんですが、どこまで具体的に進んでいるのか。それと地域支え合いマップっていうものがあるんですけれども、その災害時にそれが本当に活かせるか。だからそれは今、支え合いマップは組長さんの所に行ってると思うんですよね。ですからそれがあれば全部網羅できるかっていうと、なかなか全ての要援護者をカバーできるものではないと思うんです。ですので、その総務課としてはそのシステムの充実をどう進めてるかお聞きします。あっ、総務課っていうか町長にお聞きします。

○総務課長

支え合いマップの方ですね具体的な整備につきましてはですね、社会福祉協議会の方で精力的に今、行っていただきまして登録をしたものを常に更新をしていく。 そのサイクルでもってまだできていない地区もございますので、そちらの方を精力的にやると。それからさきほど町長申し上げましたように少しそれをグレードアッ プしましてですね、レイヤーを重ねることによっていくつもに要援護者の支え合いシステムが使えるような、そういう部分でも今回昨年の事業の中でフォローアップをしております。災害のですね大きさとか種類によってその活用方法は変わってくるとは思いますが基本的には、地域の自主防災組織の力によって公助が入るまでの間はお互いに助けていただくって、これが原則かと思います。生命の危険に関するような場合には個人情報といえども行政で持っているものは行政機関としては表へ出すことができますので、そういうデータの蓄積は保健福祉課の方でさきほど申し上げましたように170名から180名、現在そういうものを登録しているものです。そんなふうな把握をしております。以上でございます。

○議長

永原議員、質問時間があと5分です。質問、答弁とも簡潔にお願いいたします。 〇永原(1番)

次にじゃあ時間もありませんので、配食事業に拡充についてお聞きします。本当に年を取ってくると、食べること。食べることは本当におっくうになったり、特に男性の一人暮らしだったりするととても食べることが大変になってきています。今は老老介護世帯や認認介護世帯や男性介護者など、本当に増えていると思うんですけれども、この食べるっていう食事ってことはとても大事なことで、こう一人暮らしの人に何人かお聞きしたら「何が、こう一人暮らしでしていただくと嬉しいですか」って聞いた場合に「優しい言葉掛けと美味しい食事を少量でも、毎日こう毎日でも美味しい食事を取りたい」ってそういうふうに回答していただいている人が何人もいました。ですので私は今、辰野町でも配食事業をさきほど課長さんからも言われましたけれども、配食サービスもやっているんですが、毎日するように今後、提案的に配食事業をね、社会福祉協議会として配食事業に取り組む考えはないかお聞きします。

○町 長

この質問いただきまして、私どもちょっといろいろと検討いたしましたが、そんな中で永原議員、ご自分で配食配達をされているということをお聞きして心から敬意を表するところであります。さて、行政でこれを取り組むべきかどうかということに対しましては、経験者であります永原議員のまたお言葉も日頃の相談もお聞きしたいと思っておりますけれども、なおまたボランティアでも今やってるわけであ

りますし、いろいろ「ほのぼのランチ」とかそれぞれがあります。それらをまた総体的に検討して、その中でまた行政としてやるべきかどうかは決めていきたいと思います。現状、担当課の方でどんなふうに考えるか、もし違うことがあるんなら言ってください。

○保健福祉課長

町で実施している配食サービス、さきほど申し上げましたけれども、以前に比べてですねかなり内容の方も拡充をしています。以前に比べまして障がい者だとか昼間だけの一人暮らしっていう方にも拡充をしてきておりますし、ボランティアのふれあいほのぼのランチ、それからやっぱり民間のこの宅配弁当等を上手くこう利用していただいてやってっていただければなあ、というふうに思います。ただそのこれはやっぱり昼食だけだもんですから、朝飯も夕飯もっていうことになるとちょっとこれは町としても対応が非常に大変かなっていうふうに思いますので、またいろんな意見、意見と言うか参考例あればまた教えていただければというふうに思います。

○議長

永原議員、質問時間が過ぎましたので終了してください。

○永原(1番)

私としては、もうこれだけ高齢者が増えてきて食事のことも困るっていってアンケートにもありますので町として事業、社協か何かで事業として取り組んで辰野のそこでいろいろ事業とすれば雇用もなりますし、今ほのぼのランチもボランティアでやってますが、もうちょっと限界だと思いますのでボランティアでずっとやるっていう、もう社会現象で高齢者が増えてるっていうことをボランティアだけで頼るっていうのはもう限界にきていると思いますんで、是非町としても配食事業の拡充については検討していっていただきたいと思います。以上で質問を終わります。

○議長

只今より暫時休憩といたします。なお再開時間は15時20分といたします。

休憩開始 15 時 11 分

再開時間 15時 20分

○議長

休憩前に引き続き再開いたします。質問順位6番、議席12番、三堀善業議員。

【質問順位6番 議席12番 三堀 善業 議員】

○三堀 (12番)

それでは、通告してあります順序で質問してまいりますが、さきの成瀬議員、永 原議員の方から殆どお答えいただいておりますので、できるだけ重複しないように、 また漏れている所をお聞きするようにいたします。

まず新病院についてでございますけれども、今、病院が外のフェンスも取れまし て塀と言いますか、段々形が現れてまいりました。「百聞は一見にしかず」という 言葉がありますけれども小学生でも知ってるような、もう古くからある言葉ですけ れどもやはり、そこに姿が見えてくると人の気持ちも変わってくる。辰野病院は正 にその時を迎えております。計画であるとか予定であるとか、文書、言葉の段階で は実感が湧いてこないわけですけれども、関心も薄かった。しかし、いよいよ建設 が始まって形として目に見えるようになりますと、町民の関心も高まり期待も膨ら んできます。そこで私は多くの方々に同じようなことを聞きました。何より良かっ たのは病院の関係者の意識が大きく上向いていることを、町民が感じ取ってる。非 常に良いことだなというふうに私も聞いておりました。正直なところ、以前は赤字 続きで改善の見込みがないとか医者がいないとか、患者が少ないとか、いろいろの ことが言われまして悪い方へ悪い方へと話が進んでしまうと、いうようなところも ありました。しかし、その間にも何人かの方から、またそれとは別なことを聞いて おりました。辰野病院への入院患者ですけれども、辰野病院に対して非常に評判が 良かった。医者一人ひとりをみますと非常にレベルの高いお医者さんだと思います。 辰野病院のドクターはそういう人たちが揃ってる。数は少なくなりましたけれども レベルは高い。そして入院患者にとってみますと非常に居心地が良かったというこ とを聞きました。それはなかなか赤字続きだというようなことの方が先に立ってし まっている内には、出て来なかったことだろうと思います。現在は黒字経営に傾き、 同時に医師をはじめ看護師ほか病院スタッフの評判が大変良くなってる。一つの黒 字経営というようなたった一つの言葉ですけれどもそれが全体を引っ張るという、 そしてそのあとは各部署が相乗効果を現して全体で良くなってると。どこかで頑張 るとこがあると良くなるものだなあということを感じました。現在苦しい時を耐え て努力してきた医師をはじめ、スタッフの努力、その甲斐あってのことだと思いま す。10月開院を前に極めて好ましい流れが、上向いてる流れ、是非継続しその流れ

で新病院を軌道に乗せて欲しいと考えます。まず最初にお聞きいたします。病院、新病院の医師、看護師、検査技師だとか、スタッフの充実ということでございますけれども、まず第1に医師の確保を特にこの高齢化になってきますと一番そこらへんが問題になろうかなと、私自身もそういうことを痛切に感じておりますけれどもさきほどから話のある透析もありますけれども、泌尿器科の開設を是非お願いしたい。これはもうずっとお医者さんが来ていただいて、診ていただければ一番良いんですけれども、大変医師の不足している時でありますので週2回、1回でも良い。とにかく泌尿器科の開設をお願いしたい。これをまず最初にお聞きいたします。

○町 長

それでは引き続き質問順位6番の三堀善業議員の質問にお答えをしてまいります。 今、大変病院のスタッフが経営面では頑張っていただいて、という話でありまして 大変に力強いお言葉をいただきまして、ありがとうございます。ただ、この現在の 診療報酬、特に亜急性期、この中で黒字というのは並大抵のことではないというふ うに私は思っております。ただ努力したんで黒字、じゃ努力しなきゃ赤字かって、 そんなものではない。一緒になって先生方やスタッフに感謝を申し上げたいと思い ます。例年同じような黒字が出るといたしましても、くどい話ですが減価償却費が 経費に算入するためその分だけはマイナスされることは事実であります。早く診療 報酬が急性期ばかりでなくて亜急性期の方へも少しは上げていただきたいなと、こ んなことも国へ陳情していきたいとこんなふうに思います。というか国の方は医療 費を下げようとしてますので、どうしようもない状態であります。それでスタッフ の中で泌尿器科をというお話でございまして、あるんですが、泌尿器科の場合は実 はまた嫌な時代になりまして、産婦人科と同じでありまして一人の医師だと手術を しないんですね。できる先生、教授が来たってしない。どうしてかっていうと直ぐ 訴えられちゃう。こういう昨今の風評。たまたま先生が人間ですからトイレ行って た。その間に何か起こった。看護師が対応した。でもちょっと何か問題になった。 そうすると先生そこにいなかった。裁判に掛けますと先生そこにいないことは当然 生理現象で想定されるので、何故ほかの医師を直ぐそこに呼んどかなんだって、こ ういう裁判になっちゃうんですね。これだけ医師不足にされてそう言われてみても 実際にはそれは無理、ということで事実上2人揃って、じゃ2人揃ってトイレ行 きゃどうなるかっていうんで、それはもう屁理屈になりますから、どっちか必ず残

れということであります。さてそうしますと辰野町も高齢化が進み、女性ばかりで なくて男性が特にそういったことになってくると思われますが、泌尿器科の需要は 増えてきておりますが、まだまだ2人ぐらいを置いて手術をしていく程の需要量が 辰野町の人口では今はない。もうちょっと経つと出るんだなというふうに思います。 一人の医者を入れれば、お分かりのとおり給料を払う。おまけに2人入れれば2人 分掛かる。それで採算ベースからいくと手術するから手術分はちょっと高くなるに しても、2人の給料を払って黒字になる程はまだありませんので、じゃあ1人で健 診だけして回したらどうかという話でありますが、それは可能であります。可能と いうのは今の内科で十分できます。例えば前立腺とかそういったものを見つけるぐ らいは。それで現実に手術が必要な場合を想定しながら泌尿器科のある、2人以上 揃った病院の方へ送っていることも事実です。議員のお話の中では週1回でも外来 でも、例えば信大あたりから来ていただいて健診だけでもどうかっていう話ですか ら、これ新たな話としてまた検討させていただきたいと。また信大の方へも掛け 合ってみたいなと、こんなふうに思います。最初の1問、泌尿器につきましては以 上であります。あ、むしろ泌尿器科をいろいろ言うより辰野病院といたしましては 総合内科を欲しいっていうような言い方をしてます。今もうみんな医者になるのは、 専門、専門になっちゃいまして、みんなが野口英世みたいな博士になるようなこと を望んでいるようなシステムに現在の厚生労働はしちゃったんです。ですからみん な認定医、あるいはまたその専門医、指導医、みんなこれ、ということはどういう ことかっていうと各部門の中で更に細分化されちゃって、本当の笑い話も出てくる ぐらいです。あの整形行ったら足が痛いんで行ったら、僕は手の専門だから診ない とかですね。そういうような極端な例を言うとそんなようなことが出てきちゃう。 それはそれで大学としてはそういうふうに細分化されて研究することは良いでしょ う。しかし一般のこの臨床医する人がそんなに専門、専門で左手の先生だ、右手の 先生だ、関節だけで整形でも腰が診れないなんてこんなふうなことになっちゃいま すと、本当にこれはもうそこまでは行き過ぎです。ということで総合って全部分か る先生がいりゃ一番良いんですけれども、そうじゃなくて内科の総合医、整形の総 合医、脳神経なら脳神経の中の総合医、循環器なら循環、ああそれはもう内科に入 りますね。でも循環器外科とかそういうのは独立してますから、じゃあ心臓血管、 あるいは外科、内科の中で専門医、こういう人はもうたくさん作らないと日本今、

もの凄く不足して今テレビ報道もされているぐらいです。だからお医者さんで何か 医者だから何でも分かると思ってちょっと専門外だと何にもちんぷんかんぷんで分 からないという、あるいは自信がないから下手なこと言っちゃいけないっていって 言わなくなる。そういうことがありますのでむしろ総合内科を欲しいという医局の 方の話でありますが、泌尿器科につきましては検討を外来対応を1日ぐらいという ことになれば検討して、信大の方にも相談してみます。以上であります。

○三堀 (12番)

今私はその手術というようなところまでは考えておりませんでした。ドクターの言葉と我々普通一般の者たちの言葉と響く大きさっていうものは、患者にとって大変大きな違いがあります。やはり、医者にこう言われたというとちゃんとそれで言うことを聞いてる。僕らが言うと「死ななきゃなおらねえやい」なんてどうせ直ぐ打って返ししてくるのが普通です。そういうことを考えますとやはり、専門の医者が1週間に1度でもいてその指導を受ける。そしてまたその医者が辰野病院で紹介で次の段階の病院を紹介する。そちら側に振り向ける。そうした形でも取れると患者は非常に安心もできるし、また辰野病院としての内容も良くなっていくじゃないか。これは年とともにもうどうしようもない病気って言いますか、男の宿命、また女性でもやはり近くなるということはもう当然ですし、やむを得ないことだと思います。これはそのくらいにしておきます。次に検査機器ですけれども、現在辰野病院で使われている検査機器、これをおそらく使えるものは持っていくだろうというような気もいたしますし、またまだ新しい買ったばかりだというのもあろうかと思いますけども、この検査機器については現在十分であるかどうか、またそれについてはどのような考え方をお持ちかお聞きいたします。

○町 長

専門的には病院の事務長の方からお答えしたいと思いますが、基本的にはあるものを使うということでありますが、やはり医療機器でありますので、移動が不適当なもの、あるいはまたもう既に、普通のものと違ってようやく動かす程度ではダメで、あるいはまた新しく斬新に開発された機械もあるっていうことになると買い替えなきゃいけないと思います。それでCTの今まで1極だけでありましたが、12極っていうのがつい最近、去年入れたばかりでありますので、これは持って行くって言いますか、移したいと思いますが、例えばMRIみんなの関心のある、これも

やっぱりオープン型で一條院長の時に私の時に入れさせていただいたんですが既に まあこれは老朽化という形の中で、これは新たに購入したいとこんなふうに思って おります。あとビデオスコープシステム等いろいろありますので、事務長の方から 今は大きいものを申し上げましたが、事務長の方からお答えいたします。

○辰野病院事務長

平成24年度の医療機器につきましては全部で49点、2億8,000万円を購入する予定になっております。これにつきましてはさきほど町長が申しましたとおりに老朽化の関係とかありまして、それぞれ対応します各科で現状を見据えた中で購入、導入していくこととなっております。今質問のありました検査機器の方でございますが24年度につきましてはMRI磁気共鳴断層撮影装置、そのほかに大腸、上部消化管ビデオスコープシステム、超音波診断装置、こちらにつきましては心臓と腹部の肺用の診断装置になります。そのほかにABR測定装置、これにつきましては幼児の難聴の検査等に使います。したがいまして検査機器につきましては以上の4点を今年度購入予定となっております。また10月1日の病院の診療開始に合わせまして中に導入しまして、機器の調整をしまして1日から使い始めるってことで予定しております。以上です。

○三堀(12番)

その専門の機械のことあまりよく分からないんですけれども、私の申し上げたいのは、直しゃあ使えるとか、もう少しまだ、というようなことではなくて思い切ってこの際、性能の良いものに切り替えたって良いじゃないか、それに金を掛けても良いじゃないかというふうに、私ではなくて町民の皆さんそう思っております。そして内容を充実して欲しいというふうに考えております。是非、どこにも負けないような検査態勢が整うような辰野病院にしていただきたい。次にさきほどちょっと辰野病院は良くなっているということを申し上げましたけれども、確かに看護師の意識が大分違ってきている。それはさきほど申し上げたとおりでございますが、特に大変なのは外来の担当する看護師、看護婦さんですね。毎日違う患者が違う症状で来て、そして「痛い」とか「悪い」とか「苦しい」とかどうのこうの。「早くしろ」とかっていうようなことを言うと思います。それをやはり全部相手にしにゃならないのが相手にと言い方、おかしい。それを受けていかにゃならないのが外来の看護師の方々。大変だと思いますがその方々もともに大変評判が良くなっているの

を、継続して欲しい。そして本当に「もういい加減にしてくれ」とか、あるいは「そんなに言わなくたって良い」と「そのぐらいのところで止めといてくれ」というような患者も中にはいると思います。本当に気持ちの上でもそういう言葉を使いたくなるような場面があろうかと思いますが、どうかそれでも我慢して患者にあたって欲しい。そのあたりのいわゆる病院スタッフの、特に看護師の方々のスキルアップって言いますか、そうしたことをどのようにされているか、またこれから新しい病院建設、もうもう直ぐ目の前ですので、開院に向けてどのような考え方をお持ちかお聞きしたいと思います。

〇町 長

病院のスタッフの中で移転新築を目の前にして、特に看護師につきましての接遇 と言いますか対応とかいうことについてであろうと思います。今良いお話をさせて いただいて私ども町のもの、あるいはまた病院を中心に大変皆さん方、嬉しく思う んじゃないかと思います。しかし私今までもずっとそうなんですが、良いぞって誉 められると同時に悪い話も聞くんですね。「辰野病院ダメだぞー、看護婦の姿勢が これこれこうだ」って話聞くとダメなのかな、なんて思ってると違う人から「良 かったよ」っていう話聞くんですね。大体両方一緒に同じ日ではないですけれども、 大体1週間ぐらいの中に両方聞くってくのが常でありまして、やはりこれ事務長あ るいは院長先生方中心に実際に営業に運営に携わる人たちの、やはり人のやっぱり 牽引力の中で育ってなきゃならないと、こんなふうに思います。ただ傾向といたし ましてどちらかというと若い看護師さんより年寄りの看護師さんのいる率の高い病 院であります。誰でもそうですが、年取ってくると体で働かなくて口で働くっちゅ うことも大分出てくるですね。どこでもそうらしいです。会社でも役場もどうかわ かりませんが。若干そういうきらいは出てくるんですけれども、やっぱりやること だけはちゃんとやってます。そこを見極めていただきたいんですが。頑張っていた だいて、そうかって医療的にやっぱりきつく言わなきゃいけない時もありますので、 これもやっぱり分かっていただきたいと思います。患者さんは受けた印象だけで本 当に患者さんの言うとおりだっていう場合もありますし、何々、その患者さんをキ チッとここでやらないと患者さんのためにならんちゅう指導も若干あるようでござ いますが。いずれ看護師不足でありますので、医師不足と看護師不足、同時にやっ てきました。日本では25万人ほど必要なんだそうですが、5万人ほど不足というこ

とでありますから、是非一つ皆さん方もまた病院の幹部の皆さんにもお話している とこですが、目的は悪いとこあったら正していただく。正していただいて、いても らうことを目的です。正したら嫌になって出ていっちゃったんじゃ、これ正したこ とになりません。ということだけは一つ心得ていただきたいというようなことで、 お願いをいたしております。今、簡単に言うと不足っていうことは引っ張りだこっ ていうことなんですね、ほかの病院から。この間も県の方へ行って医療審議会あっ てそこで塩尻の市長さんが丁度来て、えらいもんに怒って「看護師を何とかしな きゃダメじゃないか、県の仕事じゃないか」なんて言っていきり立ってくれました。 ああ、きっとこれ両小野国保病院のこと考えて言ってくれるのかな、と思ったらそ うじゃなくて福祉施設に看護師が足りないと、こういう状態になってきたようです。 長野県の福祉施設の審議会の長を塩尻の市長さんやっているんで、それで「市長何 とかしろ」ってこうなっちゃったんで本当に大変なことだということでいきり立っ てくれました。だから病院だけでなくて福祉施設も看護師不足。このへんを一つお 互いに頭に置きながら指導を職員の方もお互いに研鑽努力するようにまたお願いを していくとこであります。目的を外して言ってみても何もなりませんので、良く なって、いていただくこと。良くなっても出て行っちゃったんじゃ何もならない。 こういうことで一つ注意をしていきたいとこんなふうに思います。以上であります。 事務長の方から何かあれば。

○辰野病院事務長

看護師の意識の持続向上っていうことでありますが、やはり看護職員にとりまして患者が安心して、看護を受けられる専門分野の研修も大事であります。また合わせまして患者に対しますサービス向上が一番だと、今は考えております。接遇研修はもとよりでありますけれども第3者によります内部点検、またはマネージメント研修等、今後行っていって意識、スキルアップを図っていきたいと思っております。以上です。

○三堀(12番)

是非、内容充実していただきたいんですけれども、私の経験で申し上げますと病院の、という一つの特殊な形の中、いる人たちは全部専門家の集団ですわね、病院というのは。その中で患者というのはまるっきりの普通の一般のものが行って何の知識もない。やはりそこで一番頼りになるって言いますか、心が安まるのは気遣い、

心遣い、それから思いやりって言いますかね、そのことが一番なんですけれども、 ただその気持ちを持っているだけではダメなんです。こういうふうにして欲しい。 患者、もし足引きずっていたら「足痛いのかい」っていうぐらいの声を掛けてやる。 そしてまた何回も来てる人は顔馴染みになったり名前も分かる。そしたら「今日は 何何さん、どうですか」とか待たせた時には「たくさん待たせて悪かったね」一言 がその人の「こんなに待たせやがって」っていう気持ちはガラッと変わって和むも のです。ですから言葉を出して欲しい。思いやり、親切、そうした気持ちをとにか く言葉に出して欲しい。是非そのことを辰野病院はやはり一つの看護師たちの色合 いが違うぞと、いうようになって欲しいと思います。そのへんはまた事務長の方で いろいろと検討していろんなことを考えていただけば良いと思います。それでは次 の質問ですが、通院対策については成瀬議員の方から大分いろいろのことを細かく 言われましたので、これは止めます。ただ一つその質問の2番目の万歳橋のことで すけれども、この町長は万歳橋を歩いて渡ったことあるかどうか分かりませんけれ ども、まず車でも毎日利用していると思います。おそらく気付いていると思います けれども車がこうあれ大きく3つのカーブになってる橋ですよね。ですからその カーブであるっていうことと、非常に歩道が狭い。両側に付いているんですけれど も歩道が非常に狭い。そのために歩行者も怖いけれども、車の方も歩行者の姿を見 ると怖いと。ですから殆どの車がセンターラインを割ってきます。おそらく車を運 転した人はあそこを通った人は気が付いていると思いますけれども、私はいつも左 側の方へ左側の方へよって、できるだけ気を付けて来ますけれども、なかなか正確 にキチッと交通が守られてる橋ではないんです。あれは歩道をもしできれば、両側 じゃなくて片方にして倍の広さにする。そしてガードレールでも付けておけば歩行 者も安心できるし、通行する車も気が楽になる。非常にそのへんは不都合な形、あ れは諏塩トンネルの時のあれですかね。どうも格好は良く造ってありますけれども どうもあのカーブはちょっと今になってみると歩道が狭くていただけない。ま、今 後大きな課題じゃないかと思います。簡単にできる金額でもないだろうし、また鉄 道の方のJRの方のこともありますので、大変ですけれども是非これは考えて欲し い。おそらく歩行者が怖いだけじゃなくて、車椅子だとかそういうような電動の車 もありますわね。足の悪い人たちが乗る、もうちょっと無理ですね。それで雪が降 ると除雪車が歩道へ全部雪を持ち上げちゃう。ですから桜町の方から途中の階段を

登ってくる人がその手すりって言いますか、あの鉄の網って言いますかね、あそこ へ掴まりながら雪の上を歩いているっていう時がよく見かけます。そうして、それ 片付いたとしても凍るわけです。ですから非常にそのへんは不都合な歩道の構造に なってる。これ申し上げるのは今現在、非常に素晴らしい姿の病院が出てきました けれども目の前にある病院です。であるんだけれども、下辰野の線路から東側、そ れから平出の方々は目の前にあるんだけれども歩いていかれないという障壁になっ ているのがその万歳橋。そのことを是非、検討の、今後の検討の材料にしていただ きたい。そしてもう一つ、地域の人たちが言っているのは、電車ももう今は昔ほど 通らない。そして貨物の入替が殆どないんですね。ですから「昔のその桜町踏切に 戻してくれ」っていうことを言う人もいるんです。そのくらい万歳橋を渡るのが大 変だという意味だと思います。そのへんも今、鉄道では貨物の入替がないから殆ど あそこの辺は空いている路線が、線路があるわけですよね。あれ片づけて整地す りゃあ、ほたる祭りの時の駐車場に良いじゃないかと思うし。いやあ、住宅地にし たら駅、向こうに改札ロ一つ付けりゃ良いですからね、陸橋を付けて。もう駅に間 近。いろいろのこと考えるともう素晴らしい宅地になるわけですよ。町長の言うそ の一大居住拠点都市構想の符合する大きな要素を持っているんじゃないですか。こ れはちょっと別な話になりましたけれども、そういうような踏切のことをそういう ように考えてる人がおります。それから成瀬議員の方の質問にちょっとありました けれども、福祉車輌の配備をできるだけそこにずっと置いておくでなくても、ある いはどのような方でも良いんだけれども下辰野の人たちの中にはやはり万歳橋が障 壁になることでもって少々負担しても良いから、そういう車輌を手配できるだけお 願いしたいなということを言う人が何人かおります。そのへんも合わせてこの万歳 橋の問題、それから踏切、福祉車輌のところもう一回、町長お聞きしたいと思いま す。

○町 長

それでは次の質問にお答え申し上げたいと思います。まず万歳橋ということでありますが、あそこも昭和56年以前の建築物であります。構築物でありますので耐震になってなかったということで、あそこは道が県道なんですね。県道になっておりまして上辰野から来ているのは県道で辰野駅までということであります。それで当然橋も県道でありますので、県の方にお願いして耐震構造は仕上がりました。それ

でご指摘の両サイドにあります歩道ですけれども、本当に昔何であんなものやっ ちゃったのか真ん中で傘させば3分の1車道へ出ちゃうような傘が。で少し右側の 方、右って言いますか外側をこうハの字に広げてもらった筈ですが、そうすると傘 が外へ行くから真ん中にいるという、それでもせめてものあれなんですけれども。 それは前にやってもらったことあります。しかし歩道を広げるだけのことはできな いで空間中でありますので、耐震からいろんな構築物の耐久性、耐久性って言いま すか持力ですね。そういった構造計算などをまた変えることはできないということ で、それで三堀議員の今、案のように片方の歩道は止めて右側へ付けちゃって、右 側だけ、あるいは左側だけどっちでも良いから、まあ右側の内側の方が良いでしょ うから内側って、向こうから来る時は外側になっちゃいますけれども、とにかくど ちらかへ辰野駅側の方へ、広くした方が良いだろうという発案であります。町長も あそこを歩いたことあるかって言うんですが、つい御柱の時は通りました。ただし 御柱の時は真ん中通っちゃっているんで、車道を。しかしそうじゃなくて消防団の 時はしょっちゅうあそこを桜町のこういうループも、それから柳町からループを 通っては歩道は実際には通ってますのでよく知ってます。本当に危ないことで何で あんなふうにしちゃったのかな、正に万歳で手を上げてまいったと降参の橋かなと いうふうに悪口言う人もあります。何とか、片側へでもちょっと伊那建設事務所に 相談して集中的にやっていただけるように、話をしてみたいなとこんなふうにも 思ってます。そして福祉車輌を配備ということでありますが、結局これは福祉車輌、 送迎の福祉車輌という意味ですか?両小野にあるような感じで病院運営で福祉バス みたいにやれということですか?さきほど言ったように川島線をルートを変えてい くことは良いんですけれども、まだそこまでちょっといきませんので、もうじき行 われます公共交通でどこまでカバーできるか、というようなこともちょっと考えな がら検討はしてみたいと思いますけども、非常にこれは難しいことだと思います。 さきほどもお話申し上げたとおり。少ない、あの多い、全部足せば多いんですけど 少ない人数があちらこちらに混在されてましてそれを全部拾って来て連れて来る、 お連れする。また送ってく。時間はいつにするの、何本にするの。箕輪まで2割入 らなきゃいけんのって、これとってもえらいことになるんじゃないかと思いますし、 いくらえらいことでもただ「やれ、やれ」っていう意味でいくら金掛けても良いっ ちゃできますけれども、なかなかそこんとこは難しいだろうと思いますが、どんな

ふうになりますか、非常に、公共ではあんまりやってる所はありませんので、だから良いって放っておくわけじゃありませんけれども、何か良い方法はないかは検討はしてみたいと。これはいずれにしても病院ができたあとでもできますので、どうあれ。極端に言えば「辰野駅をあそこに持って来い」って、「移設しろ」なんて言う人も中にあるぐらいで。「そんなのできないよ、飯田線があるから」「じゃ辰野駅をあのままにしておいてホームをずーっと延ばして来い」っていう人がありますけども。「じゃ、列車はどこに停まるんだ」とこういうことになります。「なら別個の駅をやったらどうだ」と。じゃあ、ポー、ポーっとは言いませんからチーンで動いて、動いてまだ加速しない内に直ぐブレーキかけなきゃいけないような範囲でありますし、非常に難しい前からもそんな話をしたことありますが、いろいろ今後に対しましては検討をさせていただきたいと思います。以上であります。

○三堀 (12番)

社協の方には福祉車輌があるわけですよね。それを何か時には回すような手立てもできないかなというようなことを含めて、ちょっとお聞きしたわけです。いずれにしても辰野病院がここで完成するわけです。これあの関係者だけじゃなくて私も長い間、何とかならんもんかなということを考えておりましたので待ちに待ったという気持ちでおります。というのは19年、20年の時に私、監査委員やってまして病院の方へ例月出納検査でまいりました。その時に院長室へ入って院長室に御岳、大滝村の大きな地震の時に入ったという亀裂がありました。それあの時の松崎院長、前院長ですけれども、それを修理して塞げると言ったら院長が「いやそれはそのままにしておけ」と。「これはその時に入って、これを見ただけで病院のこの耐震化ができてないこと分かるだろう」と。そして「この表に出ているだけじゃなくて中もこういう状態があるということを知るためにも、これなおさなんで良い」というふうに言ってその時に、もう一つ聞いたのは「この町に、あるいはこの地域に医療がなくなってはいけないんだ」ということを熱く言ってました。そのことが今日現れてきた辰野病院の立派な姿だというふうに感じます。次に質問、移ります。

これも永原議員の方で殆ど言ってしまったので、あまり言うとこないんですけどもただ高齢化社会の中での孤立化。これは孤立化は、まあ犯罪に巻き込まれるっていうようなこと、それから孤独死に繋がる。嫌なのはその孤独死のあと検視というようなことも付いて回るわけですよね。ですから、これは何とかそのあたりを解消

するための手立ては大変だと思いますけれども民生委員だとかそういう方々に、あるいは訪問看護をされる方だとか、っていうような人たちの努力もお願いしにゃならんなというふうに感じておりますが、その方は殆ど永原議員の時の質問で終わってますので、次の質問にいきます。

自宅で終焉を迎えたい人っていうので、さきほど永原議員の方からの質問では 13.2%だけだというふうに言われましたけれども、これはいろいろの制度だとか、 手立てがない所でそういう問題が出て来ているじゃないかというふうに考えられま す。そうしてまた核家族が進んでいる、一人暮らしの、あるいは二人いてもさきほ どの話のように片方は要援護、介護、そいで元気な方が倒れるというような例もあ るだろうし、大変だと思いますけれども昔から「畳の上で死にてえ」とか「おれは 家で死にてえ」というような人が殆どでしたけれども今は大体、施設、病院になっ てると思います。そこでその病院ではなくて我が家で死を迎えたい人。家族で看 取ってやりたいと。家族構成、外にいる兄弟、姉妹などもいろいろ条件があるから 難しいでしょうけども、そうした人たちがともに看て、本来の姿それこそが尊厳死 だというふうに私は思います。昔は仕事の片手間だとか、商売の合間を見て皆で協 力して当たり前でやってきたことです。今、口では絆だとか助け合いだとか上手い こと言うんですけれども、実際に現実が自分の身に降りかかると「施設があるじゃ ん」とか「町は税金取ってるから、看る責任あるじゃん」なんていうような話を殆 どの人がしてます。その税金は国民の義務だと思いますけれども、そうした言葉を よく聞きます。そこで質問をいたします。自宅で終焉を迎えたい人のために、自宅 で看取る家族、家族への対応。これ何か制度とかそういうものはあるでしょうか。 それをお聞きいたします。

○町 長

あの病院でなくて自宅で終焉を迎えたい、あるいはまた病院にいて治らないけれども医師が「家庭へ帰っても良いでしょう」というような形の中で家庭で終焉を迎える人。さまざまであります。いずれにしましても前もお話、関係の方には質問にはあったわけでありますが、医師、とにかく主治医と行政と、それから訪問看護ステーション、訪問介護ステーション、このネットワークを利かさないとなかなかそういう状態の方が、家でまずとりあえず暮らすわけですから、暮らせるわけにはいきませんので、是非そういったネットワークを利かせるように、またその中継に入

るケアマネとか、対象者が介護保険の対応になる可能性もありますので、そのへんも進めていかなきゃならないというふうに思います。まず、看取り件数っていうことでありますけれども、訪問看護でたくさんあった看取り件数は平成21年が12件、中間はまた担当課長から言いますけれども、もう6、7件から7、8件というぐらいは町の中にあります。それでそれはできる家庭とできない家庭とあって、家族の皆さんがどういうお考えかということも、また出てくるわけでありまして、とにかく動けなくなったら人が最期までそこにずっと付いてて看てもらうっていうわけに、これいかないんで。さきほどの話と同じで。じゃその留守の間に何かあったらどうするか、行政責任ったってそれはできないですね。ずっと一人の人が一対一でマンツーマンで24時間付きっぱなしということはできない。それをどうやってこの少しでもカバーして、孤独死でもって1週間放置されたままとかそういうような無惨な状態は避けていくようにできないか。隣組、それから声掛け、あるいは行政の顔出し、民生委員の顔出し、いろんなことを複合的に絡めてそういったことのないようにしなきゃいけないと、こんなふうに思っております。担当課長からお答えいたします。

○辰野病院事務長

訪問看護ステーションの関係でありますが、今町長が申し上げましたとおり、訪問看護師が携わりましてお亡くなりになった方の自宅での看取りの件数でございますが21年度はお亡くなりになった方は29件中12名、12件です。その内、開業医の先生の患者様が10件になります。平成22年度につきましては16件中6件。この内、開業医の先生の患者さんが5件です。また23年度につきましては19件中8件ということで、開業医の先生の患者さんが7件ということで、開業医の先生の方、または辰野病院の医師、その連繋の中で看取りの方をやらせていただいております。訪問看護ステーションではありますけれども一応現在24時間態勢で対応しておりまして、通常でしたらご家族の方から電話をいただきまして、電話対応になりますが緊急時必要があれば看護師が24時間出向きまして、患者の方を看るような状況になっております。またやはり段々と末期になりますと訪問に行かない日でもご家族の方に電話しまして様子を伺いまして、適時にアドバイスを下っている状況であります。また段々と訪問介護の回数も増やしていって、なるべく患者の方の所へおじゃまして家族の不安を取り除くようなことを行っております。じゃ、実際看取りの時はどう

するかと言いますと、事前に家族の方にもし患者さんがお亡くなりになった時には、 まず訪問看護ステーションの方に連絡していただきたいということを申しまして、 家族の方が担当の医者の所に電話するか、または訪問看護ステーションの職員が医 師の所へ電話しまして、まず始めに医師の方の死亡確認を行っていただきます。そ れが終わり次第、訪問看護ステーションの職員、看護師が2名おじゃましまして死 後の処置を行う、っていうことで今対応をしております。やはり看取る方、家族の 方ですけど言われたことは「やはり家の中で最期まで看れて良かった」とか、本人 がやはり思いが強いもんですから、そのへんをお聞きして家の中で看取ることがで きたっていうことで、結構感謝はされております。ただこういう制度があるってい うことをやはり周知ができていないっていうのもやはり実状であります。過去に1 回広報でその中に訪問看護ステーション便りではありませんけれども、一応こうい うことをやっているよっていうような広報を入れさせて、チラシを入れさせていた だいたんですが、まだまだ町民の皆様方には周知ができてないっていうことで、や はり今後ホームページを通じまして周知をしたりとか、また訪問看護ステーション の業務につきまして分かりやすいようなパンフレットとかそういうもの作りまして、 家庭の方に配布しまして周知の方を図っていきたいと思います。以上です。

○議長

三堀議員、質問時間があと1分を切りましたので質問をまとめてください。

○三堀 (12番)

はい。どうか、看護大変だと思います。そこで私が申し上げたいのはこの最後ですけれども、そのいわゆる家庭で看てるっていうそのことについての何か補助があるかどうか、そういう制度があるかどうか、そういったまた町として費用をある程度補助するようなことも考えても良いじゃないかと。そうすれば家で看取ってやれるという家庭も増えるのではないかというふうなことを考えました。それからもう1つ質問を用意してありましたけど、また時間がありませんので次の機会にいたしますけれどもこれあの簡単に5分や10分で答えの出るものでありませんし、永遠の問題ですので次の機会に回します。それでは私の質問はこれで終わります。

○議長

ここで、お諮りいたします。本日の会議はこれにて延会といたしたいがこれにご 異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会といたします。長時間、大変 ご苦労さまでした。

9. 延会の時期

6月11日 午後 4時 10分 延会

平成24年第3回辰野町議会定例会議録(8日目)

- 1. 開会場所 辰野町議事堂
- 2. 開催日時 平成24年6月12日 午前10時
- 3. 議員総数 14名
- 4. 出席議員数 14名

1番	永	原	良	子	2番	岩	田		清
3番	根	橋	俊	夫	4番	堀	内	武	男
5番	中	谷	道	文	6番	熊	谷	久	司
7番	船	木	善	司	8番	篠	平	良	平
9番	成	瀬	恵津	丰子	10番	中	村	守	夫
11番	宮	下	敏	夫	12番	三	堀	善	業
13番	宇	治	徳	庚	14番	矢ヶ	- 崎	紀	男

5. 地方自治法第 121 条により出席した者

町長	矢ヶ	崎	克	彦	副町長	林	龍	太	郎
教育長	古	村	仁	士	代表監査委員	小	野	眞	_
総務課長	小	沢	辰	_	まちづくり政策課長	一 /	/ 瀬	元	広
住民税務課長	松	井	夕起	2子	保健福祉課長	野	沢	秀	秋
産業振興課長	中	村	良	治	建設水道課長	漆	戸	芳	樹
水処理センター所長	一ノ	瀬	保	弘	会計管理者	林		康	彦
教育次長	白	Щ		光	病院事務長	赤	羽		博
福寿苑事務長	宮	原	正	尚	消防署長	林		玉	久
両小野国保診療所					社会福祉協議会				
事務長	宮	原	修	$\stackrel{\longrightarrow}{=}$	事務局長	百	瀬	辰	夫

6. 地方自治法第 123 条第 1 項の規定による書記

議会事務局長 飯澤 誠

議会事務局庶務係長 赤 羽 裕 治

7. 地方自治法第 123 条第 2 項の規定による署名議員

議席 第8番 篠 平 良 平

議席 第9番 成 瀬 恵津子

8. 会議の顚末

○局 長

ご起立願います。 (一同起立) 礼。 (一同礼)

○議長

皆さん、おはようございます。傍聴の皆さん早朝より誠にありがとうございます。 定足数に達しておりますので第3回定例会、第8日目の会議は成立いたしました。 直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は一般質問であります。11日に引き 続き一般質問を許可してまいります。質問順位7番、議席2番、岩田清議員。

【質問順位7番 議席2番 岩田 清 議員】

○岩田 (2番)

通告にしたがいまして3点を質問いたします。まず初めにスーパークールビズについてであります。今年も電力の需要期を迎え、「原発再稼働問題」が連日メディアを賑わせています。気象情報ではこの夏の暑さは例年並み、もしくはそれ以上、と報道されています。環境省では「室温28度摂氏でも快適に過ごす」ことを目的としてより一層「更なる軽装の奨励」や勤務時間のシフトなどの「ワークスタイルの変革」を呼び掛けています。いわゆる、「スーパークールビズ」の推進です。昨日、長野県も昨年と同様に5%の電力削減を目標とすること、あるいは坂城町の6月議会は8時半より開会して少しでも電力削減を目指すというニュースがございました。今や夏をエコに過ごすことは、国民的な課題と言ってもいいでしょう。そこで質問いたします。この夏、役場庁舎を中心に節電・クールビズの対策をどのように計画されているのでしょうか。昨年度の実績及び今年度の計画を室温管理の部分も含めてお答え願いたいと思います。

○町 長

おはようございます。 6 月議会の第 2 日目の一般質問でございます。大勢の町民の皆さん方も傍聴にお出かけいただきまして、心から関心持っていただきますことに対しまして厚く御礼を申し上げます。それでは本日の岩田町議、質問順位第 7 番でございますが岩田清議員の質問に答えてまいります。クールビズはここ 2 、 3 年続いているところでございますし、しかし昨年の 3.11 等々から原発の問題等もございまして特に今議員がご指摘のように国民の課題として、政府もそうでありますけれども自ら節電に心掛けていく必要があると。一般的には冬の方が暖房で電熱は使

うということでございますが、実際には夏の方が相当使われる。特に冷やすという 熱交換しなければならない部分というものは大変な熱量がでる。したがって熱量が 出るということは電気を使う。その分だけまた逆に冷やすような働きもクーラーは あるとこういうことになってまいります。それでこの辰野町の今クールビスに対し てということでありますが、あとで課長の方から、きめ細かにお知らせをしていき たいと思いますけれども、今年は例年より早く6月1日から9月30日までをクール ビズ期間という形で政府に呼応するような方向として取ったところでございます。 なおまた、庁舎の周り特に太陽が直射を浴びるような窓の所へは植栽を植えまして、 そして自然のカーテンという形で昨年から実施いたしております。今年は朝顔だけ とかそういうことでなくて、いろいろなそれが食物が育って実がなるようなもの、 1種類でなくて、例えば何とかメロンとか、楽しみも兼ねてそのシャドウと言いま すかシェードの掛かるものを大切にして日陰を大事にしていくと、こういうことも やっております。また全体的な温度自体でありますけれども、庁舎内は29度までと いうことでありますので、相当熱い状態になります。ほかの施設、病院等あるいは また図書館その他いろいろありますけれども、福寿苑とかあるいはパークホテルと かいうのは28度を設定として、それ以上に対してはクーラーをかけていくというふ うなことであります。お客さん方、商売、商売って言いますかお金をいただいて やっている営業もあるわけでありますが、大体日本中がそんな傾向ですから良いだ ろう、同時に信州は風が吹けばその湿気のあるような中京辺りと違いますので、我 慢できるのかなと。同時にまたスタイルもそれに合わせて昨年以上の着る物等々、 庁舎内であっても時間中であっても、ちょっと誤解されるような服装等も認めてい くような方向になると思います。ただまあ、原則としては人に不快な、不快感を与 えないことであります。ということも一つの大きな条件であります。また誰からも 好感持たれるような軽装であります。ビーチサンダルのようなものはダメと。しか し風がスースー入るようなサンダル的な靴もあります。いずれ後ろを留めて閉まる ものであればよろしい。ただパタパタパタパタ、スリッパ状のような状態で穴の空 いたものはダメというようなことで、ちょっと規制を一応かけながら相当のTシャ ツぐらいまでも許可するというようなこと。着る、着ないは別でありますがその範 囲を拡げてクールビズにしていくと、こういうふうなことで取り組んでるとこであ りまして、昨年と言うよりも22年度、22年度実績から約辰野町庁舎関係では20%、

電力の消費を節減する節電する、こういう目標を立てて今のようないろんな細分、 細分化したいろんな実施事項をやっていくとこういうことであります。 課長の方か ら詳しくお答えします。

○総務課長

町長の言ったことに殆ど尽きるわけでありますが、一つ追加していただくならば今年2012のクールサマーにつきましては、クールシェアということで各家庭でもですね1部屋を涼しくをし、そこに家族のみんなが集まって絆を強めることも効果があるというようなことの中で庁舎におきましては、図書館の辺をですね一つ常に涼しい場所というようなことの中でそこへ、人が涼しさを求める場合には集っていただくようなそういう態勢を取り込んでいきたい、そんなふうに思います。

〇岩田(2番)

今、町長もおっしゃられたようにですね、この夏ですね日本国の国民全て節電、 地球温暖化防止のための取り組みを徹底しなければならないと思います。今総務課 長の方が言われましたように、これから私のする提案も正に図書館のことが入りま すけれども、地域社会にあってはこのクールビズをですね町役場が率先垂範して やっていかなければならないと考えております。それで総務課長の方では当然ご承 知ですけれども5つの観点があると思います。1つはですねクールファッション、 これがポロシャツとか軽装化ですね、洋服の。それからあるいは団扇とか扇子、古 来のものを使用する。2番目はクールワークでございます。勤務時間の朝型シフト ですね。それから残業はしない。有給休暇の活用。議会の時間帯についてもまあ、 議会が本当は考えなきゃいけないことかなと思っております。3番目はですねクー ルハウスでございます。これは設備や機器を利用して快適に過ごすという案ですけ れども、経費の問題もございます。それから町長言われたように朝顔とかメロンと かテレビに映ってましたのはゴーヤですか、の植栽によるグリーンカーテンや、す だれの設置こういうものがクールハウスでございます。4番目がクールアイデアで すねちょっとしたアイデアで涼しくすると。打ち水とか冷却グッズの利用なんかが そうだと思います。5番目がですね、さきほど言われたクールシェアでございます。 分け合うと、みんなで涼しいところへ集まって仕事をしたら効率的じゃないかと。 それでこの中で特に私が提案したいのは、7月末から8月の真夏の期間、ですね1 番のクールファッションで町長以下ポロシャツで仕事をしたらどうか。私自身もで

すね、長い間営業マンとして何十年も過ごして来たのでシャツにネクタイ。町長も ワイシャツとネクタイをキチッとしているタイプだと思いますけれども、役場庁舎 内の清涼な雰囲気と更なるエコ社会実現のために、来庁の町民に不快感を与えない 範囲なら問題ないし、気分一新してですね仕事の能率も上がると思います。 さきほ ど履物の軽量化も含めて言われましたけれども、踏み込んで検討していただきたい と思います。それからですね図書館の活用という話が今でましたけれども、確かに ですね役場の本庁の1階ですね事務処理で一人仕事のような場合、集中しなきゃい けないような仕事があると思いますね。そうしますとパソコン機器の移動さえでき れば図書館の空き部屋の一角を確保してですね能率を上げると。 雑事も来ないし上 司からいろの指示もなく一所懸命仕事ができて間違えないと。そういうような 種類の仕事もある筈ですので、場所を換えることにより仕事のモチベーションが アップすると。これは受験勉強だけじゃなくて事務処理関係の仕事でも言われてお りますので、この2点をですね提案したいと思いますけれどもいかがでしょうか。

〇町 長

引き続き質問にお答えをしてまいります。クールビズの中でいきますとこの今回 の言葉だけでいきますと相当のところまでいってしまうということでありまして、 一応規制を設けております。ランニングシャツはよしていただきたい。ハーフパン ツもよしていただきたい。ジーパンもまあ結構なんですが、あまり勧めはしません けれども穴のあいたものはよしてもらいたいと、こんなようなことも一応出してい きたいと思いますが、今、議員の提案の中ではポロシャツって言いましたっけ?町 長以下ポロシャツでどうだっていうような形でありますが、仕事中とか、事務に向 かって机で何か作業することは良いかもしれませんが、実は町長以下って言います か町長に拘るわけですが、非常に複合的な仕事をしておりまして、それだけで庁舎 内だけで済まないことがたくさんありまして、相手に合わせなきゃいけない場合が あるということもございまして、着たり脱いだりというそんなことはとてもできま せんので、どっちにも兼用のような感じ。いざという時にはそれだけちょっと、ど うしてもっていう場合ネクタイしなきゃいけない時も出てきます。ネクタイすれば 済むような、あるいは相手が軽装でしたら上着脱げば良いとか。半袖だったらワイ シャツまくれば良いとか。大体この何かに共通のようなところを私どもは模索して いきたいと思いますが、提案は良いことでありますので逆にそういった対外的なこ

とにあまり縛られない人たちはさきほどの条件、住民の皆さんに対してどう思うのかということ等もしっかり含めた中で、応用はしていきたいとこういうふうに考えてます。以上です。図書館の椅子ですね、それにつきましては課長の方からお答えいたします。

○総務課長

職場の中で業務にもよりますけれども、可能ならばそういうことも考えていきたいのですが、現在の図書館の利用状況の範囲の中でいきますと、今議員さんおっしゃられたことは、ちょっと厳しいのかなっていうことがありますが、真夏に対してはですね、何かの手を打ってスーパークールビズに対応していきたいとそんなふうに思ってます。

○岩田 (2番)

いずれにしてもですね町のためになることですので、考えていただきたいと思います。さきほどシャツの話が出ましたけれど今、ネクタイができるビズポロシャツ というシャツも出ていますので、検討してみてください。

それではですね2番目の質問に移りますけれども、今やですね地方議会も抜本的 な改革を迫られています。「首長、行政に対するチェック機能を果たさずに強大な 執行権を有する首長の単なる追認機関になり、議員個々の不勉強や能力不足により 独自性を持った政策を提案できない。首長と議会が不即不離の適度な緊張関係がな ければ地方自治二元制の原則は崩壊する。」これは私が言った言葉じゃなくて『毎 日新聞』の論説記事の要約でございますけれども、『朝日新聞』においても類似の 記事が2度程、掲載されております。5年間の議員生活の我が身に振り返っても反 省すること大でありますけれども。さて総務省は、昨年1月地方行財政検討会議を 設け、地方自治法の改正を検討しております。臨時議会招集権を議長に付与するこ となどを盛り込んだ改正案を提出しています。辰野町議会も昨年議会基本条例を制 定し、議会活動の活性化の一環として去る5月26日に第2回議会報告会を開催しま した。その席で町民の方々からアンケートを含め、様々なご意見をちょうだいした のでありますけれども、その一つが「議会の一般質問は良く聞いているが、質疑の あと町側が検討改善する旨の答弁があり、そのことについてそのあときっちり検証、 チェックしているか?」という我々議員にとってもですね大変耳に痛いご意見がご ざいました。実際には少しでも町行政の実情に沿って反映され、改善できるものは

実行されていることも多いわけですけれども、それが分りやすく広報されていないということもあるのも、また事実かと思います。そのなかで今回は3点ほど、議会で取りあげられた問題のその後について質問したいと思います。まず最初に、3月議会で私が質問した地域情報告知システムを取り上げたいと思います。旧有線加入者を中心に約2,000 軒程度の加入者であるとのご答弁でした。このシステムの有用性を町民に広く知らせ、加入の促進を図るとの課長の発言もございました。2箇月経った現在、加入者の増加率はどのくらいになったでしょうか。また併せてですね4月より新システムになってから、この告知システムを使った生命、財産の緊急告知ですか。生命、財産に関わる緊急告知はどのくらいあったのでしょうか。これは消防署の方にお伺いしたいと思います。

○町 長

3月議会での提案、あるいはまた質問等に答えた、そのあとどうなっているかということであります。地域情報の告知システム「ほたるねっと」ということでありますが、6月1日現在は 2,959 件現在加盟でありまして、このことは3月の報告時よりも42件増ということであります。今後に対しましても「ほたるチャンネル」等によったり、あるいはまたいろんな広報その他などで周知徹底をしてできるだけ加盟していただくようにどんどんと進めてまいりますし、いろんなイベント等の中でも積極的にデモ展なども行いながらこのことをもう少し話をしていきたいと、こんなふうにも思っているとこであります。まるっきり前の有線とは変わってきたわけでありますので、分からない方もまだいらっしゃいます。緊急告知に対します実績と言いますか、今までの現状の中ではどのようなことかと、いうようなことでありますので、課長の方からお答えいたします。

○まちづくり政策課長

今のご質問ありましたですね、緊急情報の関係でございますけれども、まず 2 月がですね 120 件。それから 3 月 131 件。 4 月が 56 件。 5 月が 27 件。合計で 334 件の緊急情報を発信をしております。以上です。

○岩田 (2番)

思ったより利用されているということでですね、この有用性が立証されてるわけですけれども、ただですねこのシステムはそこへ辿り着かなければ現場で、その場で倒れた方の役にはなかなか立たないわけですけれども、以前にですね緊急発信が

できるペンダントを希望者に配ったということなんですけれども、これは今どうなっているんでしょうか。

○保健福祉課長

あれにつきましては全部引き上げをいたしまして、全部この新しいシステムに交換と言うか、新しい今回の設備に換わっているということでございます。

○岩田 (2番)

そうすると従来の要するに緊急ペンダントですかね、通称。それはちょっともう利用できないということですね。そうしますとですねますますこの緊急告知システムがが普及しなければならないと。今 2,959 件というお話がありましたけれども、旧有線利用者は約 3,600 というふうに認識してますけれども、更なる促進策をですねどういう形で考えているか。それで具体的な数値目標を持ってやっているのか。お聞きしたいと思います。

○まちづくり政策課長

今後のですね促進策はさきほど町長言った点、それからもう2つ程ございましてですね、1つはですね昨日もお話が出てますけれども支え合いマップを今ですね作成をしております。その中でですね要支援者の皆さん方にですね「緊急通報機能があるんだよ」というようなことをですね、民生委員さんなどとですね連携しながらですね、加入促進を図っていきたいと考えております。それから今議会にですね、使用料の減免の改正条例を提出しております。この条例がですね可決されたのちにつきましてはですね、こういった制度をPRしながらですね普及促進に、あるいは加入促進に結びつけていきたいというふうに考えております。それから目標値につきましてはですね、約7,500世帯ありますけれどもその50%をですね、まず当面の目標としてやっていきたいというふうに考えております。以上です。

○岩田 (2番)

課長の方からお答えいただきましたけれども、我々議員もですねただ「ああせい、こうせい」って言うだけじゃなくて議員自身もですね、広報に努めるようなことをですね考えていきたいと思います。この緊急告知が大事なのはですね、大事だと思われるのは、去る4月26日に議員の有志一同で一年余が経過した東日本大震災の現場を視察してまいりました。仙台市から空港のある名取市、更に石巻市と駆け足で廻りましたが、まさに満目蕭条(まんもくしょうじょう)、何も残っていないとい

う悲惨な状態でありました。災害時、迅速・的確な緊急告知の必要性を身に沁みて 感じたひと時でもありました。さきほど辰野町 7,500 戸、全てに告知システムが配 備される。とりあえずその50%を要望するというふうに言われましたけれども、前 回ですね宮下議員も指摘されてますように携帯電話を普及して、若者世帯への加入 促進が非常に懸念されると。これについてはですね特別にまたこのシステムの地域 情報も含めてなどのね、PRをするようなチラシでも配って作っていただきまして、 各区、それから議員も含めてですねこの広報に努めなければいけないと、非常にそ の必要性を感じております。告知システムにつきましてはこの程度にしておきます けれども、次にですね3月議会で永原議員が取り上げた上水道の白濁事故について でございます。これは理由は違いますけれども昨年度もあり、その後、安全管理に ついてどういう改善がなされたか。またですね丁度昼の時でありまして繁忙期だっ たわけでございますけれどもそれで被害を受けた飲食業者がですね、私どもの所に 「ライフラインに関する工事、水、電気などの工事については土日はもう止めても らいたいんだ」という話をこれは質問されてましたけれども、町長答弁では「工期 も関係もあり、契約上もなかなかできない」ということでした。それならですね、 土日工事については役場職員が朝と夕、安全管理を行うなどほかの方法も考えられ ると思いますけれどもその2点ですね、安全管理についてどういう改善がなされた か。それから今の町民の声に対してどういうふうに答えるかお願いしたいと思いま す。

〇町 長

上水道の白濁水事故ということでございまして、それを未然に更に防いでいく方法、管理は打ち立ってきているということであります。たまたま土日という時でありましたが、そういう時の方が事故が大きくなるんではないかということでありますし、また主要箇所をする時、このことに対しましてはできるだけ土日は避けるようにというふうなことで方向は付けております。なおまた現場代理人という制度があるわけで、工事の方にですね。その人が主要箇所、あるいはまた土日の作業の時には現場を離れない、こういう規程も作ってあります。更にまた、役場の職員等も連絡網がありまして複数が直ぐに、1人だけの監視だけではいけませんので、いざ事故という時には緊急対応、やっぱり10人ぐらいの手が必要になってくるから。そういったことがある、ない、ということを意識しながら休みを過ごすわけにもいき

ませんので水道課、特に建設水道課を中心に更にはまた建設水道の経験者等の連絡網を作りまして、緊急で大勢が集まれる態勢を今作っております。ほか細部にあたりましては担当課長からお答えいたします。

○水処理センター所長

私の方から詳細について申し上げます。まず行程会議というものを月2回開いて おりまして、その際にですね既設の埋設物、あるいは配管のある場所というのも分 かってますので、そういう重要箇所、危険箇所につきましては平日に施行する行程 であるということを確認するようにしてます。で休日に作業する場合につきまして は休日作業届というのを必ず出してもらいまして、監督職員が「これは安全であ る」というのを確認してから承認を得て、行うようにしてもらってます。さきほど 現場代理人の話が出ましたけれども、このような重要箇所とか危険箇所につきまし ては平日においても現場代理人の方は現場を離れないということと、休日におきま しては必ず現場に立ち会っているということで、もし現場を離れるようなことがあ りましたら必ず代わりの人をというような態勢を取るようにしてます。それから事 故時の連絡体制の強化ということで、これまあ役場の職員の方ですけれども、特に 初期対応ということでですねそれを迅速にするために、断水とか事故なんかの通報 を受けた場合にはですね、複数の職員が同時に現場に駆けつけられるように職員間 の連絡体制というのを強化しております。それからあとですね今回だけではなく、 震災時ということを考えますとそういう災害時の緊急対応についてですね、速やか に対応しなきゃいけないと。復旧ということが大切になってきますのでその場合配 管のその修理に必要な、例えば継手類というものがあるわけですけれども、これが なかなか入手しにくい、直ぐには入手しにくいものもありますのでそういうものは 特に継ぎ手なんですけれども、あらかじめ予備品としてこちらの方で揃えておくと いうことで今手配中であります。そのほかにも、今主に休日の話をしましたけども 全体としてその9点程、安全対策、安全管理というものを全面的に見直しまして事 故の再発防止に努めています。

○岩田 (2番)

今、一般的なですね工事について安全の確認、それからマニュアルのきちっとした踏襲、そういう形のものはですねこれはもう当たり前のことでございますけれども、今回のようなライフラインの給水源みたいな所の工事につきましてはですね、

やはり土日工事であっても役場職員が朝と夕、直接出向くかどうかいろいろ今映像 的な方法もありますので確認を行うなど万全をですね期していただきたいと思いま す。それからこれ被害の面積でございますけれども、何件くらいありましたか。

○水処理センター所長

被害のと言うか、影響範囲につきましては新町の一部、それから宮木、宮所、上辰野の羽場崎の周辺ですね、それから今村、上島ということで約 2,200 世帯、6,300 人です。事故後にですね給水範囲を狭めるために宮木の南町とかですね、上辰野につきましては井出の清水の配水系が別にありまして、そちらの方使えるということでしたのでそちらの配水系統に切り替えて給水の方を実施しております。

○岩田 (2番)

相当広範囲にわたったわけですけれども、実はですね私の住んでいます泉水町 130 戸でもですね、この間、紙が来ましてここに持ってますけれども「一律ですね 1 立方メートルの使用料を減額します」という形で来ましたけれども、私の通りは 殆ど何も被害受けなかったのでこの 1 立方メートルを減額されてもらう理由はないんですけれども、これこの間、水処理の方の課長に伺ったところ、どこまでという線引きができないのである形の給水源の所、給水エリアについてはもう一律にしたということでございますけれども、やはりそのへんのところはですね被害にあった人にきちっとやる方法がなかったかどうか、これは指摘でございますけれども技術的に難しいのかどうか、このへん分かりませんけれども公平の観点からどうだったかなということを指摘しておきたいと思います。

それではですね時間もないので次にいきますけれども、学校給食の民営化についてでございます。昨年の議会で宮下議員が質問、答弁では「説明会を開き徐々に理解をいただける」というお話でした。そのあとですね進展状況、あるいはどういう努力をされているのか、お伺いしたいと思います。

○町 長

このことは教育委員会の方からお答えいたしますけれども、昨年、と言いますか 以前、この検討委員会を諮問機関設けまして、諮問いただいたのがやはり学校給食 は今の課題のとおりやっていくべし、ということでセンター化でなくて自校給食で いく。しかし作る方は民間の企業に任せる。しかし栄養士は栄養士で今までどおり、 また調達も今までの栄養士どおりということで全く同じものができてくるとこうい うことで進めて話し合いに昨年入ったわけでありますが、教育委員会がやったわけでありますが、PTAや関連者の中で少し意味が通じないと言いますか、要するに言わんとすること自体がまだまだ浸透されてない、簡単に言うと理解されてないということが報道、あるいはまた情報で分かりました。私の方からその時点で理解されていないのに執行することは良くないのでということで、暫くペンディングに持っていくようにという形で指示をいたしました。その後、教育委員会の方でまだその中でPTAの皆さん方も今度はまた替わっていくわけでありますが、いろんな時期をみながらまた話し合いをしていくということだろうと思いますが、教育委員会の方からお答えをいたします。

○教育長

その後ということでございますが、昨年の役員さんたちと2月3月にわたってこれから先の話し合いの進め方について代表者と懇談をいたしました。新年度になって役員さんが代わりましたので、この5月26日に町のPTA連合会の総会が開かれました。その後ですね、この新しい役員の皆さんが6月の18日に町PTA連合会の要望書を私どもの所へ持って来るということになっておりますので、その要望書の中身を見て給食についての意向をお伺いしてから、それから今後の話し合いの進め方をまた役員さんたちと考えながらやってきたいというふうに考えております。主にそのこれからさきやっていきたいと私が思ってることは先進地の視察、それから先進地の栄養士さんや役場の職員の皆さんに担当の職員の皆さんに様子をお伺いすることとか、あるいは試食会をするということとか、あるいは業者が決まった段階とすれば契約の内容を見ていただくというようなことを進めていきたいと考えているところであります。以上です。

○岩田(2番)

ゆっくりでも理解が進んでいるというお話でございましたけれども、そもそもですね学校給食の調理の民間委託というのは、これ調べていきますと 1990 年代の行政改革を求められた自治体がですね、人件費の削減を行政改革の指標として目標にした流れの中で一番ですね格好の標的にされたという実状もあったと思います。 民間委託の問題点はですね、細かくは言いませんけれど 4 つ程ありまして、衛生管理上の問題、それから責任の分散による問題、それから栄養に携わる職員の業務の煩雑化、それから教育への主体的な関わりの問題と、この 4 つだと言われております。

詳しくは避けますけれども、今ですね現実町内の保護者の不安の一例を挙げてみま すと「これを請負制度にすれば、町、学校側の管理栄養士が現場で作業員に直接指 示できない」ということがあるようですけれども、これはですね指定管理者との契 約に特約条項を付けて事前の計画指示書がより具体的、あるいは細部にわたって指 示できるような様式を採用する。あるいはですね緊急の場合や専門的な分野で特に 必要と認められるケースは質問、指導できるという特約条項を付ければですね、解 決するのではないでしょうか。答申からですね、時間も経過しましてですね、あの 答申を我々も読んでみたわけですけれども、非常にやっぱその当時も悩んでいたと 思います。答申をする側は。そしてね両論併記という非常に曖昧なね、日本人的表 記がですねこれ誤解を招いたと思うんですよね。ですから、私はもう答申にもです ね時代の変化の中で賞味期限があるっていうふうに考えざるを得ません。で今回と いうか大分以前、何年も前になるけど答申のあと食肉の偽装問題や3.11の原発事故 による放射能汚染問題など、食環境も刻々変化しているわけですからですね新しい 時代に沿った新しい再答申というか、審議をですねきちっとしていただいて、そし て今に相応しいですね給食のあり方も含めて一層丁寧な説明が求められていると思 います。このことを指摘したいと思いますけれども、教育長いかがでしょうか。

○教育長

今、 4 つの問題というふうに言われましたけれども衛生上の問題は当然大丈夫だというふうに確信をしているところであります。それから責任の問題も業者側、そしてまた町側双方が責任を負っていくような形になるだろうというふうに思っております。それから栄養士さんが委託先の調理員に対して指示が出せるかどうかということでありますが、これは現に先進地でやってる所とすれば出す方法でやっておりますし、代表者を通してやることは十分にできるというふうにお聞きしております。法律的にも問題はないというふうにお聞きをしているところであります。それから教育との関わりという点につきましては従来のとおり、調理員さんたち、栄養士さんたちと学校の子どもたちの交流を図ることは十分できるだろうというふうに考えております。答申の賞味期限というふうに言われましたけれども、これにつきましては今のところまだ考慮してございませんので、以前の答申をくださった委員さんの皆さんのお心もありますので、これから大切に考えていきたいと思っております。以上です。

○岩田(2番)

言葉は悪かったですけれども、そういう形の中でですね新しい条件も入ってきてますので、もう具体的に言いますとなぜ外部委託が嫌かなというのは、具体的に言いますと冷凍食品、加工食品が増える、子どもと給食職員との温かい交流がなくなる。量を確保できる生産者の食材しか使えない、地産地消ができないということですね。それから生産者との交流が限られる。献立が限られる。アレルギー対応が難しい。食中毒が発生すると大規模でやるので被害が大きくなるという、こういうようなことで言ってるわけですけれども、一つひとつですね丁寧にですね説明し、クリアしていくことが大事かなと思っております。

それでは最後の喫緊の教育問題、揺れる教育問題について伺いたいと思います。 橋本大阪市長の教育改革が非常に波紋を広げておりますけれども私は、彼の率いる 「大阪維新の会」の打ち出している首長が強く関与する教育改革の方向性は極めて 危険だと考えているものの一人でございます。しかしこの問題は形骸化が指摘され る教育委員会制度の根幹を揺るがしているっていうことは間違いないと思います。 私の記憶に間違いがなければ明治19年に設立されました信濃教育会に代表された、 「東の長野・西の岡山」と言われた教育県も進学率の低下を招き、長野県は教育県 であるかという県民へのアンケートでは実に65%が「教育県じゃないよ」って答え ております。そうしますとですね現在のこの実情に合わせて、正にですね教育がコ ペルニクスな改革を必要な時じゃないかと考えております。先月ですね5月18日の 『信濃毎日』の記事には驚きました。県教委が県教育振興基本計画をつくるため県 内公立小中校生の保護者を対象のアンケートに「あなたのお子さんは給料の良い仕 事につけると思うか」というような設問をどういう意味が意図があってですね、そ のしたのか知りませんけれども、非常に保護者が困惑して「何でこんなことを、そ の教育の振興計画と関係あるの?」ということで、しかもその記事の下の記事で塩 尻の中学校でございますけれども、男性教諭が生徒の顔写真に銃を向けたように加 工した画像を教室のテレビ画面に映し、生徒に見せていました。更に授業の集中力 を高めるためと称して「ちゃんとしないと処刑するよ」と言ったと。更に遡って4 月には県下で唯一の「青少年健全育成条例」がある東御市で県立高校教諭が逮捕さ れ、また市立の中学校教諭が略式起訴されたと。更にですね追って、その5月10日 古村教育長が参加されたと思いますけれども県の不祥事緊急対策会議ですね、各教 育長、校長が出席している最中にですね伝統ある近隣のですね県立高校教頭が盗撮で逮捕という始末です。全然法律を作っても抑止力になっていない。これはどういうところに原因があるのか。伺いたいと思います。

○教育長

議員さん仰せのことは、私も確かにそうだなというふうに思っていることもござ います。ここのところ不祥事がいくつか、教員の不祥事がいくつか続きまして、同 じ教育に携わる者の仲間として大変遺憾に思っているところでございます。こう いった問題がでないように、県の教育委員会もそしてまた市町村の教育委員会も各 学校の校長先生方も一所懸命になっているところではありますが、しかしやっぱり 出てしまうということがあります。ただ、教員とか公務員とか警察とか、そういう 立場の者が事件を起こすことについて報道の取扱いは非常に大々的にうわっとこう センセーショナルにやるもんだから非常に目に付くわけでありますけれども。新聞 も細かい所まで見てみると必ずしも教職員でない、あるいは公務員でない人たちの 事件も同じような事件は起こってるわけでありますので、教員に限って特にそう いった不祥事があるんだということではないように私は思っております。ただ、だ からといって起こって良い問題ではないというふうには思いますので、何とかしな ければいけないだろうと考えておりますが、原因ということでございますが、まあ これは非常に難しいことがあろうと思いますが、1つは私が若い頃から考えてみま すと、比べてみますと教員が非常に多忙感が多くなってきたということや、ですね。 それから地域の皆さんや保護者の皆さんの要求、学校に対する要求、教員に対する 要求が非常に大きくなってきたというようなこと。そんなようなことがあるのでは ないかなということで、教員の心が疲弊しているという問題がまずはあるかなとい うふうに思っているところであります。

○岩田 (2番)

ここに 5 月12日の山口利幸県教育長のですね談話が『信濃毎日新聞』に出ておりますけれども「なぜそれが複数出てくるのか、共同プレーが教員の仕事だ。だからこそ互いの支え合いでブレーキを掛ける人間環境を作っていかなければならない。学校の中であの先生の生徒指導はおかしいと思ったり、生徒から『クラブ活動に行きたくない』という声を聞いたりしたら、学年の教員で話題を共有したり上司に伝えたりする関係が必要だ」と。これ最もにも見えますけれども、普通の民間会社の

要するに管理職の言葉としたら非常に不思議な言葉で、これは教員の社会の特殊性というかね、並列関係みたいな特殊性で、そんなこと中で言うわけないと思います。これはやっぱりね組織の作り方の問題であります。私が考えるところによりますと、やっぱり教員の採用制度の問題。それからですねそういう何十年も経った、勤めてから何十年も経った人がですね発見できなかったり排除できないような制度っていうことはですね、非常に問題であると。で民間の研修を含めたですねインターン制や組織内部での浄化作用には限界があるとすれば、学校や教員に対する外部からのですね、監視と言えば気の毒ですけど監査制度みたい、あるいはそういうきちっとですね三者的な専門家が含めたそういう制度が必要だと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長

岩田議員、質問時間が5分を切りました。質問、答弁とも簡潔にお願いいたします。

○教育長

今おっしゃられるようなことでございますけれども、確かに大切なことだという ふうに思います。しかし長のあり方としてそういう制度を作るということや採用の 制度をするということは非常に難しいことでありますので、これから先、徐々に県 教委、あるいは国へもですね意見を言いながらより良い採用のあり方や、教員の制 度のあり方を考えていく必要があろうかなというふうに思います。

○岩田(2番)

時間もなくなりましたので最後にですね、柔道の必修化ですね、中学校の。これについて成瀬議員が前回質問したけれども同じような疑問がですね、保護者の間から出てきますのでそれをお伺いして、最後にお伺いしたいと思います。一昨年から試験的に導入されているということですけれども、一切ケガと傷害、そう言う問題はないのか辰野中学では。それで文部省、文科省の外郭団体である日本スポーツ振興センターが「学校管理下の死亡・傷害事例と事故防止の留意点」の中で圧倒的にですね柔道が飛び抜けて高く114人が死亡、275人が重い障がいを負っているということが判明したと。主には投げられた時の加速傷害ですね、脳の硬い所と柔らかい脳の間が反対の動きをすることによって「硬膜下血腫」特にですね成長期の少年少女には極めて危険というふうに指摘されております。それで私以外の議員の所に

も寄せられてきてますけれども「やりたくない生徒、保護者がやりたくないということに明言すればですね、代替スポーツを認めるか、それともですね柔道の試合や見学、歴史を学びレポートすることでですね授業を認めて欲しい」と。こういう話が出てます。成長期の女の子を持っている方はですねスタイルが悪くなるとかそういう話もございます。ですからこのへんのところをですね、最後にお答えいただきまして私の質問を終わりたいと思います。

○教育長

近年、辰野中学における事故につきましては私が聞いているところでは脳震とうを起こした、柔道中にですね、ことがあるというのを聞いておりますが、間もなく回復をしたということであります。それ以外の事故については今のところ聞いてはおりません。それから代替についてですね、これは今のところいろいろな文科省や県からの指示が来ておりませんので、そういうことができるのかどうかこれから研究をして、できるのならば取り入れる必要もあろうかと思いますので検討をしてまいりたいと思っています。以上です。

○岩田 (2番)

それでは是非、前向きに検討をしていただいて、今の脳震とうというのもですね それは外見的には脳震とうだけれども、中でですね成長期の脳にどういう形に異状 があるか、危険をもう承知してねやっているクラブ活動とは別ですので、是非よろ しくお願いしたいと思います。以上で質問を終わります。

○議長

進行いたします。質問順位8番、議席3番、根橋俊夫議員。

【質問順位8番 議席3番 根橋 俊夫 議員】

○根橋 (3番)

それでは通告にしたがいまして2点にわたって質問をしてまいりたいと思います。最初に今回の補助金の県の補助金の不適正受給事案につきまして質問をいたします。最初に監査委員にご質問をさせていただきます。去る5月25日に議会全員協議会で公表されましたこの補助金の不適正受給問題、大変衝撃的なことでありました。この間、新聞報道されただけでも1年半前のエコキュート導入をめぐる不適切な入札事件。あるいは多くの町民の皆さんが被害を被りました停電事故、あるいは引き続いた水道水汚濁事故、こうした連続する不祥事に加えての今回の不正受給というこ

とでありまして、これ町民の皆さんのみならず国や県の信用を失墜させたというこ とで町民の皆さんからは「いったい町はどうなっているのか」と。「この町の組織 は腐っているのではないか」というような非常に厳しい意見が私どもにも寄せられ ております。私は今回のこの事件の原因、真の原因というものは該当した異動職員 の引き継ぎの不備などというこの事務的な問題ではなく、もっと重大な問題が横た わっているとの認識から以下の質問をしてまいりたいと思います。まず監査委員に 伺います。5月31日付けの監査委員の臨時監査報告書によりますと5月25日の全員 協議会での今回の報告に基づいて5月28日に臨時監査を実施したということで、そ の結果について報告があり、その内容的には「引き継ぎが十分でなく漫然と事務を 行っていたこと、担当課長が事業を掌握しておらず、職責を十分に果たしていな かったということ」で挙げております。また監査意見として、「これまでも定期監 査において再三適正な引き継ぎを求めていたこと、にも拘わらず今度の事件が起き て遺憾であること、それから副担当、管理職等の引き継ぎ内容の共用、再発防止等 の早急の取り組みなど具体的な方法の作成を述べるように」というふうに述べてお ります。具体的にお伺いいたします。まず監査委員として今回の事案について町長 から報告を受けたのはいつでしょうか。また、報告を受けてから今日まで監査委員 としてはどのような取り組みをされてきたのか。また「これまでも定期監査の際に、 再三適正な引き継ぎを求めてきた」とのことですけれども、今回の事案の発生時は どのような状態であったのか。また「この引き継ぎが指摘してきたが改善されず遺 憾なことだということ」で述べられておりますけれども、この報告書をいくら読ん でみましても今回の事態を招いた町長の責任については一言も触れておりません。 町長の管理責任について監査委員はどのようにお考えかお伺いをいたします。

○代表監査委員(小野)

それでは質問順位8番の根橋俊夫議員の質問にお答えいたします。いろいろと申されたんですけれども、実態を申し上げますと、去る2月の16日付けの『信毎』で皆さんご存知のように南箕輪村での県の緊急雇用創出事業補助金の不適正受給で、交付決定の取り消しという報道がありました。それを私見ましてですね、2月27日の例月出納検査の折に「当町ではどういうふうになっているんだ」ということを尋ねましたところ「県の方からこの件については全県、全事業について調査するようにという指示が来ている」と、こういうことでございましたんで「ああ、そうか」

と。じゃあまあその内容については詳しい質問もいたしませんで、当町では適正に 処理されているんだというふうに信じておいたわけでございます。ところが 5 月25 日の午前中にですね事務局長の方より、「いや実は辰野町でも事件があった」と。 「不適正受給ということが発生したということで本日午後、全員協議会の席におい て町長より説明があり、そのあとプレス発表がある」ということで連絡を受けまし たんで、直ちに28日に臨時随時監査をしたというのが実態でございまして、その監 査の内容については只今、根橋議員の方から報告されたようでございますんで、だ ぶりますけれども、私の方の答弁とすればですね、通常その普通のですね町の監査 についてはですね、定期監査の折に、書類はもちろんのこと、使用がどうなってい るのか、それから決算書の関係、会計方法がどうなっているかということを詰めま すけれども、県や国の補助金につきましてはですね、それぞれですね交付者、要す るに県、国の方でこれは検査することになっておりますので、私どもが一々ですね その細かい内容、使途、どうなっているかということは実際にはその監査ができな いのが実状なんです。というのは弁解するわけじゃありませんけれども監査の仕 事っていうのは多岐にわたっておりますんで、補助金だけ見ているという限られた 時間内では到底無理だということだけは、一つご承知おきいただきたいと思うんで す。それから私がですね、就任してこれで11年目になりますか、正直申し上げて役 所の引き継ぎ書というのはですね、あんまりその、ばっちりできてないと、だから 「仕掛かり事業のものについて、事務事業についてはきちっと書きなさいよ」とい うことは再三申し上げてまいりました。したがってここ数年、私引き継ぎ書を見ま すけれども、ただこの事務事業がですね、本当に大切っていうか何でしょうか。事 務事業が引き継がれているかどうかっていうことは私ども分かりません。ただ「仕 掛かり品の事務事業についてはばっちり書いてください」ということは、定期監査 の都度に申し上げておりましたんですけれども、こういう事故が発生して誠に私は 残念でたまりません。それが私の本当の心情でございます。そして今後ですね、こ の防止についてはどうかということは監査報告書に書いたとおりでございますので 「早急にそれを実行するように」ということで指示を申し上げた次第でございます。 それから町長の理事者の責任についてということでございますけれども、これ ちょっとダブりますけれどもこの事案に関する結論としてはですね、報告書に載せ ましたけれども、原因が引継書になされていなかったと。引継書が問題じゃないと

いうようなことは議員おっしゃりましたけれども、引継書が大事なことでございますので、やっぱり引継書に書かれていなかったということが一つの問題。それからこの事業の内容のものに対する意識の欠如と職務怠慢が招いたこと。それと事務を掌握していなかった上司の責任であるということが言えると思います。そんなことに尽きると思いますので、あとはそれぞれ職員が自覚をしてですね、かかることのないようにやっていただきたいと、いうことでございます。それから理事者の責任ということでございますけれども、長に責任があるということは地方自治法 147 条にも載っております。本事案の場合には既に自らを厳しく処分しておりますので、監査委員としては改めて理事者の責任を問うつもりはございません。以上であります。

○根橋(3番)

関連しまして、その今補助金の監査っていうことで時間が十分ないので十分には できないというような、あれがありましたけれども、この実は補助金というような 非常に今までも歴史的に見ても、非常にある意味不正が出やすいこの科目であるこ とは監査委員もご存知だと思います。これは交付を受ける場合でもあり、また交付 する場合も同様でありまして、やっぱりこの補助金っていうような公金をある特定 補助目的のためにやっぱり使っていく、それで行政目的を達成していくっていう一 つの作業なわけですけれども、それについて全部っていうことは当然無理なわけで すけれども、やっぱりこれは町が受けて実施する場合であっても特ににこのような 今回のような緊急的なあるいは非常に大きな広がりを持ったような事業、あるいは 町が交付する事業ですねこれも監査をしていくことが必要だと思います。特に町の 事務を見てますとお金を最終的に補助金額を確定して、支払ってしまえばそれでお 終いみたいな感覚が非常にありまして、実はそうではなくてこの補助金適正化法等 の法律の考えから言ってもですね、この補助金交付目的の達成というのは5年なり 8年というのはやっぱりチェックしていくべきだという考えがあり、国の会計検査 院もそのような立場でやっていると思うんですけれども、そういう補助目的が果た して実現されているのかどうか、3年後、5年後あたりの監査をやっていくという そういうお考えはありませんでしょうか。

○代表監査委員(小野)

今の質問にそれでは答えさせていただきます。さきほど申し上げましたですね、

町の補助金につきましてはさきほど申し上げたとおりでございまして、ばっちりやっておるわけでございますが、県と国につきましてはさきほど申し上げたように細かい監査ができません。したがいまして今度の事案でこういう事件が起きたもんですから、今度町の方でですねチェックシートを作るということになりまして、そのチェックシートに基づきまして私どもは全部というわけにまいりませんけれどもピックアップして監査をしていくと、いうことはしていきたいとこんなふうに思っております。以上です。

○根橋 (3番)

是非そんな点で大変お忙しいところではございますけれども、この監査委員の監 査というのは非常に重要な業務というふうに捉えておりますので、是非ともそんな 点で適正な実行についてはご努力をいただきたいと思います。次にこの件に関わり まして町長に質問をしてまいりたいと思います。只今の監査委員の答弁で分かった ことはですね、1つは今もありましたように既に定期監査においても、再三にわた りこの引継書について改善を求めていたけれども、十分でなかったと。それから、 監査委員に対してですね今回の事案を報告したのは5月25日であったと。2月17日 時点では監査委員も特に辰野町は何も問題がないというふうに理解をされていたと いう経過があったということ。それからまたこれはその後の町の文書で明らかに なっていることでございますが、5月11日にこの顧問弁護士に事実経過とその原因、 並びに責任の所在について調査を依頼したということ。その間、で実はですね2月 末には私の聞き取りでも町の担当課では当町としてこのような事案が発生している ということを認識し、町長も認識していた筈であります。そうしますと、2月末か ら 5 月11日約 2 箇月半の間、町は何をしていたのか私ども議会も含めて全く不明で あり、監査委員もご存知なかったというこの時間が経過をしているということ。そ れから最後に、この顧問弁護士の監査報告も読んでいるわけですけれども、今も監 査委員の監査報告につきましても、この理事者の責任っていうことについては一言 もないと、触れていないっていう点が事実としてあるわけであります。これら事実 を踏まえて、まず町長に伺いますけれども、監査委員からですねその事務引き継ぎ が十分でないと、文書として十分なされていないっていうことを指摘されていたわ けですけれども、これに対して一体どのように受け止めていたのか。それから5月 25日までに監査委員に何も知らせなかったのはなぜか。また、発覚からですね5月、 今まで申し上げましたように2箇月の半、町はどのような対応をしていたのか。以上3点についてお答えください。

○町 長

まずこの問題につきまして、町長の責任という形でございますので、当然、監督 責任重大であると、重く捉えましてそのとおりの対応を全協でも、あるいはマスコ ミに対しまして、また今議会の始まりでも申し上げたとおりでありまして、住民の 皆さん方に対して大変に申し訳ないと、このように思っているところであります。 ただ申し訳ないでなくて、これに対してもしっかり分析をして今後更にそういった ことが軽々に起こらないように、ということでございます。つい、最近では朝礼に おきまして全職員にこの問題を発表し、そして私の方からきつくそのへんの注意事 項を申し上げました。比較的何かありましてこの問題をいつもの朝礼でもやること もあるんですけれども、ほかの案件でも。職員のちょっと特徴は辰野だけじゃない んですけえども、「あ、やった人のことだ、自分ではない、人ごとだ」と。「課が 違う、昨年までいたけれど私はもう違う所に行ってる」こういうふうな捉え方の発 言がややもすると聞こえました。住民の皆さんからもそんなことを教えていただき ました。これはもってのほかだと。同罪だと。連帯責任だ。全体的、対外的には町 長責任取るけども、対内的にはその職員全体の共同責任であるということで、まず 何かそんな話が世の中でいろんな会合の中で、あるいは役場の中で全然担当外の今 回の案件に対して担当外の職員に住民の皆さん方から話があった時に、まず「申し 訳なかった、すみません」「詳しいことは?」「詳しいことはちょっと私もよく分 からないが、聞き及ぶことによるとこのようなことでありました。お互いに気を付 けていきます」と言えばなくなる。次からなくなる。「あ、あの人がやったことだ もんで僕には関係ない」ってこれ逃げを打っていると次も出てくると。こういうよ うなことが大きな問題じゃなかったろうかなと。こんなことを背景的にも思います。 背景的には、言い訳でも何でもありません。いくらこんな背景があったって許され ることじゃありませんけども、行革で辰野町は病院を造ったりなんかするっていう ことの中で、人件費削減のために職員を相当減らしております。そういう中であっ ても事業はたくさん導入してやっておりますので、一人の職員が兼務、兼務という のが非常に多くなってきている。この中で起きてしまったことであると。しかしそ んなことは当たり前のことで、分かっていることだから。職員の能力があれば全部

こなせるわけであるということで、そのことも朝礼の時によく付け加えておきまし た。今後に対しまして二度とそんなことのないように町長自ら、監査委員の中で町 長責任がっていうことなんでございますが、こちらへ来た調査ではちゃんと捉えら れております。町長の責任でもあると。しかし私どもも、あとの話に関連してきま すけれども、自らを省みて自ら厳しい処分を自分たちにいたしました。そして職員 の方にどうするかということを決めてきたわけであります。なお、監査委員の方に 報告する時期が遅れたとか、あるいはまた5月11日には弁護士の方に話をしている とかいうことでありますが、2月くらいにそういったことがあるだろうと。あの頃 はあるだろうということで、ありましたがこのことはこちらの辰野町も調べており ましたが、県の方が南箕輪村で同じことが起こりましたので、さきにそれが発覚し ましたので、そのことの中で県が調べ、ありそうだと。辰野にもどうも公募しな かった所がありそうだ。35件ほどたくさん事業をその事業でもやったんですが、そ の中の1つが公募してないんだろうということで、裏付けを取ったり何かするため に県の方がしばらく町の方も動かないようにと。県の方が調査します、ということ で森林組合に委託しましたので森林組合の方も聞き歩いたり、あるいはうちの職員 の方に聞き歩いたり、いろんな事業を実際に見たりというようなこんな期間があり まして、軽々に町として独自で動けなかったということであります。ただ放ってお いたわけでありませんで、私どもも一応考えてってみますと本人が聞き及んだり何 かすること、本人から。あるいは副町長中心に事情を聴取したり課長を中心に具体 的なことを聞いたりと、そういう中の調査の中でですね、この補助金事業の条件は 公募することであったと。これをしてなかったと。森林組合に移管したんですが森 林組合に「公募するように」ということで言わなんじゃった。したがって森林組合 は町の造園業者に発注しちゃったということで、公募しなかったからいけない。言 わばこの事業は国の失業対策事業であると。雇用促進の事業であった。というよう なことであります。今回の具体的仕事は荒神山の桜だとか、いろんな間伐、ちょっ とこれ素人ではとてもできないような高い木の上の方まで。森林組合の判断は公 募って言われませんでしたのでクレーン車を一応持っている、安全な。そういうと ころでやらないとこれだけの事業をこなせない。人がかき登ってってやるような事 業ではないということでそうなってしまったんですが、いずれにしましても公募が 欠けていたと。このことが1つです。このことでしたらもうどんどん町としてもい

ろんな手を打っていったんですが、もう1つ報告書に皆さん方にもご説明いたしま したとおりでありますが、報告書に担当者が公募をしたというふうに記載をして、 そして県へ報告書を送ったということであります。このことで私どもはえらいこと だと。言わば公文書原本不実記載ということで刑事事件にも発展するというふうに 私は捉えました。それでその真相を掴むには、やはり私どもの身内の中で内部的な 監査をもちろんやって、監査という調査もしてますけれども、やはり法の観点から の調査が必要であると。県が一緒にこれは進めてって一緒に発表するからと、待て というような、簡単に言えば待てというようなこと指示があったんですが、それ以 前にそういったことでこれは弁護士見解を聞いて、法的な見解を聞かないと、これ は対処あとになったら刑事事件も入ってた、なんていうわけにはいきませんので全 部別に発見させなければいけないということで、どこへ発表する前に5月11日には 町の顧問弁護士である弁護士の方に依頼して、もう全部先生お任せしますので、ど んな立場でも結構ですから洗いざらい本人も呼び出し、課長も呼び出し、いろんな ことでもって本当に調べてくださいと。公正証書っていうのはよくあるんですが、 公文書でもあります。公文書の原本不実記載は刑事事件になる。そのことがありま したのでこのような時限がこう、過ぎて来たということであります。それでそのこ とにつきましては弁護士も何日もかけて、本人も呼び出したり会計を調べたり、そ れから事実確認をしたり、承認をいろいろこう呼んで調べてもらって、その結果あ くまでこれは本人、これもまた大変切ないことでありますが本人のうっかりという ことで書いてしまったということになりまして、知っててやれば刑事事件ですが、 知らないでやったのでこれは不適とこういう形がはっきり出てきまして、証明され てきましたので、それではということで県の方へも連絡を取ってみた、担当が取っ たわけでありますが県の方もその後の調査は大体終わってきてて、では一緒に発表 しましょうと。そういったことがありましたので議会の皆さんや監査委員の皆さん や、あるいは住民の皆さん方にいずれ発表するわけですから、その時期がこうずれ てきたことは事実であります。そういうことの中で、お分かりをいただきたいと。 時空の、時間の進み方に対しましてはお分かりいただきたい。このように思ってい るところであります。大変に、この問題に対しましては類似ではありますけれども、 また全部それぞれが違った事件であります。しかし基本的にはさきほど言ったよう な背景はあります。職員少なくたくさんやって仕事をしている。ありますが許され

るもんじゃありません。またそういったことのないように全部対処するような、これはまだ質問にありませんけれども、マニュアルを作って引き継ぎの場合、その監査、特にまた補助金事業は担当者1人じゃなくて副担当を作るとか、いろいろなマニュアルを作って、副町長の方であとで発表になると思いますけれども、そういった態勢をつくりましたので起こさない態勢の中で進めていきたいと。こんなふうに思います。完全無欠であるべきであります。人間ですからということもありますけれども、完全無欠を来すように私どもは指示をいたしております。以上であります。〇根橋(3番)

監査委員の指摘に対しての取り組みは答弁なかったんですが、進めたいと思いますが、もう1個ですね、もう1点町長にはです、今の全職員の周知等もやっているんだというようなことですが、今回の事案に関して町内の一応最高のお互いの政策決定ないし、意思疎通の会議が課長会議、月初めにやってるかと思いますが、この課長会議にはいつ報告、ないし、あるいは議論したのか。それからそれらの結果による職員への周知っていうのは、いつの時点でしたのか伺って、お伺いしたいと思います。またもう1点合わせて今も話ありましたけれども副町長は、2010年9月議会におけるいわゆるエコキュート導入に関する不適切な入札事件に関しまして、関する私の質問に対して副町長は「不祥事の発生する元、また発生した場合どう対応するかのマニュアルが必要であり、職員の意識改革を含めて更に検討してゆく」というふうに答弁をしています。あれから1年半が経ちますけれども、いったいどのようなマニュアルができて、どのように職員の意識改革が進んでいるのか、以上2点についてお答えください。

○町 長

さきの質問の方で 2 点程。日時に対する質問がありましたので、これは累計されてます担当課の課長の方からお答えを申し上げたいと思います。

○総務課長

私の方から課長会等職員の組織への徹底という中での日程的なものを申し上げますと、5月の23日の時に懲戒処分等審査委員会を開催をいたしまして、そこで内部の総括を行って、まあ弁護士さんにも調査をお願いしてある期間でありまして弁護士からの調査報告書は24日に出されたわけでありますが、概ねの方向と言いますかそれが決まったところで調査の委員会を開催をいたしまして、そこで方向を出し処

分の内容も決定をされます。それを受けまして議会と町民の皆さん、住民の皆さん の代表はマスコミということになりますので、住民の皆さんの代理人でありますマ スコミとそれから町民の皆さんの代表であります、議会の皆さんにはいち早く報告 をしなきゃいけないとことで25日という日を設定をいたしまして、課長会をまず最 初に開催しそして職員の徹底もその課長を通して徹底を下ろし、そして25日のマス コミと議会等への発表となったわけであります。以上でございます。

〇町 長

さきほど監査委員との連携って言いますか、その報告に対してっていうことを落としたということでありますので、簡単にお話申し上げます。監査委員さんから年に3、4回の報告がございます。町長室へ来て副町長と一緒にまた議会事務局とお聞きするわけでありますが、このことに対しましていろいろ指摘があります。もちろん財政のバランスの問題から、まあ全般です。とにかくあります。進捗状況、あるいはまた繰越明許がどうのこうのって全部あります。そういう中で引き継ぎのこともありますので、そういった関連のものは即座に担当課長あるいはまた全体的には総務課長に呼んでそのこと、こういう監査があり、こういう指摘があったということは伝えています。以上です。

○副町長

日程的な経過につきましては総務課長の方、申し上げましたけれども、緊急の課長会という懲戒処分で職員の懲罰が決定した段階で、課長会、緊急の課長会を招集しました。今回の問題どういうふうに捉えるかと、さきほど町長申しておりますけれども、一職員の問題という形で捉えるんじゃなくてやはり、この怠慢とか、意識とか、そういった分じゃなくて全体のやっぱり中の役場全体の問題として捉えないと、また同じ問題を起こすだろうということの中で、そういった捉え方をして欲しいということをお話申し上げました。それからもう1点は、今現在人事評価制度やっておりますけれども、現在個人の面談というのを年3回実施しております。この問題、この面談っていうのはどういうものかっていうことですけど、まずはやはり課の目標があって自分の仕事っていうものを、羅列しまして、要は年間とおして自分の目標、この仕事はここまで進捗させていくという、そういったものを個人面談を実施しているわけですけれども、その内容がやはり上滑りじゃなくて、ただ形だけになってないだろうかって、もう一度その内容についてももう一度、内容を検

討してやはり一つひとつの事業に対してそこの個人の、上司と部下の話し合い、面 談をすることを指示を申し上げました。そのほか人事評価制度っていうのを今やっ ているわけでありますけれども、これは年度毎に事業を自分で評価して、それで評 価シートを作るわけでありますけれども、それが3月引き継ぎをするわけです。今 までですと引継書とその事務事業評価が必ずしも一緒にこう、引き継ぎされていな いっていう部分がございました。そういったものについてもう一度、その人事事務 評価っていうものをもう少し綿密に個人個人するようにというような、以上3点を 課長会で指示を申し上げたとこでございます。その後、直ぐ庁内メールでございま すけれども、職員に対しては全職員に対して職務の規律の重視の徹底ということで 指示を出したとこであります。さきほどからマニュアルというようなことでござい ますけれども、非常に根橋町議の言っている内部統制システムというよなことの分 かと思います。これは辰野町の懲罰等のそういう審査会にありますけれども、それ に基づくものはそういった懲罰処分との指針というのが辰野町にはございます。こ れにつきましては法令遵守であるとか、服務規律の厳守、また職員の違法行為、そ れから不祥事の防止というようなことは当然、例規に盛っておりますけれども、そ ういった中で内部的に牽制をしてく、そういったルール作りっていう意味について は内部からちくったとか、そういうところになるとそういったことを保護すると言 いますか牽制する場合も、牽制する仕組みについては載っているわけであります。 そういった仕組みは仕組みはあるんですけれども実際に具体的に、じゃこれを仕事 の中でどういうふうに活かしていくか、っていうことは今後の防止対策にどういう こと、具体的に何をするか。さきほど言った人事評価もございますけれども引継書 のことあります。それから補助の事業のチェックシート、そういったものあります し研修会もあります。そういったものを網羅的にやはり入れることによってこのシ ステムっていうのは確立されて、マニュアルっていうのは確立されていくんだろう というふうに私は認識しているところであります。以上であります。

○根橋 (3番)

只今、非常にある意味では今の町の組織面の限界に満ち満ちた答弁がされたところであります。以下、この再発防止に向けて若干進めたいと思うんですけれども、 私は今回の事案というのはですね、この決定的な問題っていうのはこの最高責任者である町長が真の責任を取らずにね、職員に責任を転嫁していることにあるという ふうに考えているんです。具体的にはまず、事実関係やその原因についてね自ら調 査したとか今申されましたけれども、私どもには一切その調査報告書っていうのは いただいておりません。そういう意味では自ら調査することなく顧問弁護士に言わ ば丸投げをしてこの真実、事実に向き合っていない。真摯に向き合っていないって いうことであります。このようなことは自立的な組織ではあり得ないことです。こ れでは今度トップが自らの責任を放棄しておりましてその組織には自浄能力、いわ ゆる組織自らがそのことを究めていくという、それを明らかにして正していくとい う能力がないっていうことを自ら告白しているようなものなんですね。これ自治体 あるべき姿からは極めて、これ到底あってはならないことでありまして、実は町民 の皆さんから今回私どもも意見をいただいているんですが、一番指摘されているこ とはこのことなんですよ。「その確かにその引継書の不備はそれはおかしいだろう と、だけれどもこの組織のこのあり方はなんだ」と、これが一番大きな批判となっ ている、そのことがご理解いただいてないっていうふうに私は認識をいたしました。 今日ですね社会的な事件を引き起こす会社だとか団体、これはあとを断ちませんが、 そうした団体はいずれもね、まず責任者が先頭に立って組織内で徹底的な真相究明 を行って、責任の所在を明らかにし再発防止策というものをそれなりに公表してい るんです。確かにこの内部調査の場合ですね、身内っていうことで曖昧になったり、 かばったりすることが生じ得るんですけれども、まず自己点検、これが必要であっ てそうした過程の中で専門的な知識が必要だとか、法律的な知識が必要だっていう 場合には弁護士だとか専門家にその部分に関しては調査検証を委ねていくのが常な んです。ところが今回はですね、このまずもう事実関係から弁護士が入りまして、 あたかもこの職員がですね犯罪者のごとく取り扱われているんですね。そしてその 一方ではそこの理事者だとかこのね、ものの言い方っていうのは弁護士がこう言っ ているからっていうことを後ろ盾にして、そのとおり言っているわけですよ。そう いうふうにまた取れるんですね。でしかも不思議なことに弁護士の報告書も理事者 の責任については一言も触れていないという、またこれも不思議な報告書になって いるわけです。それでそうして私はですねこうした執行体制にこそ私は問題がある と。これ組織っていうのはね、自浄能力がなきやダメだと思うんですがこうした点 でこの今後もこのようなこれはねエコキュート事件もそうでした。記者会見まで弁 護士がね、同席しているようなこんな自治体はないですよ。だから町独自で町長自

らの言葉でどうして語れないんでしょうか。このような業務執行体制を今後も続けるのか、お伺いしたいと思います。

〇町 長

それはちょっと言い過ぎじゃないでしょうかね。私どもいくらなんでも的確に対応したつもりでいます。さきほど、くどい話になりますが今回の場合特に公正証書と言いませんけれども、公文書の原本不実記載が見えてきた時点で、これは内部監査では、普通の会社だったならって言いましたけど全部そうですよ。それは法的な問題になる可能性がある。下手すると悪く言うと刑事事件の可能性もある。罰金というのは1万円か何かの非常に軽い部分なんでしょうけども、但し、公務員がやったっていうことになるとニュースバリューが非常に大きくなる。そういうわけで専門的に調査してもらう。同時に内々監査ではそういった証拠その他っていうことになってきますと内部監査じゃ済まないことがあるから、学校でも何でもそうじゃないですか。ある一定のことになってくると警察官が入ったり何かして法的な力で調査してもらうでしょ。それは根橋町議の感覚であって、私どもはそう思いません。それからまた弁護士の中の、と説明書の中に理事者の名前が何にも一言も入ってないって言いますが、しっかり入っているじゃないですか、みんな。自ら監査委員の皆さん方の報告書にちゃんと入ってますよ。まあ、根橋町議の気に入るようには書いてないかもしれませんね。

○根橋 (3番)

まずいの理事者の方じゃないですか。

○町 長

そんなことなくて。こうであるので、こうなったということですよ。ちゃんと書いてあります。触れてないなら全く触れてないようなことは言わなんでください。何かこう、何か捻って何か違う方向へ持っていくような考え方があるんでしょうか。私どもが紳士的にこれは対応し、そしてまた今後起こさないような対応を更にまた具体的に練ってやっていくように考え、そしてまた、これこそやはり専門的な問題になる。一人ひとりの問題であり、ということでありますので幸い、幸いと言ってもえらいことでありましたけれども、不適という段階が証明されましたので、そういうことで結論持ったわけでありますけれども、いずれにしましても、そういうこと起こさないようにということで町長全責任の中で全てを対応しているわけであり

ます。以上です。

○根橋 (3番)

あったかどうかの事実の問題はそれは報告書見ていただきゃ分かることなんで、 議論しませんが、今後の再発防止策に向いてですね、今も答弁でも明らかになった とおり、この組織運営について極めてこう今の辰野町というか自治体全体も、そう いう傾向があるんですけれども、問題を含んでいるというふうに理解しております。 で今回の報告書、さきほど弁護士の報告書でも原因としては引継事務の不備や職員 の職務怠慢、縦横の行政事務の目詰まり、そしてまた最終的には再発防止対策とし て憲法や地方公務員法の遵守ということを求めております。町長は自分の声明では 自分自信の管理、監督責任には触れて処分もされておりますけれども、この原因、 真の原因については同じこと。弁護士の報告書と同じことを言っているだけで自分 の言葉で語ったという、私は受け止めておりません。このようにトップがですね自 らの責任を回避して業務を指示していけば、職員は萎縮をして自発性は低下します。 そうしますと指示されたことだけを無断に処理するという受け身の姿勢、いわゆる 保身がさき立ちまして仕事への意欲は失われ、職員としての住民に対する真の責任 は果たせなくなってしまいます。このような職場環境では、職員の能力を引き出し て住民の要望に向き合って真摯に向き合って、自覚と責任を持った仕事を進めてい くっていうことはできないわけであります。この組織運営に関するこのマネジメン トだとか、あるいはリーダーの役割については非常に今日研究が進んでおりまして、 また実践も進んでおりまして、国内でも大企業だけでなく、中小の企業においても コンプライアンスとか内部統制、危機管理、QC、ISOこういった取り組みは飛 躍的に進んできております。こうしたですね組織運営の最新見識っていうものは分 からなければね、分からないなりにまた専門家を招聘(しょうへい)などしてです ね検討をしていく中でやはり、自らを正していくという取り組みをしないと、これ 世の中の流れから大きく立ち後れてしまうことになると思います。でこうしたこと は専門家、前にも議論しましたけれども、国の専門家の方が書いた本の中でもこう いう自治体における危機管理だとかこういった問題、組織運営のあり方、非常に遅 れているっていうことが指摘をされているわけで、そういう意味では何にも私には 問題なかったみたい、あるいは辰野町には問題はないような、またそういう答弁を 繰り返されてるわけですけれども、やっぱり反省すべきは反省をして真に組織全体

としてですね、やっぱり立ち向かっていく。そういう意味では課長会へのさきほどのこの報告が5月25日って、あきれた話ですね。幹部が集まった会議でそんな所になって初めて報告しているようでは、全くこの危機管理から始まりまして職員の意識改革進むわけないんですよ。新聞を見て知っているようじゃ。だからそういう点でもう少しですね、町長も忙しいかと思いますけれども、自己研修と言いますか自己研鑽もしていただいて現在の到達点、組織運営の到達点をやはり役場の組織に活かす、そういう努力をしていくことが最も重要な再発防止だと思いますがいかがでしょうか。

○総務課長

今、課長会の話が出ましたので町長の前にその点だけ説明をさせていただきたいと思います。課長会5月25日で遅かったということでありましたけれども、ま、危機管理の種別によりますとやはり突発性のものとか、それから緊急性、そして被害の巨大性、そして深刻性といったものがありまして、危機管理でもいろんな種類があるわけであります。で不祥事についてもですね住民の方に大きくほっとけば被害を及ぼすもの、損害を与えるもの等、種別はいろいろあるわけであります。で今回は平成21年に起きた事案であります。で、まあ経過も全てもう書類等は遡っては見るだけしかできないわけでありますので、時間的な、そういう十分精査する余裕というものもあるわけでありまして、そんなことでこのようなタイミングになったということもご理解をいただきたい、そんなふうに思います。ですので水道事故のような場合には日曜日であり、夜でありても招集がかかるわけでありますんで、ご理解をいただきたいと思います。

○町 長

その根橋町議の見解の中では、それは根橋町議なりの考え方で進め方だろうと思います。私どもも真剣に考えた中でものをやってきた。実際にこの職員が起こしてしまって私の全責任ですから、何言われてもしょうがないっていう部分もあるんですけれども、それにしてもですね、今まで済んで、こういった処分をしてきて、それから次にというようなこういう見解の中で、中で後ろ向いて何か悪い所だけこれ連結して拾い出してこう繋げているような感じがします。感じですね。それで例えば今、弁護士の書いてあるのを見ているのですけれども、監査委員だってちゃんと書いてあるじゃないですか、これ。「また理事者の責任の質問でありますが地方自

治法第 147 条等からも長に責任のあることは言うまでもないことでありまして」それはそのとおりです。「しかし本事実の場合には、既に自らを」ですから我々がもう分かって自分たちで処分してますので、「自らを厳しく処分しており、監査委員としては改めて」っていうことは確かにあります。「改めて理事者の責任を問うものではない」ということですから、ちゃんとここに触れてます。その理事者の責任を外してなんてことは全然考えてませんし、弁護士にそんなことを言っているわけでない。私として言ったのは、大体まあ最初は刑事責任があるかっていうことで心配でしたので全部公平に調べていただいて、専門的に。そうじゃなくて不適だった。不適であってもこの度のことは少し、近い所の村でもありました。それ以上の厳しい処分を理事者はじめ、全員に取って欲しいとこういう要望はしてあります。以上です。

○根橋 (3番)

いずれにいたしましても、ここでこれ以上議論しても、これからしてかなきゃいけない大変重要な問題で、組織をいかに活性化して職員の能力を引き出す中で立ち向かっていけるかっていうことは、これは当然各課長にもまた課せられた、リーダーシップっていう点で、あるいはマネジメントっていう点では課題であってこれがやはり研修の内容になってくるんだと思いますけれども、それは今後ですね私ども引き続き関心を持って事務の執行状況についてはチェックをしていかなきゃいけないというふうに申し上げて、この問題については一旦終わりにしたいと思います。いずれにいたしましても、再発防止に向けてのいくつか今回も3つの取り組みとか言ってるわけですけれども、特に縦の目詰まり、横の目詰まりですか。これ個人責任ということと、それから連携、非常にこれは矛盾、役場の仕事としては非常にこの矛盾に満ちた指摘なんですね。これをどういうふうにやっていくかと非常に難しい課題だというふうに私も考えております。だからそういう中でいかにこれを乗り越えていくかっていう点について、大いなる研究が必要だっていうことを申し上げて、この問題については終わりまして2番目の農業、地域農業について質問をしたいと思います。

お手許に参考資料として「ほたるの里の明日の農業を拓く営農センター」ってい うことで非常に活気に満ちた表現で辰野町営農センターではこんなことを進めた いっていうようなチラシを、これ役場の営農センターが作ったチラシですけれども、 申し上げておきましたけれども、この営農センターというのはですね、非常にこれ 読んでも分かるとおりこの発足時は農業に希望が持てる、これは営農センターって いうのは良い組織だなっていうふうに誰もが期待をした組織ではなかったかと思い ます。具体的には農地の有効利用だとか、転作の効率的な実施、あるいは農業生産 の合理化、指導体制の充実等を目指すっていうことで出発しているわけであります が、現状のこの営農センターを見ますと看板が役場とJAさんにありまして2箇所 の事務局というようなことになっておりますけれども、今の農業の厳しさこれは農 業だけで生活できない、これはまあ国政の問題があるわけでありますけれども今、 前回も申し上げましたが退職されてからやっぱり農業に親しんで、できれば一定の 所得も得ながら生きがいにしていきたいっていう流れも一定程度生まれつつありま す。こうした中で営農についての技術指導だとか、どういうものを買ったら良いか とか、農機具はどうしらら良いかとか、ってそういった細かいことから、あるいは 荒れてる土地を借りたいけれどもどうしたら良いか、とかっていうような大きな問 題までいろいろな農業にやっていきたいっていう方からは切実な具体的な要望も寄 せられてきているわけですね。そういうのからみると今の営農センターの今の活動 状況っていうのは、ちょっとあまりにも低調じゃないかと。そういった点でのこの 会長が町長なんですね、この営農センターの長っていうのは。それで町長が非常に 日常業務が忙しい中で日々刻々とこの農業っていうのは天候により変化してきます し、いろいろ変化していくわけですけども、今の体制で営農センターがこのチラシ で書いてあるように本当にやりたい方の希望に応えるような形で活動できるのかど うか大いに疑問があるわけです。そういった点で抜本的に動きやすい正に町の社協 も、かつては町長が会長やっておったわけですけども今は民間の方がやっていただ いて上手く事業が進捗していると理解しているわけですけども、正にこの営農セン ターも町長が会長ではなくてですね農業の造詣深い方に任せられないのか。そうい うことも含めてこの営農センターの組織改善、それからあと今具体的に一番困って いるのはその荒廃地対策ですね。これも農業委員会が一所懸命調査されて 120 ヘク タールを超える荒廃地があるってわけですけれども、これをどうするかっていうこ とについての具体策が非常に乏しい。そういった点具体的にはどうしていくのか。 特に荒廃地を元の農地に戻していくそういう基盤整備関係は非常にお金も掛かるし、 大変な仕事になっているんですけれども、これに対してどうやっぱり対応していく

か。それからその中で更にちょっと細かい話ですけれども、今転作作物はソバが主流になっておりまして、辰野はソバの産地ということで売り出しているわけですけども、ソバも非常に増え過ぎましてですね、ちょっと過剰気味というふうにも言われてきております。そういう中で伊那地区ではダイズ振興に非常に力を入れて転作も進めているわけですけれども、残念ながらこの伊北地域っていうのはそのいろいろ機械がないとか、いろいろでダイズは非常にちょっと少ない、転作ができないでいるわけなんですね。そういった点でこのダイズの方が遙かに販売価格も良いし、有利だっていうことでダイズに取り組みたいっていう考えもあるわけですけれども、これらについてどのように考えてるか、以上3点について答弁をお願いします。

○議長

根橋議員、質問時間があと4分ですので質問、答弁とも簡潔にお願いをいたします。

○町 長

こちらが言うとそんなことないってこれ必ず言う人でありますけれども、それだ けしゃべっておいてね、簡潔に1分以内に答え出せっていうことも大変難しいかと 思うんですが、1つ気になった点は、社協は今民間の会長ができて上手くやって るって言いましたから、私がやってる時は上手くいかなんだのか。そういう意味 じゃなくて。これはですね介護保険導入に対しまして介護保険の私どもがやってる 介護保険になりますから国の命令によって。で発注先も同じ町長、町長がやってる とまずいということで代えまして、いち早く。そしたらあちらこちらのみんな首長 がやってた社協も民間になりました。そのことは論点じゃありませんので結構でご ざいます。その営農センターにつきましてでありますけれども、大急ぎで答えてま いりますがこれは正に協議機関ではなくて、でありまして、協議機関、指導機関で はないんですね。ですから今までは県の普及センター、農業普及センターの皆さん 方が入って実際に入り込んでやってくれたり指導してくれましたけれども、今やっ ぱり人員削減の中、またJAの皆さん方も人員削減の中のあんまりこう指導に来て くれないと、こんなようなことがあって少し空回りっていう部分もあるのかなと思 いますが、でも与えられた範囲内で必死はっしでみんなやってくれてますよ。とい うこともお分かりいただきたいと思います。センターがこのクリーンセンターの中 にあるということで、議員としてはどのような見解をお持ちなのか分かりませんけ

ども、ちょっとニュアンス的には独立させた方が良いんだろうっていう話もありま すが、かえってあそこにあるんで現物でもって話が見えて良いという話もあります ので、両方の意見を聞きながらこの件は考えていきたいと思います。町長じゃなく て民間の皆さん方がやっていただいた方が良いかなというふうな話でありますが、 私としてはそんなにうれしいことはないんです。ないと思ってますけども、やはり 一応この組織のあり方の問題でどうしても長を首長がやった方が良いというふうな ことでなっているんじゃないでしょうか。まあ検討はしてみます。なおまた、荒廃 地につきましては農業委員会の皆さん方が今一緒懸命ダイズやなんかやったりなん かしてますので、始まったことを芽を叩くような言い方しなんで、それを少しずつ 増やすようにして、そうかって根橋町議に言わせりゃ全て 100 %完璧にならなきゃ なんて、欲が深過ぎるんじゃないかと思いますが、しかしそういう方向は少しずつ 加えながら今以上に頑張るように、ダイズの問題も出てまいりましたけれども、そ こは時間の問題で答えられませんが、味噌を作ったりっていうようなことで一所懸 命子どもさんたちも導入したりしてやってるじゃないですか。国の方の補助金も上 手く取れれば取ったりして、遊休荒廃地を少しでも少なくするように、それからま た有害鳥獣の問題も出てきますけれども、ここで言いませんけれどもそういったこ ともできるだけ猟友会に協力していただいて意欲を削がないようにして、できるだ け大事な農業を、少しでもどっちみち減っていくんでしょうけどね、ですけどその 減り方を少しでも抑えていくっていうような考え方だって大事ですよね。日本の風 潮が全部そうですから、おまけにTPPなったらどうなるのかということもありま すが、そんなところでちょっとそれだけしゃべったことを一気に私が答えるってい う能力ありませんので、以上で終わりにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長

根橋議員、質問時間があと1分を切りました。質問をまとめてください。

○根橋(3番)

質問と言いますか、一言だけ今確かに農業委員会も努力されているわけですけどもヒマワリを作ったりね、それは非常にそれはそれで大事なことかもしれませんが。 大事なことはやっぱりヒマワリならヒマワリ、ダイズならダイズ、そういうものを作る農家を農業者を増やしていくという、それがやっぱり主目的であって農業委員会がそういうこと直接やれば、それはそれでできれば良いけれどそういうことでは ない、そういう議論ではないと思いますので、農業委員会あるいは町の町長の立場からもそういった正に、重箱の隅みたいな話じゃなくて本当に転作なら転作、荒廃地なら荒廃地をどう進めるか大きな議論をきちっとやっていただくよう要望して、質問を終わりたいと思います。

○議長

只今より暫時休憩といたします。なお再開時間は11時50分といたします。

休憩開始 11時 42分

再開時間 11時 50分

○議長

休憩前に引き続き再開いたします。質問順位9番、議席7番、船木善司議員。

【質問順位9番 議席7番 船木 善司 議員】

○船木 (7番)

私は2点について質問をさせていただきます。まず1点は消防防災体制の充実強 化についてであります。昨年の東日本大震災では、消防防災組織が災害復旧に重要 な役割を果たし、大きな活動成果が報告されております。近い将来、大きな地震の 発生が想定されまた台風、豪雨による災害が多く発生しており、地域住民レベルで の防災力強化の取り組みが強く求められております。そこで消防防災強化に向けて の機能別消防団について伺います。総務省は平成7年消防団員の活動環境の整備に ついての通達を出しており、この中には地域住民のサラリーマン化、少子高齢化な どに伴い、消防団員の確保が困難になったため、特定の活動だけに参加する機能別 消防団制度を創設し、新たな団員確保に向けた施策としての指針を打ち出しており ます。近隣の市町村でもこの制度が検討されはじめ、また一部制度変更の上、導入 している所もあります。中でも岡谷市は基本団員の不足分にOB団員を再任し基本 団員と区別するために機能別団員と位置付け、昼間の火災発生に出動対応している ようです。また塩尻市では一部地域に限って導入しているとのことです。多くの市 町村において基本団員の加入促進が難しい中、この制度導入により更に団員確保が 難しくなるといったことも耳にしております。またOB団員と基本団員の連携に課 題があるとも言われております。しかし辰野町においても少子高齢化などに伴い、 絶対数が減少し団員確保が厳しい現状では、いずれ近いうちにこの制度の検討が必 要かと思います。ここで町長にお尋ねしますが機能別消防団についての町長の見解 を伺います。

○町 長

それでは質問順位9番の船木善司議員の質問にお答えを申し上げます。消防団員、 少子高齢化もあるんですけれども、それ以外の理由もありましてなかなか団員とし て入っていただけない。また入って直ぐ辞めてしまう方もいる。しかしちょっと慣 れてくるとずっと最後まで自分はそこへ骨を埋めるぐらいの気持ちで頑張ってやっ ていただき、分団を背負うまで頑張っていただくとこういうことで非常に温度差っ て言いますか差が非常に多いですね、協力。入らない方は食わず嫌い、あるいは親 が反対、いろんなことも出てきておりまして、我々の消防団員の頃から親が分団長 やった息子さん所へ勧誘へ行ったら親がその断って来たという、こんなようなこと もありましたりして、変な風潮、やはり社会的風潮もやっぱり原因にありますね。 学校の問題だとか。消防の問題だとか、いろんな問題。そういう中で今、船木議員 がご指摘の機能別消防団員ということでありますが、この機能別って言葉が良いか どうかは別といたしまして、まあお役人の考えた言葉かなと思うんですが昼間、昼 間火災になかなかでにくいので、それでは消防団のOBとか、あるいは関心を持つ 方とか、あるいは職業として消防のものを扱った経験のある人に昼間だけ出てもら うとか、極端なことを言いますと消防音楽隊っていうのがあるんですが、伊那市に ありますが、この辺はラッパ班だけですけれども消防音楽隊も消防団員であります ので機能別ということで、これ機能って言いますのか、というふうに考えられます し長谷村はもう我々の頃から相当前から分団長とか幹部をやって終わったあと、ま た団員として入団するということでありまして、子どもさんが分団長なられれば親 父があとOBで今度入ってて、子どもに親父が敬礼してるってこんなようなことが、 ほほえましい、そんな話も伝わってくるようにOBを導入したこともあります。特 に昼間火災の問題とかいろんなことがありますので、私としてはこれも取り入れる べきだなっていうことは、同じように議員の考えと同じような考えで今研究をしな きゃいけないと、こんなふうに思ってるとこであります。消防署長の方からもし詳 しくあればお答えをいたします。

○消防署長

機能別消防団員につきましては現在、消防団に検討を依頼しているところでございます。また6月21日に予定をしております消防委員会でも検討をしたいと考えて

るところでございます。いずれにしましても、機能別消防団員、消防団の定数の中に入って、消防団を活動、消防団の中で活動をしていただくわけですので、消防団の意向等を考慮しながら、今後検討を進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○船木(7番)

機能別消防団についてはいずれ検討してくということでございますんで、次に進 みたいと思います。町長がさきほど申されました変な社会的風潮、これについては またあとで質問させていたこうとこんなふうに思います。先の東日本大震災では、 地域の絆が自主防災体制の充実強化に繋がったものと言われております。そこで自 主防災組織の充実強化についてであります。県内自主防災の組織率は全体で90.8% 上伊那地方は 97.3% 、一方辰野町では17全区で組織されておりますが、それぞれの 活動には大きな差があると聞いております。それは組織の運営から住民個々の意識 に至るまで相当充実した地域、一方組織されたものの当初の熱意が風化し、存続す ら危ぶまれる地域もあるといった現状を耳にしております。行政の使命は「自主防 災組織に対しソフト・ハード両面にわたっての積極的な支援である」とされており ます。具体的には、消防機関や自主防災組織が一体となっての合同訓練の企画支援、 地域防災計画の策定支援、多くの組織間の連携及び意見交換の場の設定、更には研 修会の開催等が挙げられます。ここでお尋ねいたします。これら支援に対しいかに 取り組んでおられるのか、また近隣市町村では自主防災のリーダー育成研修に助成 を出しているといったことも耳にしております。昨日、防災士の質問がありました が、防災士に限らず自主防災組織の県で取り組んでいる防災アドバイザー等、リー ダー育成の必要性、育成研修に対する経費助成、このへんをどのようにお考えか伺 います。

○町 長

それではお答えを続けてまいりたいと思います。特に今件の場合は自主防災組織ということに中心を合わせましての防災の問題だろうとこんなふうに思います。やはり防災組織あちらこちらで作っていただいて、一番最初は赤羽地区が積極的に取り組んでいただいたところであります。その後、組織につきまして区長さんをあてて毎年代わっちゃうっていう話も昨日あたりもあったわけでありますが、それだけ大勢覚えていいじゃないかっていうことと、組織運営に対してはどうだろう、別の

人が良いかな、あるいは区長さんのOBからやってもらうかな、いろんなことも出 ておりますが、そのあり方は更にまた検討をいただくとして、更にソフト面、ハー ド面、頑張って町といたしましてもそういったことをお願いするような姿勢、強制 はできませんが、お願いするような方向でしていきたいと思います。特にハード面 につきましても今年も5地区から申請がいただいておりますので、10万円限度であ りますけれども、またこの10万円の金額が適当かどうかもまた見直しますが、財政 等も相談しながら検討いたしますが、とりあえずはそんなようなことで助成をして いくつもりであります。更にはさきほどの話とも合致いたしますけれども、みんな で取り組むような防災でないと、そうかって、てんで我々のほど力のないものはな いわけでありまして、さりとて、今ダメだ何だって今ある消防団を屋上屋、重ねる ようなことをいたしますと、今の組織がダメになっちゃうってこういうこともある んです。良いこと突いて、良いものまでダメにしちゃうという、ですからその中で さきほどの機能消防もそうでありますけれども、自主防災組織も消防団の方をやっ ぱり優先してその傘下に入るぐらいの形を考えて、いくら若くても。それにまあみ んなでもって囲んで周りを膨らめていくっていうような考え方を持っていかないと、 やっぱりトップの考え方があちらこちらで違っちゃったんでは、てんで我々という ことでありますので、その点を注意しなきゃならないと思います。なおまた防災ア ドバイザー等々の今度有賀さんという方が講師で6月21日に公民館で開催をすると ころであります。本当に災害は忘れなくてもやってくる時代に入りました。しかも 大きな災害が来るような時代になりました。日頃の心構えと訓練、あるいはまた訓 練した中でイメージングするのが一番良いわけでありまして、何にもしなんでイ メージングていうのは殆ど当たりません。やっぱり実践活動をした経験のある人が イメージするのが一番強いということでありますから、両面を進めていきたいと、 こんなふうにも思ってるとこであります。ほか担当、消防署長の方からもお答えを いたします。

○総務課長

自主防災組織につきましては総務課の方で担当しておりますので、私の方で答え させていただきたいと思います。この自主防災組織の役割というのは非常に大きな ものがありまして、自助の行き届かない方、要援護者の救護から始まりまして、公 助が入るまでの避難所の開設、それから被害の減災といったところを担っていただ

く大変重要な組織であることは分かっておるつもりでございます。ただ現在のさき ほど町長の中にもありましたように役員さん、いろんな兼務をされておりまして しょっしゅう研修会等をですね開催をして出ていただくというわけにも、やはりい かないような状況にあるわけであります。最近の近年の取り組み状況、ちょっと報 告をさせていただきますと、平成20年と21年度には自主防災組織の意見交換会と研 修会を開催をさせていただきました。22年度につきましては防災研究会にお願いを してさきほども話が出ました日本防災士協会の常任幹事の橋本先生を招いての「地 域防災力の向上に向けて」というような講演を開催をしております。昨年はですね 県が上伊那でもって開催をいたしました、自主防災アドバイザー及びリーダーの研 修会というものが開催されましたので、それを両方合わせた形でもって開催をさせ ていただきまして、そちらに呼び掛けて参加をしていただいたというような取り組 みをしてきております。で今年もですね、この県の防災アドバイザー有賀さんが赤 羽にいらっしゃるわけでありまして、この先生を講師に21日に公民館講座というこ とで取り組んでいたくことになっております。出前講座等もですね、レベルによっ て人数大勢集まるので専門的な所っていうことになれば、県の危機管理室の方から お呼びすることもできますし、地区の町内会での防災の意識を高めるための研修だ よっていうことになれば町の職員もですね、出向いて行くことができますのでお気 軽にお声掛けをいただいてですね、自主防災組織のリーダーの育成をですねこれか ら図ってまいりたい、そんなふうに思います。以上でございます。

○船木(7番)

さきほど町長の答弁の中にですね、ハード面について一部触れましたので、もう少し詳しく質問をしていきたいと思います。辰野町の24年度主要事業の1つに自主防災組織への支援として50万円の資材、機材整備を見込んでおることは承知しております。更に増額をし、組織の充実強化に繋がるよう期待するところであります。また既に大石平に可搬型ポンプの導入がされていることは、これまた承知しておりますが、昼間の火災対応としてほかの箇所にも軽トラへ搭載可能な可搬型ポンプの導入、更には避難所毎に発電機、照明設備等設置の必要性を感じますがいかがでしょうか。町長にお尋ねします。計画的な支援策について伺います。

○町 長

消防団に対する発電機、要するに照明灯のことでしょうか。

- ○船木(7番)いえ、今
- 〇町長
 避難所?避難所。避難所。
- ○船木(7番)別途です。

〇町 長

別途で。はい。自主防災組織ほか避難所等に拘わる発電機当然付きものでありますが、照明灯とかそういうことでありますね。

○船木(7番)そうです。

〇町 長

はい、そういう意味ですね。そういうことにつきまして、順次計画して設置して かなきゃならないというふうにこういうふうに思います。今年は5つの小学校に全 部ポータブルの発電機を配備する、こんな予定を考えております。また災害用トイ レ、総務課長も言ったかもしれませんが、丁度病院が今度新しくできますのでそこ に下水管の配管が敷設されます。そこにマンホールの蓋が外に出ますので、そのマ ンホールを使ってそこで非常用のトイレに簡単になるという方法がございますので、 そうかって落っちゃうと大変ですですけど落ちなんで非常用のトイレになるという 形式、それが成功したり慣れていただきますと辰野町中の各所のマンホールの蓋開 けてそこへ非常用のトイレを設置すれば非常用トイレとして、これもう阪神大震災 の時に非常にそのことが叫ばれました。下水が大変だったと。要するにトイレが大 変だったと。そんなことも鑑みてこの際、一緒にこの併せて訓練をしてみようかな とこんなふうに思うわけでありますが、むやみに例えば50万円のものを60万円、70 万円でなくて、やはりどういうものを装備するのか。そしてまた備えられるのか。 検討しながら枠で上限を決めておりますけれども、そういったことをよく分析させ てもらう中で、少し上限を上げるとか、30万円しか使わない所に50万円差し上げ るっていうこともできませんので、ただし実際にいろんなもの備えていきますと、 もう既に60万円超えているっていうことになればそのへんを限度にしなきゃいけな いかなっていうふうなことも考えられますので、精査をさせていただきたいと。こ

んなふうに思っております。以上です。

○船木(7番)

私がですね、あえて自主防災組織への資材、機材の整備、この点を話をしたわけ なんですけれども、これはなぜかと言いますとですね、東日本大震災の被災地での アンケートによりますと、配備の必要性を感じた資材、これの2番目にランクする のが発電機であります。3番目が照明器具であります。だからここで各自主防災組 織へもこういう配備をするべき必要があるということを強く指摘をしたところであ ります。たださきほど消防団という話も出てまいりましたので、それでは消防団の 充実強化という点について質問をしていきたいと思います。住民の生命と財産を守 るといった、地域に密着した消防団の役割は非常に大きく、地域の安全確保に向け た日頃の取り組みに対しては、住民の理解と協力が不可決であることは言うまでも ありません。最近は少子高齢化、過疎化が相まって新入団員の確保が非常に困難に なっており、更にその厳しさは先々続くことと思います。また消防に入団可能な対 象者であっても、入団を拒む者が多いといったデータが出ております。さきほど町 長もちらり申されましたけども。そのデータとはですね、長野県が昨年県立短期大 学、看護大学、技術専門校、農業大学、林業大学等、学生を対象としたアンケート では64.1%の者が消防団に入りたくないと、この回答が出ております。その理由と しては、1つとして休日等の自由な時間が拘束されるため。2つとしては危険を伴 う活動であるため。 3 つとして入団をすることのメリットがないため。 4 つとして 消防団の体質に馴染めないこと、等々が挙げられております。また勧誘に携わった 団員からは「当事者本人より親に反対された」「また本人に会わせてもらえない」 などの言葉が聞かれます。更に現団員からは企業に対する協力要請が当事者任せで あったり、長期にわたる不況の影響もあってか、企業の理解が得られ難いといった 切実な訴えも耳にします。この事実は正しく学校教育、家庭及び社会全体の意識レ ベルの低いためといわざるを得ません。ここで町長にお尋ねします。これら多くの 課題が指摘されている現状を町長どのように見ておられるのか、伺います。

○町 長

次の消防団についてのご質問であります。さきほどもちょっと触れましたけども 正に議員の今おっしゃるとおりのような、由々しいと言いますか、大変な問題であ り団員確保が難しく、また社会風潮自体が消防団員確保に対しましても、学校教育 に対しましても、また世の中の見方に対しましても、全てがそのようになってきて いるわけであります。高度成長、社会の爛熟期、もう日本は過ぎましたけれども、 にこういう現象が起こるようでありまして、個人主義と良い意味の個人主義とエゴ イズム、利己主義の間違いが台頭している。エゴイズムはこれあってはならないこ とであります。利己主義は。しかし個人主義っていうのは自分のことは自分で責任 を持ってしっかり守る。しかしその上で人のことも考え、協力していくっていうの が個人主義、インディヴィデュアリズムということで自分が独立自尊でやっていく という意味が個人主義でありまして大事な意味なんですが、それを履き違えている ような気がいたします。同時にまた、ちっとは履き違えていても、あるいは勝手気 ままにやっていても、まあまあこの爛熟期っていうのは豊かでなかったり、まあ思 うようにいかないかどうか知りませんけども、新しい不満持ちながら暮らしてはい けるんですね。しかし高度成長真っ只中な、あるいはまた高度成長に向かうその矢 先なんていうのはお互いに協力しなければ、高度成長どころか暮らしもできなかっ た。だから隣組などの自然の協力ができた。しかし今は隣の人にぶつかっても子ど もも挨拶しない。下手に隣のおいさんが子どもを怒るとその親が出て来て隣のおい さんを怒り付けるという、とんでもない時代になってきてる。この核家族が良いの かどうかわかりませんけれども、親とは一緒に暮らしたくない。勝手気ままな考え 方。それもできているんですね。しかしできなくなった時どうなるかということで、 じゃ、できなくした方がこういった社会の風潮だけは蘇って本当に人間らしくなる んですけれども、そんなことを望むわけではありません。しかし人間は賢明な動物 でありますので頭脳でその分析をし、指摘されればそっちの方向に移ることもでき るわけでありますから、高度成長、爛熟、あまり落とさないようにしながらやはり 生き方のまずさっていうものを反省してかなきゃならないと、こういうようなこと であります。そういった意味でちょっと長くなっちゃいましたが消防団員につきま しても全く同じこと言えますので、これ由々しい問題として何としても消防団員を 確保しないとならないと思います。中にこういう人がいます。「じゃあ消防団員止 めて、消防署職員をたくさん入れて消防署職員が専門だで、給料貰っているもんで やりゃあいいじゃないか、災害も火災もいろんな洪水も土砂災害も全部消防団員が やりゃ、消防署員がやりゃ」とこういうことです。 そうすると常に 200 、 300 人雇 用してなきゃいけなくなります。そんなこと町でもって皆さん方の税金いただいて

いる中で、何もできなくなっちゃいますね。そっちの人件費へ回したら。そういう ことが分からないんです。勝手な一面しか見なんでこう直ぐ結論出す。こっちの一 面を見て直ぐ結論を出す。だから困るんですけども。だから一朝有事、ま大都会の 場合には結構頻度が高いので、また結構大勢の税収が必要以上に、必要以上って言 いますか田舎に比べるとたくさん入ってますので、それでも東京あたりはあれです ね。多い方だとか、あの辺ですね。消防団組織の調布市もありますし、あるようで す。都心へ入って銀座にとか、それで消防団組織っていうことはあまりこう聞かれ ませんけれども、やはりそういう所は消防署があるのでどんどん出動して、たくさ んありますから、あちらこちらの区からどんどん寄り合って来るっていうような方 法取ってますけど、普通は一朝有事にはたくさんの人手が必要ですので消防団組織 は絶対必要なんです。しかし、普段のことに対しては真っ先にやっぱり専門的には 消防署が出かけて応援出動があった時には出動して欲しい。消防署だけで消せれば 無駄な出動を団がしなんで済むように指令も出していくとこういうようなことに なってきております。そういう意味で絶対に消防団員の人数を減らすということは とても困ることでありまして、長野県自体もどうもこれ見てみますと、やはり10年 ぐらい前、12年ぐらい前、約4万500、600人消防団員いましたのが、この10年ぐ らいの経過の中でも、まるっきりへっちゃいまして今3万6,500人ぐらい、3万 6,000 人ぐらい。ちょっというともう 5,000 人ぐらい減っちゃってるというような データが出てきておりまして、辰野だけの傾向じゃありませんけれども我が町を 守っていくためにも消防団を理解していただきたいと思います。分析された、入り たくない64.1%、正におっしゃるとおりであります。休日だとか危険だとか、メ リットがないとか。メリットいうのは後で分かるわけでして最初っからこういうメ リットがどうぞという、ほかにもそういう方法もあるんですけれどもやはり人間性 が鍛えられるとか、我慢する力が付くとか、そしてまた広い仕事だとか家庭以外の 友だちができるとか、助け合いの精神が発達するとか、まあ消防団やった人はやら ない方が良かったっていう人ないですね。大体が「おいおい、消防団やってて良 かったよ」と。「良い経験させてもらった」というようなこと。規律も良くなりま す。そんなことで人間としての根本が鍛えられるわけでありますので、入れるよう に努力したいと思いますが、私の考えはそんなとこであります。長くなってすみま せん。

○船木 (7番)

消防団員の必要性、重要性というものが分かりました。しかしですね、学校教育でこの防災教育というのは当然授業で取り組んでおるだろうと思います。中学生が消防署の職場体験、これらも新聞等に載っておりますんで承知はしております。がしかしですね、消防団を取りあげた授業というものが小学校、中学校であるのか、あればどんなふうに進めておるのか、なければこれから取りあげていく必要がありはしないかということですが、いかがでしょうか。伺います。

〇町 長

教育長の方からお答えをいただきたいと思いますが、ただ授業自体でなくて社会研修、社会科等々でもちろん警察署へ行ってみたり、役場へも来たり、それから消防署へも来たり。であのその時の体験が忘れれずに消防署員にこれは団員じゃなくて署員になった人もいるようです。消防団も今、古村団長の下でいろんなことが研究されておりまして、ダイインジャーってなことで人気が非常に集めているようでありますので、そういった形の中で「かっこいい」とようなふうなイメージの中から団員が出てくれるだろうと思います。小学校の授業につきましては教育長の方お分かりかどうか。分からんわね。はい、お願いします。

○教育長

小学校の社会科の中に町を守る組織として消防署のことは出てきます。で子どもたちも消防署の見学などはよく行ったりなんかしていますが、消防団については学習する中に多分入ってないと思います。ただ、先生の考え方によって団が大切だというふうに考えて、消防署の学習とともに消防団の学習をしている授業を私は見たこともあります。だから先生の取扱いによってやっている所もあるというふうにお答えするより仕方ないと、こんなふうに思います。以上です。

○船木 (7番)

さきほどから申し上げておりますようにですね、消防団は地域に密着した最高の力であるということをですね、強く指摘をしながら次に移ります。団員の確保にも繋がると思われます、団員の待遇改善についてであります。平成16、18年災害では、長期にわたる活動で1週間程、出勤できない団員もいたようです。サラリーマンは有給休暇で対応ができましたけれども、自営業者は全く収入がなくなってしまったという状況を耳にしております。団員報酬、出動報酬等、年間報償費は支給されて

いるもののこれは少額であり、余りにも団員の善意に頼る部分が大きいと言わざるを得ません。出動に対する上乗せを考えるべきと思いますが、いかがでしょうか。加えて団員を支える家族に思い切った支援策を講ずるべきと思います。現在の支援策は、企業の行為によって辰野町は4件程ありますが、財政の支援が見当たりません。行政からの優遇措置として例えば、保育料の軽減、それに町民税の減免が最も良いんではないかと思うわけですけれども、これは法的にも減免できないということでありますんで、ほかの対応として簡水、農集排、これらを含めた上下水道料金の軽減措置はいかがでしょうか。このような支援策が新入団員確保に大きな効果が期待できるものと思います。ここでお尋ねします。町からの支援策をどの様にお考えでしょうか、伺います。

〇町 長

1つは協力企業っていうのがございまして、やはり今、一時もそういう葛藤が大 分あったこともあるんですけれども、火事でも出動、会社の許可がなければでれな い。それでも裏から出て行って火事消して来たら怒られたとかですね、出世に影響 しちゃったとかいろんなことありまして、協力企業ということをこれは長野県で発 案したものであります。既におかげさまで長野県内全体でも 1,000 件を超すように なってきたということで、ただ企業に協力だけではいけませんので税金を10万円ほ ど一律にまけると、いうふうなことで辰野にもそういう協力工場は現れてまいりま した。こういったことも一つの企業としても「どうだ入れ、入れ」という「よせ、 よせ」って言うんでなくて「入れ、入れ」という消防団に入るっていうとお父さん が止めちゃうっていうんで、じゃあ親父に対して何かやる方法ないかって、まあそ んな笑い話も出るぐらいでありますけれども、何かそのメリットっていうのは人間 的メリットはいっぱいあるんですけれども、目先の現代風にあったメリットが出な いとなかなか理解できないのかなっていうようなこともありますが。団人報酬につ いてご指摘でありますけれども、これは辰野町だけでなくて全体的な流れで決まっ ておりますので、これは全体的に上げてもらえばこれは良いことであります。そう かってライフラインを下げるのが良いのかどうなのかって別にありますけれども、 ちょっと検討をこれはさせていただきたいと、こんなふうに思っております。いず れ何らかの手を打たないと当然入ってくれないだろうとこんなふうに思います。そ れと勤め方もあるようですね。勤め方が我々の頃は土日っていうと大体、一般的に

はいるものだ。定期手入れは土日に持っていくと。それから大体、会社が忙しくて何だかんだって言っても朝はいるものだっていうことで、4時にたたき起こされてポンプ操法の練習に入ったと。夕方も大体遅番の人もありますけれども8時9時っちゃ帰ってくるだろうというようなことで、7時ぐらいからポンプ操法の練習を始めたりして、9時10時ぐらいまで電気を点けて電気のある所でやったと。あるいはポンプの、車の電気を点けてやったとかそんなようなこともあります。ところが今は必ず昼間いるんでない。昼間は会社行っているのは当たり前ですが昼間、休んでて3直の交代でいて真夜中がいないとかですね、夜いないとか昼間いないとかもうわけ分からん状態になってまいりまして、なかなか一律にこう掴みようができないような状況であります。消防署長の方から何かあればお答えを申し上げます。あ、総務課長どちらでもいいですが、お願いします。

○消防署長

支援に消防団に対しての支援についてはいろいろと考えているとこもあるわけですけれども、今町長の申されたとおり団員報酬、出動手当等については近隣の市町村と比べてもあまり低くないように考えております。また団員の待遇改善ですけれども、団員の勧誘の際に家族から反対をされるということが本人よりも、家族から反対されるというのが大きい理由のようでございます。これにつきましては、家族に「入っても良いよ」って言われるような改善をするよう消防団に検討をしていただく中で、改善に向けてまいりたいと思っております。以上でございます。

○船木(7番)

消防団員の報酬でありますけれども、上伊那の平均ではですね、平均よりも辰野町は低いということ。それからですね、行政からの支援策が是非必要だということを申し上げたわけで、是非この点を検討していただくことを指摘をしてですね次に移ります。団員の安全確保についてであります。私の調査では、昨年の東日本大震災で254名の消防団員が命を落としました。この内、避難誘導や水門操作などの活動中に殉職された方は197名に上ります。これに対し消防職員の殉職者は26名となっております。なぜこのような大きな差が生じたのか。「全消防団員に無線機の配備がされておれば、これほどの殉職者は出なかっただろう」という声が挙がっております。辰野町においても、町の防災無線機は各分団に数台しか配備されておらず、活動中の全団員に情報を伝達する手段はないといったところです。また防火服

に至っては古い物が 2 ~ 3 着配備されてるだけだということです。一方、隣の箕輪町では昨年度 670 万円程を投じて消防団への安全装備品として無線機、ライフジャケット、ヘッドライト、更にはさきほど申し上げました発電機、投光機等を整備しております。ここで町長に伺います。今後とも団員の安全確保対策は最優先すべきであります。安全対策は団員確保にも繋がります。今後の安全確保の取り組みについて伺います。

〇町 長

細かくは署長の方からお答え申し上げますが、これはなかなか難しいことであり まして、絶対に安全にやること。手っ取り早くはもうヘルメット被らなんで行って はいけないとかですね、いろんな装備もありますのでその災害、災害に応じたもの。 しかしそんなものでは耐えられないような人命が問題になることもあります。それ でそのためには普段からいろいろやっぱり研究してないといけない。いろんな想定 をしながら。想定外という言葉は通用しなくなりましたので、あの災害の場合、こ の災害の場合、同じ土砂災害でも地滑りとか、崖崩れとか土石流とか3つもあるわ けですので、しかも場所によって違いますし傾斜角度によっても違ってくるから。 いろんなことをやっぱり専門的に知識として、まず思う、思っていただく。そうい う研修もまず大事である。と同時にまた体が動かなきゃだめですので実地訓練もす る中でいろんなやはり、操法をこなすぐらいの中でも、やはり土砂災害に対応でき るような体の動きっちゅうことも当然、一緒に並行して人間の自分の体動かすわけ ですので、可能でもありますのでそういったこともやるとか。やはり訓練と問題は その無線機なんですが最初は携帯と思いましたが大きな災害では携帯が繋がらなく なっちゃうということもあるようでありますので、そのへんもどういうふうに考慮 していいのか。しかしGPSを使ったもの等は何とか活きるようでありますので、 今後課題としてGPSからパソコンてその自分の家にいるなら良いんですが携帯用 パソコンてなかなか持ち歩きもできない、ちょっとした小さいので持つ人も最近あ るようでありますけども、いろんな角度から検討しなきゃならないとこんなふうに 思います。そうかってこれあの 200 とか 300 とか 500 とかですね無線機を、という ふうな形ではちょっと無理だと思いますので何か良い方法ないか、防災無線を途中 の電信柱からパーっとやれば、ダーっと入るとかですね、危険を感じた人が大きい 声でもって「もう引き上げろ」とか、あれは津波が問題でしたのでということであ

りますが、それ分からなんで津波にのまれちゃったとか。もう閉めようと思ったら中から出てくる車がいっぱいあったんで最後の車まで対応したので閉めた時にはもう被っちゃったというようなこともいろいろあるようですが、まあちょっと一概に言えないんですが検討させていただきたいと思いますし、結果的には詳細的なやっぱりマニュアルにして、精査して一つの基準を出さなきゃいけないとこんなように思ってます。署長の方から何かあればお答えします。

○消防署長

辰野町でも昨年度ですけれども、携帯型のデジタルトランシーバーということで27台を購入し各分団に配布をいたしてございます。また今現在、デジタル化ということで町で防災無線の方、進めてまいっておるわけですけれども、これに合わせまして各分団に配布する携帯のデジタル無線機も増大をしていただくよう今お願いをしているところでございます。防火服につきましては、町から各分団へ交付金というようなことで、支払っておりましてこれによって被服費で対応をしていただいているところでございます。何より安全を、団員の安全確保ということが一番大事でございますので、今後ともに検討をして、順次検討をしていきたいと考えております。以上でございます。

○船木(7番)

展野町でも昨年度トランシーバーを27台配備したということは承知しております。 箕輪町の670万円の金を投じて安全対策に努めたということ、この開きがあまりに も大きはしないか。こんなことも指摘をしながら次に移りたいと思いますけれども、 この無線機についての必要性を更にここで、強調をしたいと思うわけですけれども 東日本大震災のあとのそのアンケート結果でですね、配備の必要性を感じた資材の ナンバー1はこの情報伝達手段でございます。イコール無線機でございます。 辰野町においてもですね、そのトランシーバーは、これは僅か5ワットの無線機でございます。 戻野町においてもですね、とのトランシーバーは、これは僅か5ワットでは僅かしか飛びません。全体カバーできるような、というところまでは難しかもしれませんけども 徐々に徐々にですねこの機器の整備に努めていただくことを指摘してですね、次の 質問に移ります。

次は公共交通の質問であります。辰野町の公共交通の目的に「町民が自立した生活を営むための移動可能な環境を提供する」と掲げております。言い替えれば住民

の移動手段を確保することは、自治体としての義務であります。このような観点か ら昨年も質問しましたけれども、その答弁は「公共交通会議の立ち上げ、また住民 アンケートを実施し、辰野町における公共交通整備の方針を決定し、この6月末日 締切りの国交省補助メニューへの申請をする」といった答弁でした。締切まで既に 1 箇月を切っております現在、住民アンケートの結果とコンサルタントの分析結果 はどのような方向が見えてきたのか。この分析結果では、交通不便者は全体の22% 程、10代と70代、この高齢者がその殆どであること。また通勤では75%、通学に関 しては90%が町外を目的地にしている。これに対して通院では約70%、買物の約 75%が町内を目的地としていることが明らかになっております。この分析結果から 何が見えたのか。時間がありませんので次の項目についても合わせて質問をさせて いただきます。まずこれが1点の質問。次はですね、公共交通の導入は町の財産負 担を伴うために、町の財政状況は非常に厳しい状況は分かっておりますけれども、 交通空白地帯の解消と交通不便者に対する移動手段は、自治体が提供すべき施策と されております。塩尻市では4月から循環バスを小野駅まで運行しております。辰 野町との財政規模の違いは理解できますけれども、自治体としての義務を果たし住 民の足の確保に努めております。ここで町の財政負担をどこまでできるのか。これ が2点目の質問です。最後ですね、この住民アンケートそれからコンサルタントの 分析結果、これから見えてきたり、また提言している方法はですね、デマンド方式 でございます。私は定時定路線に加え交通空白地帯を解消するための、デマンド交 通の導入を以前から提案してきたところです。この交通空白地帯には上野、上平出、 鴻ノ田、沢底等を含めての解消であります。また今回のアンケートでも「デマンド バスを導入することで利便性が向上する」といった回答が67%程を占めており多く の回答者がデマンド方式に期待を寄せていることが分かりました。 6 月末日迄の国 交省への申請はもう一刻の猶予もございません。町長が判断するにあたってはです ね何点かの課題があるとは思いますけれども、例えリスクがあってもですねそのリ スクを小さく抑えるとして、まず小さく公共交通整備を行う。即ちセミデマンド方 式に決断すべきと思います。ここで町長の力強い決断の弁を伺いたいと思いますが、 いかがでしょうか。以上、3点について質問いたします。

○町 長

大変心配いたしております公共交通の問題でありますが、まずその財政的にいく

ら出すのかということでありますが、さきにお金ありきではまずはないと思います し、そんな余裕はありません。しかしこれをやるならば国の方等の、補助金をどの くらい取れるかと、それによって町がどのぐらい負担し、また住民も皆さん方もう どのぐらいのまた負担も持っていただけるかという中から、金額が割り出されます。 そして財政的に無理であれば、仮にまあ、ほかの方を止めてもですねそちらの方が 優先だって言えばそちらの方へ切り替えるということで、ほかの事業を少し減らし て、そちらへ回すとかそんなようなことも考えられるわけでありまして、一概に今 いくら持ってますので、これをどうぞという、こうふうではないというふうに思い ます。そしてセミデマンド方式ということで出させていただいて、今お声でありま すけれども、まあデマンドで完全にっていうわけには確かにいかないでしょうから、 セミぐらいかなというふうに私は今感想的に思ってます。ここで決断云々っていう のはこの6月中に会合がありますので、それを出し抜いて私どもが考え方言うわけ にちょっといきませんので、一応投げかけて諮問いたしておりますので、やってい ただきたいと思います。ただアンケートでまず1番びっくりしたのは、公共交通が 欲しいっていう人が意外と少ないということなんですね。ということは元気な皆さ ん方、車は自分で運転したりなんかしている人たちはそんなに必要性を感じてない んですね。いよいよ動けなくなってくる。免許を返上したりしてくると欲しくなる ということで、あまり人のことを考えないっていう人が多いんじゃないかなってい うさきほどの悪い意味のエゴイズムじゃなけりゃいいなと思います。むしろ目先、 車を運転している人に都合の良いような事業を先やった方が良いっていうようなこ とを言う方もあるようであります。しかしそれは当を得てませんでして、やはりこ の足がなくてよそへ出れないっていう人も考えていかなければこれは福祉の立場か らもそうしなきゃならないと、こんなふうに思います。しかし辰野にはおかげさま で6つも駅がありますので、電車が何本来るか、何とかっていう問題はありますけ れどもその点は恵まれております。反面、昨日から話が出てますように谷間が多い ので多いので谷があるから車が行くのに大変だっていう意味じゃないんですよ、時 間がかかっちゃうっていう意味です。だから1台ではできないから複数台入れない と、とってもそれは対応できない。ということで、非常にお金が掛かってしまうと いうことを私は言っているわけです。谷が多いからやらんというわけじゃないんで す。それだけの財政的な余裕があるかどうか、考えていかなきゃならないというこ

ともありますし、またいずれにしましても、ここで結論というわけにも私どもはいきませんので決断というわけにいきませんので、お話をよくしながら私も考えながら、またその会議の方の中でもまた集約された意向も出てくると思いますので検討したいとこういうことでいきたいと思います。

○議長

船木議員規定の質問時間を終了しております。質問を終了してください。

○船木(7番)

1点だけ是非お願いしたいんですけれども。まずいですか。

それではですね、公共交通の必要性というものはさきほどから述べております。 この6月末が国への申請のリミットであります。公共交通会議6月の下旬に行われるようですけれども、6月下旬からですね6月末日までの間に是非、成案にしてですね、この辰野町の公共交通を構築していただくことを切にお願いをして、質問を終わります。

○議長

只今より昼食を取るため暫時休憩といたします。なお再開時間は午後1時30分と いたしますので、時間までに入場をお願いいたします。

休憩開始 12時 41分

再開時間 13時 30分

○議長

休憩前に引き続き再開いたします。質問順位10番、議席4番、堀内武男議員。

【質問順位10番 議席4番、堀内 武男 議員】

○堀内(4番)

先に通告いたしました 3 件につきまして質問をさせていただきます。まずはじめに 153 号整備を中心としたワークショップの結果の具現化について行います。 平成23年度 9 区代表による国道 153 号を中心に辰野町の道路のあり方を考えるワークショップが完了いたしました。 その結果最終報告がされ住民目線での現状の問題点が把握され、路線の将来像が見えてきております。 非常に大きな成果があったんではないかと思っております。 そこで町長にお伺いいたします。 ワークショップの結果の評価とともに、前日、宇治議員の方で質問の答弁の中にありましたようですが、多少ダブると思いますが将来を見越した辰野町交通網構想にどの様に反映するのか、

活かすのか、その見解をお尋ねいたします。

○町 長

それでは質問順位10番の堀内武男議員の質問にお答えを申し上げます。まずは、 先日来、行われておりますワークショップ等で道路路線を住民あるいは沿道の皆さ ん、沿道の区の皆さん方とともに研究をしてまいりました。これに対する町の評価 ということでございますけれども、やはり住民の皆さん方のそこを通過交通、通る わけですからそこの居住人に関係なく通っちゃうということでなくて、関係、町の 中へ入れないということは良いんですけれども、やはり住民の皆さんが理解できる ようなもの、そうかってあまり理解し過ぎてぐにゃぐにゃになった道ではこれダメ ですので、道路の一つの常識がありますからその常識を踏まえていかなければなら ないとこういうふうに思います。これを活かしていくにはやはり国道は国道、国の 方、昨日からお話申し上げておりますけれども3桁国道ですので直轄代行で県が半 分、国が半分という形の予算、あるいはまた稟議になっていくと思います。しかし ここで県知事にもお願いして、飯田から塩尻までを国の直轄道路にして県代行を外 して、大きい予算を付けて早めにやって欲しいという今要望をどんどんと上げてい るとこでありますので、いずれにしましても国は関与してくる問題であります。そ のほかまた県道が絡んでくればこれは県に、また町道が絡んでくれば、町が。町は もちろん町の単費だけではできませんので、やったって良いんですけれどもやっぱ りお金の有効利用で、できるだけ国の方へ緊急地方道、あるいはまたほかの予算等 も入れながら町の負担を軽くしながら執行していくとこういうようなことで、段階 的には進めていくということになってまいります。最終的なワークショップで関係 の皆さん方が同意したものに対して、町がやはり専門的にももちろん見て、また ワークショップの中でも専門的な見解も入ってきますので、簡単に言えばさっき いったようにでこぼこで曲がりくねったものはダメですし、急坂、登坂の問題もだ めですし、このL型ばか造ってもだめですし、やはり道路構造令にあった常識的な ものをどこを通すかと住民の皆さん方が一部協力できる、総論的には良いよという ものを展開していきたいとこういうことであります。以上です。

○堀内(4番)

只今評価につきましては、良い評価っていう形の状況でお伺いいたしました。いずれにせよ生活道路としての整備はもとより将来のバイパス化に向けた辰野町の交

通構想っていう形、それあまあ町にとっても大きな発展に繋がる要素であるという ふうに思いますんで、強力な推進をという形の状況をお願いするものでございます。 続きましてこのワークショップの結果から明らかなように宮所地区が羽北地区に次 いで交通の大きなネックになっているっていうことは周知の事実であろうと思いま す。第一のステップとして現状道路の拡幅、道路整備における生活道路の確保が最 重点項目であろうとそういうふうに判断しております。先般、さきほどちょっと町 長の方からも話がありました。国道 153 号の管理っていうことを県から国直轄へっ ていう形の状況が新聞紙上でも含めて出ておりますけれども、これはもう大きな追 い風になるだろうっていう判断をしております。しかし逆にいったら現在伊南の方 で非常に大きな工事が進んでるっていう状況ありますんで、我々とすれば同格の順 位が付けられると後回しになるじゃないかっていう、そういう心配もなきにしもあ らずであろうというふうに考えておるわけです。そんな点で、やっぱりかなり協力 な推進をしないと推進ができなくなるんではないか、っていう懸念を感じる次第で ございます。いずれにせよリニア新幹線を含めた道路整備、中央道の代替道路、そ の役割を考えると国道 153 号は非常に大きな役割を担っているという形です。大体 中央道が止まりますとですね、家の前は本当に渋滞してしまうというのが現状で、 災害等あった時には絶対的に必要な道路であろうというように考えております。先 般、仮称ですけれども国道 153 号宮所整備促進準備委員会っていうのが立ち上がり ました。整備に向けてスタートが切られます。住民の安心安全を確保するとともに スムーズな車両の通過による経済性の改善に繋がるよう、地元の盛り上げを図り、 強力に推進する覚悟であります。そこで町長に伺います。現在辰野町における種々 の道路整備が進められておりますが、具現化に向けてどのような手順で推進される お考えなのか。それと非常に難しい課題であると思いますけれども、長期にわたっ ての推進ということですがどのくらいを目処にした期間で着工はできるっていう読 みがあるのか。あと整備内容として幅員とか道路の取り付け等、住民の要望ってい うのはかなりあります。そういう点をですねどのように考慮できるのか、その3点 についてお伺いいたします。

○町 長

細かくは担当課長の方からお答え申し上げますが大体の概要でまいりますと、この間のワークショップの成果がありますのでそれを精査して、ワークショップ的な

成果ということで構成の9区の皆さん方に6月7月でもって4会場で説明会をまず 行っていきます。これらが段々進みまして、またそこでも意見が出てくるでしょう しいたしますが、いずれにしましても事業を計画する場合には地元の委員会の設立 が必要であります。今度道路を造るという設立ですね、建設委員会。また町も建設 委員会も作らなきゃなりませんし、そして地元の地権者などの同意を得るためには 何回かの会議を説明会が必要であります。これは端折りますとこの間の駅前区画整 理じゃないですけど、日本は区画整理はああいう所ばっかり多いんですけれども、 そんなようなことで行政主導ということになってしまいますので、行政は主導する んですけれども民意を反映した状態でもっていくためには、やはり地道に端折らず に進めていかなければならないというふうに思いますので、少なくとも1年ぐらい は説明会には要するだろうと今後、考えております。同意が得られまして、事業採 択への要望というふうに出していくわけでありますが、まず県、また同時に並行し て国の方もやっていきませんと県だけお願いしてると、国がってつってそこで足踏 みになる場合がありますが、こちらの方はもう国も突いて、国もよさそうなので県 もっていうのが両方、並行同時にお願いをして良い結果を得られるように努力して いきたいとこんなふうに思っております。インフラ整備に対しましては、ぼつぼつ その頃から東日本の復興と言いましても1年間えらい復興らし復興はありませんで したので、今後は本格的に入るものと思われますし、そのインフラの整備基金もそ ちらの方へ流れる可能性があります。同時にまた日本中が大都会は別ですけれども、 大都会も欲言えばっていうやつがいっぱいありますけれども、地方は欲言わなんで も大変な所だらけですので、これをやはり国会、あるいは官僚の皆さん方によく分 かっていただいて、そしてこういったものを採択していくということがとても大事 だと思います。かてて加えて昨日も申し上げましたけれども、リニアの飯田駅と名 前はちょっと別ですけれども飯田付近の駅と。同時に災害の道路というようなこと を合わせて陳情したいと思います。ただリニアも本当にやるかどうか、そのへんが ちょっと問題なんです。っていうことは今度東海地震だとか、南海地震、東南海地 震ていうことになりますと現在の新幹線があそこ通っておりまして、あの新幹線を 持ち上げて山つきの方へぐーっと移動させないと津波被ってしまうというような話 も出てきております。同時に浮上するにあたっては前にも申し上げましたが、リニ アですから磁力線でこう浮かせるわけですけれども、浮かせるには原子力発電所1

個分ぐらいが必要であるというふうな電力を使うということです。と同時に 470 、480 キロだったらリニアでは 520 、530 キロと言ってますけれども、470 、480 から 450 キロぐらいだったら車輪付きでも可能だっていう見解も出てきております。同時にまた長大トンネルの、そのへんはまあどっちみち同じなんですけれども、以上のような問題があって本当にまだこれもリニアの方も早く東日本の方も鉄道の方JRですね、考えていただいて見解出していただかないと。ただ煽って路線決めただけでは、しかも長野県の要請に応えずに Cルートを取ってしまった。それはそれだけのことで手放しされても困るなと、こんなふうにも思ってるとこであります。課長の方からもう少し具体的にあればお答えいたします。

○建設水道課長

それでは 153 号線の、つきまして昨年度整備促進協議会55名の皆さんの参加をい ただきましてワークショップを行っていただきまして、道路整備方針が決まったと ころでございます。これを町は3月15日に受けまして、報告を受けましてこれから 事業の推進を行うため進めているところでございます。その中において地元の9区 の皆さんから将来像という形の中でおいて、通過交通を町中に入れない。生活道路 の安全を確保する。道の繋がりを良くし、有効的な土地利用と観光目的の利用者な どを町に呼び込む、の3点の基本方針に基づき、作成していただきました。本当に そしてまたその中から直ぐに解決したい箇所、近い将来解決したい箇所、将来像と して整備を行いたい箇所、それからバイパスと4点に絞られてまいりました。こう した中において、事業を展開、整備方針というものが決まりました。また町全体に おきましては平成16、17、19年に行いました町全体の道路懇談会、これによりまし て皆さんのご意見を聴取したところです。また平成20年においては羽場、北大出で 行いましたワークショップ、羽北地区道路網整備計画というものがあります。それ からそのほかにも辰野町の都市計画街路、両小野振興会で行ってますバイパス等の 問題、そういう協議をなされて全体的にこれを統合させ、町全体の道路構成を策定 しなければいけないじゃないかなと思います。そのためにも本年度秋には、町の道 路懇談会を行っていきたいということで現在考えているところでございます。それ から、具体的に進める方向でございますが、さきほど申しましたように4会場にお いて地区説明会を行います。これにつきましては整備促進協議会の役員会において 5月30日に行われました、の本年度の事業計画で承認され、各区の区長の委員の皆

様のご出席の下、行う予定でございます。なお、その席上には道路管理者であります伊那建設事務所の参加をいただく形で伊那建との話し合いは行われております。そのような形の中において、一日も早く安全で安心な生活をつくらなければいけないと思います。是非とも皆様のご協力をいただきまして、お願いをしたいところでございますが、道路を造るにあたってはさきほど町長の方から話もありましたように基準というものがございます。道路法30条に基づきます道路構造令による幅員とか車道幅員とか歩道の設置の規程、またご存知のように神戸から宮所につきましては都市計画道路として決定されておりまして、全幅16メートルの街路計画も考慮しなければなりません。そういうことを皆様方と十分協議を行い、進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○堀内(4番)

只今、一日も早くっていう内容で、地元の強力な推進を含めた内容で進めてくという形の状況です。いずにせよ辰野町にとってもあるいは地元にとっても重要な交通施策であるという形ですんで、少なくとも県及び国に対して予算付けができなければ当然もうそういうことにならないということになりますし、我々地元としてもやっぱり強力する態勢をキチンと取らなければならないという形だと思います。そんな形で我々は含めて努力を惜しまないつもりですんで、どうかその点行政も強力な推進を含めてのフォローアップしていただくという形で是非お願いをしたいと思います。

続きまして2問目の質問に入ります。大災害の防災体制について質問いたしますが、これは各部門で何件も今回質問がされていますんで、大分ダブっている所があります。私の言える所だけを抽出してですね、お話をさせていただきますけれども、いずれにせよ2月に原子力事故を想定した原子力災害対策編を追加したわけですが長野県が、その大災害を想定してですね、大綱というものが発表されて現状にあるわけですが、いずれにせよ前回3月の時点で私の方から一般質問で質問した内容の中で「5月末、辰野町の新防災大綱を制定する整備をする」というご回答をいただいております。そんな形で本年度4月には南海トラフの地震でですねマグニチュードが9程度いくよっていうことで、広域っていう形の状況が出てきちゃっておりますけれども、ここで町長にお尋ねいたします。防災計画の見直し制定、3月末ということだったんですが進捗状況はどうであるのか。改訂に向けて今回重要視した点

は何なのかご回答をいただきたいと思います。

〇町 長

見直す予定につきましては進捗させておりますが、その経過状況はまた総務課長の方からお答えを申し上げたいと思います。 重点的な今までとの見直しということは非常に震度、例えば総合防災訓練の中にもありましたが、地震に対しては震度が大きくなるということであります。 想定外ということはもう使われませんので、と言っても実際にはあるでしょうけども、大きな振動をしかも長時間、また規模、地震の規模はマグニチュードですけれども、マグニチュードでも想定しております。それに伴いまして、静かな川もやはり氾濫する可能性があります。一時的に土砂崩れでもって堰き止めてそれが土砂ダムとして決壊した時の対応と。そのようなことも含めた上での大きな意味ではそういうことですが、細かい点も見直しております。課長の方からお答えいたします。

○総務課長

私の方から最初に見直しの進捗状況でございますが、事務局の案といたしまして 予定どおり現在辰野町防災計画を改正をさせていただきました。ただ並行して国、 県が動いているためにきちんとした細部まで整合が取れているかということになり ますと、ちょっとまだここ1、2年を掛けてそちらとの整合を取っていかなきゃい けないとそういう状況にありますが、いずれにしましてもこの24年度の防災会議に おいてその町の防災計画は決めていただくことになって、条例で決められておりま すのでその会議に諮りまして、一応この改正のですね防災計画を策定をしていきた い、そんな今状況にございます。大きな重要視をした点でございますけれども、今 町長が申し上げましたように巨大災害に対しての対応、それから、減災への手段と いうようなことが大きな方針になっているわけでありますが、そのへんも踏まえな がら国、県の修正事項であります情報の収集だとか、それから発進力の強化、それ から大きな点では広域総合応援協定の強化ということで、これは1年掛けて県と市 町村とがですね協議をしながら、こちらの方もまとまりましたのでそちらも中に謳 わせていただいたと。それから災害時要援護者が非常に増えておりまして、そちら の方の支援プランの実施というようなこと。それから自主防災組織の強化等につい ても謳わせていただき、で県の方でもですね長野県の観光客の対応、道の駅の活用 といったところも出てまいりますので、このへんはこれから県の方見ながら加えて

いかなきゃいけない部分かなと思っております。それから原子力の災害対策編ということで今までなかったわけでありますが、浜岡とかですね、柏崎の関係で長野県もですね謳い込みましたので、このへんもですね辰野町としての直接な直ぐに原子力発電所のどうのこうのっていうことではありませんが、原子力に対するですねその知識のPRとかそしてそういう大きな事故が発生した場合のですね、住民の避難の基本みたいなものをですね対策編としてですね掲載をさせていただきました。それから今まで各対策部で策定をしていたマニュアルでございますけれども、職員の災害マニュアルきちんとしたものがなかったわけでありますけれども、それを統一した中で職員の初動対策マニュアルということで、それも作成をいたしました。いずれにしましてもこの防災会議の審議を経て、皆さんにお示しをしていきたいとそんなふうに思ってます。

○堀内(4番)

只今広域態勢、援護者、自主防災等含めて、原子力の関係も含めてですね、詳細 にわたった内容で計画どおり進んでいるという形の状況で、しかも長野県との整合 を取りながらっていうことですが、最終的に防災会議の中で対応をしていただくと、 是非お願いをしたいと思います。いずれにせよ大綱に添った確実な準備推進をして いただくということが必要であるかって思います。続きまして、ちょっと項目的に は小さい項目になりますが、上水道の施設の耐震化っていう。形の状況について ちょっと質問させていただきます。今回制定されています。大綱におきまして上下 上水道の関係の復興に13日を要するという形で明記されております。13日止まるっ ていうことになると、かなり重要な内容であろうという形で思っておりますが都会 と違ってここらへんは自然の恩恵を受けるっていう形の状況ありますんで、都会程 ではないと思いますけれども、いずれにせよ現状ある給水施設として38箇所がある という形の状況があります。これは貯水池です。上下水道は1施設、簡易水道は8 施設だと思いますけれども、そこらへんの容量の増強をするよと。それと設備の耐 震化を進めるという形の状況がこの項目に載っております。ここでちょっとお尋ね いたします。貯水池増強に計画する、計画に対する推進状況はどうであるか、それ と設備の耐震状況、あるいはその目標値はあるのか、そのへんをお尋ねいたします。

○町 長

災害が起こりますとやはり上水道をライフラインとして使っている家庭にご迷惑

が掛かる、ご迷惑というよりも水が不足してしまうと。同時にまたその大きな地震 震災で上水道っていうことになると、タンクを持ってますのでPCタンク等が破裂 するとそのもの自体が災害の引き金、引き金と言いますか災害を起こす。というよ うなことで現在はご存知のとおり湯舟のPCタンク、億単位のお金でありますけれ どもこれを耐震に造り替えているということで実施中であります。引き続き来年度 25年度は小野の駒沢配水池の方を造り替えます。26年度から井出の清水のやっぱり 配水池がありまして、これも耐震になっていないためにこれが破裂すると水が使え ないばかりでなくてその水自体が、水っていうのはチョロチョロ来ると安全なんで すが有効なんですが一度に来ると大変被害を及ぼすということでありますので、計 画の予定であります。そのほかいろいろ点検しながらやってるわけでありますが、 ほか管、地中に入っている配水管、送水管、ともにやはり振動には弱いです。ダク タイル鋳中鉄管あたりはまあその中でも強い方なんでしょうが、やはり大きな、そ の上でもってねじれが起きてくる。歪みが起きてくる。断層がそこで始まるという ことになると捻られると非常に弱い。いつ破裂するか分からない。それで繋ぎ、 ジョイントにフレキシブル管というようなことをギザギザなもので、少し動いても そこが吸収できるようにっていうんですが、これも高いものでありますし前から検 討しておりますが、はっきりここは危険だって分かる所は付け替えたいと思います が、普段はそれがあまり丈夫でないという。動く時には良いんですけれども、普段 は丈夫でない。やはりこうギザギザでもって蛇の目って言いますか、しわ寄せて あってこれが動くようになってますので、これが大変なことだというようなことで 今これは検討しなきゃいけないと思います。塩化ビニール系の管は宅内配管なんか に有効ですし結構サビだとか、いろんなものには強いんです。設置も簡単なんです。 非常に有効ですが、宅内配管は。ということでありますけれども逆に振動が来て、 いろいろとこれは折れちゃうんですねパキンと。これは接合部じゃなくてもポキン と折れちゃうと。こういう弱さを持ったりして、まあ万全なものはなかなかなくて 今困っているとこです。担当課長の方からお答えを申し上げます。上水道について。 ○水処理センター所長

配水池の関係につきましては、町長答弁のとおりでございます。設備の耐震化の 状況ということで、あと管きょの方のつきまして耐震化につきましては上水道の水 道管の管路延長がですね全部で144.23 キロメートルあります。その内、基幹管路、 要するに浄水場周りで導水管とか送水管、それからまた配水本管ですね。比較的太 い配管ですけれどもその関係が 10.67 キロメートルあります。その内にですね、耐 震化されてる管の延長というのは 1.787 キロメートル。ということで基幹管路につ きましては耐震化率は16.7%というふうになっております。今ですね主に布設され てるのでダクタイル鋳鉄管っていうのがありますけれども、これまあDCIPとい うふうによく略してますけれども、その内でk型っていうのがあります。そういう タイプのいくつかあるんですが、そのk型っていうのでですね呼ばれるものですと 液状化現象のない土地では、それでも十分もつというふうに言われてます。そのほ かに本当に耐震化されてる型のやつもあるんですけれども、今まで入れているタイ プの中ではk型というのが比較的多いタイプになっております。配水池もそうです けれども非常に予算っていうかお金が掛かることですので、まずですね管きょにつ いても耐震診断というのを実際に行いまして、でその結果によって現在使っている ダクタイル鋳鉄管ですね、こういうのでも十分実施に対応できるという箇所が出て くると思われます。で、そうすれば耐震化率も上がることになりますので、それを 踏まえながら基幹管路の方はですね優先順位を決めて順次耐震化をしていくような 形で考えております。

〇堀内(4番)

生活をするために必要な水ですんで、今非常にお金が掛かる要素が大きいと思いますんで、将来的に向かってですねやっぱりいつまでにどうしていくかっていうことを決めてですね是非推進をしていっていただきたいと思います。あと3番目の関係の災害従事者の指示伝達方法につきましては、船木議員の方から話がありました。そんな形で「特に危険を察知した時に撤退どうするんだ」っていう、さきほどまあ「想定した研修をするよ」っていう形のちょっと話がありましたんで、これはちょっと割愛させていただいて、4番目の項目のですね東日本震災がれき処理応援の考え方についての質問をさせていただきます。先般1年が経過した時点で宮城県のですね被災地の状況を視察する機会を得ました。つぶさにその現状を見たわけですけれども、テレビとか新聞紙上で確認している内容と違って、眼下に広がるその土台だけ残して破壊されていって、全て流されてしまっている現状を見るとですね、本当にその自然の猛威っていうものをつぶさに感じ、その悲惨さを目に見たわけでございます。

しかしその中でやっぱりこう、ほんのちょっとした所、違いで救われている所、被 害にあっていない所もあるわけです。そんな形でですねその防災の重要性っていの は非常にあるなという形で考えております。それと同時にやっぱり復興に向けてお 互いに助け合わなければならないという形の状況を痛感するわけです。実際にやっ ぱり学校の校庭であるとか、湾岸とかそういう所にがれきがいっぱい積んでありま す、まだ。そのがれきをですね処理するために一所懸命こう分別しているっていう のが現状ですし、放射能絡みを含めて風評被害に苦しんでいるっていうのが現状だ と思います。非常にこの中で課題な大きな問題になるのはやっぱり放射能絡みであ ろうという形の状況ですが、いずれにせよ我々としてもその姿を見れば協力をしな いといけないなっていう感じに、感覚にはなります。ただ焼却炉の灰の問題である とかですね、そのがれきに対する処置っていうよりもその放射能に関する、その見 えない、あるいは数値が国でいうしょっちゅう変わっているっていう状況もあって ですね、なかなかその住民の理解が得られないっていうのが現状であろうと。ただ 東京都も含めてやってる段階では放射能による焼却による放射能が出たっていう影 響は出てないというのが現状です。そんな形からですね、我々としてもやっぱりか なりの覚悟をして決めるっていうことは必要だと思いますし、そんな考え方を踏ま えた時に町長として、がれき処理を応援する考えはあるのか、ないのか、そこらへ んをちょっと聞かせてください。

○町 長

はい、じゃあ次の質問にお答え申し上げます。東日本の震災で膨大な量のがれきが出ておりまして、その焼却及び土中埋め込み等の片づけ仕事が問題になっております。それで県の町村会との県知事との懇談会がありまして、私としてはやっぱり強力すべきだというふうな立場にありますので、ただどうなるのかということ、何ベクレルぐらいのものならば焼却しても大丈夫か、焼却灰になると増えるのかどうか、前にも話したことあると思いますが、そういった基準がまだ出ないんですね国の方から。まあ目安ぐらいは出せる筈だと思うんですが、それがないと長野県としても推進できないということが第一番です。いずれは受けなきゃいけないと思います。ただそのやっぱり条件を早く、まあ国には専門家がいっぱいいるわけですから、ただそのやっぱり条件を早く、まあ国には専門家がいっぱいいるわけですから出していただきたいと。しかしゼロの所もあるわけですから、とりあえず片つけるという意味でいきますとお手伝いしてく。また早く復興は進むようにがれきを取り

去ってあげるということも大事ですから、全くゼロのところからこうやって話して いる間にそっちから優先してもう焼却したらどうだ。それでベクレル含んでいる放 射能を含んでいる所は段々段々、早く見解を作って安全性を見て、それから次に受 け入れても良いだろうと、いうふうなどっちみち時間掛かるわけですから、という ことが今話したのが第1点です。第2点目は前にもお話ししたかと思いますが長野 県も実は無災害の状態ではないんですね。

汚泥で未処理で放射能が含まれているの が800トンぐらい現在あります。で、その処理がどうやって良いのかわかりません し、どっかで受けてくれないかなってやりながら長野県内ではどうすべきか、焼く べきかどうするか、これも基準が出て来ないと軽々に動けないということで、まず 長野県としては知事が言ってましたけれども、その 800 トンもある汚泥の処理、こ れをまず他人ごとじゃなくて進める方法を編み出し、それから安全性を確認してい ただいて、また一つの標準を作っていただいて受け入れていこうと。結果的には各 焼却場で燃焼していくよりしょうがないと思うんですが。ものによってはどっか地 中へ、埋めるというようなことも考えられるようでありますけれども、そんな現在 は状態であります。一にも二にも国の方が早くその専門家いるわけですから、文部 科学省あたりの化学技術屋さんあたりをですね、抽出していろいろこれ学者がいろ いろ言うんだったらもう真ん中取ってもらっても良いんですよね。一様の指標だと。 いうようなことで、非常に理屈屋さんが多い時代でありますので科学的な理屈だっ たらそれも屁理屈みたいな状態になってて一向に定まらない、ということでありま す。そんなところでありますので報告をさせていただきたいと思います。それで答 弁に代えます。まずは。

○堀内(4番)

確かにそのとおりだと思います。国がどう基準をきちんと決めるかっていう形の 状況ありますし、今、町長とすれば考えは協力する態勢、考えであるという形の状 況ですんで、その焼却炉、消火の灰の関係の基準であるとかそのへんをきちんとさ れた状態で進めるっていう形の状況を是非、検討をしていただきたいと思います。 続きましてですね自主防災組織の関係も挙げましたんですが、これにつきましては もういろいろ議員から話がありました。その中で1つだけ聞かせてください。要援 護者についてはいろいろの点でこう支え合いマップ等で周知されておりますけれど も、実際の住民の把握をどうするかっていうのが非常に課題であるような気がしま す。昔と違って隣組っていう内容があんまり機能してない所もあると思います。あるいは新しく来た人にその家族はいく人いるかっていうのは案外と知らされていないっていうような現状であります。そんな形で、その人員把握体制。さきほど支え合いマップの関係についての要支援者については昨日の答弁の中ではそういうデーターは出せますっていう話ありました。と逆に我々とすればその隣組を含めてアパートも含めた内容で、災害にあった時にそこに誰が住んでいるのかっていうことが把握できないとそこに残っている人があるのかないのかっていう把握ができないという現状があります。そんな形でそこらへんの人員把握体制っていう形と同時に防災、災害にこう携わった人が災害に逆にそのケガをしてしまったとかいろいろ被害を受けてしまった時に、そこらへんの補償はどういう方式があるのか。そこらへんちょっとお聞かせ願いたいと思います。

〇町 長

今の質問の前にさきほどのちょっと広域処理、いや広域って言いますかがれき処理の問題でありますが、辰野町は辰野のクリーンセンター辰野があるから辰野でそこへ持っていって焼くことができるっていうことではないんです。私としては賛成ですから、賛成の意見を述べて広域連合で現在やっていることはご存知だと思いますから、だし、また、ほかの皆さんも安全ならという今、個人的な話の中では受け入れるべきだっていう市町村長が多いもんですから、そういう意味で言ってるわけですから誤解のないようにお願いいたします。辰野で勝手に焼いちゃうってこういうことではありません。それと今の話に戻ってまいりますが、これにつきましては総務課長ほか担当課長の方からお答えを申し上げたいと、こんなふうに思います。

○総務課長

自主防災組織の中のコミュニティー構成員の把握ということでありますけれども、これがですねいろんな新興住宅街では問題になってくるところでありますけれども聞くところによるとですね、きちんとやっている所は手上げ方式で、年度始めにですね封筒で各世帯構員の構成員の名簿を出してもらってそして、それでその自主防災組織の長の皆さんが有事の際にそれを開封するような形の中で集めている所もあるようですけれども、辰野町はそこまでまだいっておりませんで、コミュニティー作りの中で近隣の人たちの把握をさせてもらっているというようなのが、各自主防災組織の実状であります。防災訓練の折にはですね、必ず隣組長さん、常会長さん、

そして自主防災組織の長であります、区長さんが多いわけでありますが、そちらまでですね人員の報告を必ずしていただくような情報伝達訓練を取り入れていただいておりますのでそういう中で地域づくりも進めていただくことを当面はお願いをしていくしかないかなと思っております。それから、補償の関係でありますけれども、災害の時のですねその救援に出ている時の事故の補償につきましては、これは自主防災組織の長である方の命令、あるいは消防団の命令、奉仕団の長の命令というようなところで動くわけでありまして、その場合にはですね消防団と同じ消防団員等公務災害の基金にての補償が適用となります。ただ自主防災組織と消防団の違いはですね訓練時の場合のケガの場合は、この自主防災組織に入られている皆さんについては防災訓練災害補償等の共済制度っていうのに町は入っておりまして、こちらの方の対応ということで、見舞い金のような形の中での補償になりますので、そのへんのところだけをちょっと違いますが全然出ないということではありませんので、ご承知おきをいただけたらと思います。

○堀内(4番)

私の時間があと10分くらいになりましたんで、いずれにせよこの防災の関係につきましては町、あるいは地域、先ほどの人員把握については逆に隣組、その人たちがやっぱりこうお互いにこう意を通じるっていうか、そうい活動にしてけばいけるんではないかと。是非そういうことを含めた指導も含めてですね、進めていくということをお願いをしたいと思います。

最後の質問になります。一括して質問させていただきますが、放射性物質検査機の運用体制についてお伺いいたします。これは、5月消費者庁から県内で3番目になりますが、放射性物質検査機が町に貸与されました。これはまあ学校とか保育園の給材、給食とかですね飲料水の定期的な検査ができるということになるかと思います。そんな形で前回検査の学校の給食に関する、放射能に関する内容のですね質問をした時に、食材の放射能物質に関する概要についてはですね、まあ産地の明確化で対応ができていると。それと産地がきちんと保証をしているという形の状況の中で対応できるんで問題ないという多分回答がありました。ただし、県に出してですねその測定もしますと。ただしその場合には1週間くらいかかるんで対応としては、食してしまったあとではないとその検査結果がでないという形の状況でありました。そんな形で今回まあ、長野県で3番目のですねその測定機が入ったという形

の状況ですがその測定機の状況を見ますと最低10ベクレルの測定機であるということですんで、ここでまあ食品に対してはかなり厳しい状況のですね基準が制定されているという形になりますと、この機器につきましては多分水に対しての測定はあまり精度が出ない状況であろうと。ただ牛乳50ベクレルとか食品に対しては100ベクレルという規格がありますんで、その中での対応はまあ可能であろうという感じをしております。そんな形でですね、測定するにはかなりのやっぱり工数が掛かるということになりますし、態勢的にいって食材の調達も前日検査を済ませなきゃいけないんで前日までに用意をしなきゃいけないっていうことも、ちょっと内容的にはあるのかなっていうような気がいたしております。そんな形で、今回どこの部分がその前に貸与を受けるに至った経緯はどうであったのか。それとどこの主管でこれを行うのか。それでどのような内容で、これをどのような内容っていうことは、かなりの工数掛かりますし、保育園、小学校、中学校含めて何箇所もありますんで、これをやるっていうことになると、非常な工数掛かります。そんな形でどんなような頻度を含めた内容でですね、やるかっていうことを踏まえてそのお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○町 長

はい、じゃその次の質問にお答え申し上げます。 放射性物質検査機ということで 運用体制ということでありますが、前から辰野町の場合はシンチレーションサーベイメーターご存知のとおり、もう既に昨年の8月到着いたしまして、光で言うとここの明るさはどのくらい。2メーター離れたらどのぐらい、4メーター離れたらどのぐらい。即ちマイクロシーベルト、シーベルト単位で表すようにものを測るものを入れております。これは町で昨年の3.11のあと、4月の初旬に発注いたしましたが到着したのが8月ということで、それでも早い方だそうです。 なおまたそれの持つもの。持つものの中にどのくらい放射能を発するものがあるだろうか。その発する能力があるかというようなことの中でいきますとやっぱりベクレルという、あのよくねテレビに出てきて私もよく分からないんですけども、ベクレルという要するに光源の光で言うと光源の力、何ワットのだけの力があるとそんなようなことですね。ベクレル、昔はキュリー、キュリーっていう単位でやっておりましたが今ベクレルに替わっております。そのものを第3次配分ということで辰野町が借り受けたわけであります。第3次では長野県入ったのは佐久市と軽井沢と辰野町だけであり

ます。これ手を挙げて「お願いします」と言うこと言ってありましたので、この次に今度第 4 次っていうことになると長野市、飯山市、中野、小諸、大町、飯綱町、こんなふうなことで関心も高く、またそういったことを早く要望している所に早く、長野県でも非常に早い段階でここへ入って来たとこういうことであります。もちろんお借りしているものであります。とりあえずは1年間、1年間経ったあとどうなるかっていうことはあれでございますが、いずれにしましてもものの発光源、光で言うと発光源のその強さを測る。それから実際に出ている量を何メートル毎でもってこう測る。これはさきほど言った最初に来てる8月来たものでサーベイメーターの方で測っているということで、とにかく目に見えないものですからしっかりと測っていきたいと思います。担当課につきましては住民税務課の方に行きますが、住民税務課長並びにまたそちらの方から誰かが移管されている課長がいるようでありますので、そちらの方を紹介しながら説明を申し上げたい。簡単にしたいと思います。どうぞ。

○教育次長

私の方から、では町長の答弁を補足する形で一括申し上げたいと思います。現在 この消費者庁からの機器の貸与につきましては、只今町長申し上げましたように住 民税務課で対応いたしました。で特に配置場所、設置場所につきましては空調設備 の整っている所が必要だという当初の説明があったことから、水処理センターで設 置をして対応をしていくということで検討をしてまいりましたが、その後、空調設 備等の基準についてはそんなに厳しくない、緩やかでも対応できるということであ りますので、今後は設置場所については検討をしてまいりたいというふうに思って おります。それから議員がご指摘のように飲料水についてはこの計測機器の定量下 限値が10ベクレルということで、これを用いて飲料水の適正かどうかっていうこと を判断するについては、適当ではないというふうに考えております。この4月1日 から食材に関する規制値が摂取制限の指標っていうふうに言っておりますけれども、 一般食品、魚だとか、野菜、肉などにつきましては、放射性セシウム 100 ベクレル ということで規制がそれ以前の 200 ベクレルから厳しくなりました。それから牛乳、 乳児の食品については50ベクレルというこことでいずれも定量下限値を係数下限界 値を10ベクレルとしているこの機械で十分検出できますので、今後学校給食、ある いは保育所の食材について対応してまいりたいと思っております。そういう関係で

機器につきましては然るべきタイミングで町民会館の中で設置をしていきたいというふうに考えております。今後測定につきましては只今申し上げました食材については教育委員会の職員等が対応してまいりますけれども、機器の取扱いについて熟知しております水処理センターの所長の支援を受けてまいりたいというふうに思っております。それから測定の頻度でありますけれども、やはり専門の専従の職員がございませんので毎月2回程度、各回2校、あるいは2つの園程度から各食品1品目程度を抽出してやっていきたいというふうに考えておりまして、基本的には従来申し上げておりますように、流通元の所で、安全性が確かめられたものが提供されているという前提でありますから、あくまでもお子さん、あるいはその保護者の皆さんの安心を更に担保するものということで位置付けて、やっていきたいというふうに考えております。それから希望があれば、公的な施設ということでヨゼフ幼稚園からの要望があれば、そちらも受け入れていくようなことで考えているというところで6月から実施をしたいというふうに考えております。以上です。

○議長

堀内議員、規定の質問時間を終了しております。質問を終了してください。

○堀内(4番)

分かりました。今、ご説明いただきました、少なくとも必要なその検査機が必要な所で主管するっていうのが一番良い方法だと思いますし、今まあ月に1回くらいっていう形の状況ありましたんで、安心を含めてこのへんのデーターを蓄積しながらやっぱ安心度っていうのをアピールできるような態勢を是非組んでいただきたいと思います。以上、終わります。

○議長

進行いたします。質問順位11番、議席11番、宮下敏夫議員。

【質問順位11番 議席11番 宮下 敏夫 議員】

○宮下(11番)

それでは、あらかじめ通告してあります 2 項目を質問項目に沿って質問していきます。まずはじめに、町民が望む新辰野病院の開院に向けての体制づくりについてであります。新病院の建設も順調に進み、7月末竣工、10月1日診療開始予定とされました。町は今後の病院経営の健全化を目指し、民間のコンサルタント会社による病院経営分析結果の報告を踏まえ短、中、長期の目標を掲げて、更に改善に取り

組むとのことであり、私どももその取り組みを精査しチェックをしてゆく責任を強 く感じておるところであります。23年度決算において8年ぶりの黒字転化は、医師、 看護師らスタッフの頑張りによるものと高く評価しているところであります。 しか し、経営分析の結果では4項目の改善への課題が提起されております。そこで新病 院開院まで4箇月を残した短い期間に対応しなければならない問題を主に質問して いきたいと思います。辰野病院の看護職員は他の病院に比べ 1.3 倍の労働負担を強 いられていると分析されている中で、現状は高年齢化され経験も能力も安定してお り、それぞれの職員は職務に強い誇りを持って対応しておられることに対し、敬意 を表しておりますが、一部において教育・育成のノウハウを十分持ちながら職場の 活性化に活かされず、時には患者への思いやり不足、意志の疎通等の薄れが、他の 病院の看護師らスタッフと比較される声も耳にしております。こうした町民の声は 真摯に受け止め、職場環境の改善への意識改革を早急に図り、町民から信頼される 看護師らが求められております。質問します。今こそ看護職員らスタッフ、町民、 患者らの信頼関係構築へのチャンスであり、この実現が町民の待ち望む新病院の姿 と考えます。お尋ねします。町民に信頼される看護職員の養成・資質向上策をどの ように行っているかお伺いします。

○町 長

事務長もいますので具体的にお話はまたそちらからいたしますけれども、看護師につきましてはやはり、その場にいて言うだけでなくて実際に研修を受けなきゃいけないということで、合わせてまた管理する方も、管理職の研修等も受けさせるようにしていきたいということで方向を出しております。また計画教育という形の中で接遇、特にその研修は年2回取り組んでおりまして、本年度も既に5月18日に終了いたしております。やはり第3者による外部点検も必要でありますし、マネジメント研修等も今後考えていきたいと。せっかくコンサルが一様の費用で一様の成果を、成果と言いますか分析をしていただいたわけでありますのでそのへんがまた今後も活かせないかと、そんなようなことも考えていきたいと思っております。事務長の方から合わせてお答えいたします。

○辰野病院事務長

計画教育につきましては今町長の方でご報告申し上げました。やはり昨日申しましたとおり、看護職員の意識改革の中でやはり専門分野の研修も大事でありますけ

れども、管理職を含めた患者に対するサービス向上、これがやはり一番大事だと 思っております。そういう点で今後研修等を行いまして、一職員としましても病院 経営を考えた職務に従事して欲しいっていうことで、その取り組み等をやっていき たいと思っております。以上です。

○宮下(11番)

病院内の研修は私の聞き取りではこの分析結果では非常にまだ職員研修が行われ ていないという結果にはなっておりますけれども、病院の看護婦等の聞き取りでは やってるというように言っておりますが、あくまでも仲間だけの研修だとなかなか 特に高年齢の看護婦だと知識、能力、経験豊富ですので「そんなことは、もう」と いうような考えでずっと流れで来ているために、なかなか改善されないと思います ので、私はこうした研修にはさきほど事務長が言われたように外部の民間病院の事 務長または、大きい病院の看護師長等を経験した人たちを講師に迎えて新しい風を 導入して意識改革を図るとか。また時には役場の方から理事者、副町長あたりがこ の4箇月間の間には何回となくこういう会議に顔を出して、チェックをするとか、 そういう外からの風を入れないと仲間内だけの教育ではなかなか自分たちのことが 良いのか悪いのか多分分からなんで、普段職場で働いていることが惰性で済んでい ると思いますので、是非そういう外からこの4箇月間はしっかりやってもらって、 新しい病院になったら辰野病院の職員も変わったというこのチャンス、またとない チャンスですので、しっかりやってもらいたいと思います。それと次に、看護師の 確保についてですけれども、これについても看護職員、指摘の中では看護職員を中 心に職員の平均年齢が高いこと。職員の若返りと組織の活性化のためにも新卒看護 職員を確保することが必要なこととあります。こうした場合、若い職員が入っても この病院の中の教育がなかなかこの指摘でされてないということで、これから成長 していく若い職員にとっては、自分の勤める組織に教育体制が整っていなければ働 く魅力を失いその職場から離れてします恐れもあります。今後において、この看護 師確保についてどのような取り組みをしているのかお聞きいたします。

〇町 長

昨日、申しましたように看護師も本当に日本全国では非常に少ない状態であります。外人も代わるようにっていうことでありますが、なかなか言葉の問題でそれが 思ったようにクリアできない、看護師不足を埋めるまでなんかとってもいかないよ

うな状況であります。現在、辰野町の場合には高等看護学生を対象に2名ほど奨学 金を現在貸与いたしておりますし、また看護師育成のためには準看学院にもあらた にまた対象に入れて、募集をしていくとこういうことであります。上伊那の今医師 会で各市町村が応援して、準看護学院があります。こういう時でありますので準看 でも、準看の方もとても大事な貴重な働きをしてくれます。しかしその方が準看を 取って看護師って言いますか、病院に入って準看の役目を果たしている内に向学心 に燃えて正看になりたい。正看になりたいっていう場合に今まで木曽にあったわけ であります。ところが木曽自体が看護師不足その他いろいろありまして、準看じゃ 困ると。準看の高等あと2年間で正看になる、その学校があったんですがそれでは 困ると。あそこを3年生にして最初の1年からまだ何も資格ない準看でも何でもな い人の学校にしたいということで県が決めちゃいまして、結局県の県立病院の方も 困っているんです、看護婦に。そうすると準看護婦ででも正看になりたいって人の 受け入れ体制がなくなってきちゃいました。いろいろまた国との上伊那広域連合と の県との交渉がありました。中で岡谷病院の方へ今度一つ病院が上の方が、塩嶺の 方が空いたというようなこともありまして、それに対して県がイニシャルコストは 出す。教官も派遣すると。派遣するけれど費用は出してくれというような、えらい 応援とか何ともないんです。始まる時の教室づくりか何かのイニシャルコストぐら いで、ということで段々県が看護婦を看護師を養成するから、離れつつあります。 今まではそういったことでありました。須坂の方も準看学院から行った人を正看に する学校も廃止になっちゃいます今度。県の言うには各病院でそういう学校ぐらい 造ってやってくれなんてのんきなこと言っておりますが、確かに諏訪あたりは諏訪 日赤ぐらいの規模になりますと先生を入れて育成学校を持ってます。上諏訪あたり は3、4箇所あります。上伊那では準看の学校があっただけです。で正看になるに は木曽へ行ったんですが木曽が中止になりました。今度岡谷へ行きます。ただ岡谷 へ行って戻って来るかっていうと実習だとか、研修ですね、実地研修は近くの病院 でやるでしょうから。諏訪平でやっちゃう、諏訪盆地の中でやっちゃうようになる んですね。そうするとそこへいらっしゃいなんて掴まっちゃうと諏訪の方を埋めて 上伊那の方の準看学校出ておいて、こっちへ戻らない。戻ってきても僅かだとへん な現象になりつつあって、今心配しているとこであります。しかし辰野の場合は岡 谷とも交流もありますので、そういった形の中で岡谷病院の正看学校の研修病院と

しても今、手を挙げているとこでありますので、そのへんも含めて事務長の方から 答えていきたいとこんなふうに思っております。以上であります。

○辰野病院事務長

今町長の方から研修病院ということで手を挙げてるとお話ありました。これにつきましてはやはり正看護学生の場合ですけれども、実地研修を病院に行ってやらなければいけないっていうことで、当辰野病院の方ではその研修できる指導看護師がちょっといない状態であります。これにつきまして今年度秋に指導看護師養成に東京の方に看護師を派遣しまして指導看護師という認定を得まして、正看護学生の受け入れをしていって、辰野病院の方に1人でも就職できるような態勢も取っていきたいと考えております。以上です。

○宮下(11番)

今、看護師確保については教育等の面でこれからしっかりやっていきたいということを聞きましたが、さきほどちょっと質問で、私の方で次へ移っちゃったんですけれども、病院内の研修教育において、講師を外部から迎え入れて教育を受けるということ。民間病院の事務長あるいは、その他の大きい病院の看護師長とかそういう経験のある人を教育の中に入れてこの4箇月間しっかり今いる、看護婦の教育をするというようなこと。それから役場の方から理事者が行って教育する。教育と言うか懇談会等で教育内容をチェックするとか、そういうようなことに対してはどのように考えてるかお聞きします。

○辰野病院事務長

やはり第3者によります内部点検てのは、やはり大事になってくると思います。 今宮下議員さんの方からお話がありました「外部の風」というものあります。ほか の病院から先生たち、また看護師を呼んで来て話を聞くことも大事でありますけれ どもやはり民間会社の方でも、そのような内部点検をやる業者もございます。現在、 そのやり方につきまして、はやはり病院の方にこういうことができるっていう案内 が来ているものですから、そういうものも含めましてこの10月開院までに手を打ち まして外部研修っていうか内部点検の方をやっていきたいと思います。以上です。

○宮下(11番)

民間でそういう業務やってる所があるということですので、それを進めていただければ結構ですが、私の知ってる所でもこの南信地域の病院で過去に事務長をして

今またその病院の系列の施設長等をやってる者がいるんですけども、そういう人た ちから辰野病院みた中でも「いやー、ちょっと」というようなこと言って、いくつ かのヒントも貰いましたけども、是非、中だけでやってるとそれでもう良いものと 思ってると思いますので、確かに辰野病院の看護婦も一所懸命やって、たまたま亜 急性の患者を受け入れているということで、長く入っている患者にしてみると窮屈 になったりいろいろすると、つい苦言を言ってしまったりとかあると思うんですけ れども、やっぱしそういうことにも対しても昨日もありましたけれども、一つひと つ耳を傾けて患者さんだという立場をしっかり看護婦、スタッフの人たちは心を入 れて対応してもらうことが、技能だとか技術を超えて人間は心の問題が一番、こう 接遇というかそういうものに、病院は自分の病を持って弱いところを持っていきま すので是非、そこらへんを病院行ったら一声掛けて貰って「ありがたかった」とい うようなものがこの町民から外へ伝わっていくような、この4箇月の間にしっかり と意識改革を図るように努めていただきたいと思います。それでは次に病院への交 通手段についての質問ですが、これは昨日から交通対策いろいろ出ておりましたの で、この中で1つだけちょっとできるかどうかお聞きしたいんですけれども、小野 病院で今やってるような形ですが、例えば今、「辰野病院ができることによって少 しの寄付ならお手伝いしたい」というような高齢の女性の方たちもいますし、そう いう人たちが出資していただいて、車をもしそこで1台寄付のお金で買えた場合に 病院でボランティアで有償のボランティアで運転手等を病院のアルバイト、パート ぐらいにしてそれを運用、法的にできるのかどうか。もしできれば、またそういう ことを町民に呼び掛ければ、出ると思いますし、また乗せるのに送迎するのにある 程度の制約があると思うんですけども、それには会員みたように年会費を賛助会費 みたいなの払ってもらって、それ、そういう人を送迎するとか、何か、ただできな いだけでなくて、そういうことをやっていけばそんな普通の車ならそんなに掛から ないと思うので1台、2台に増やしていくこともできると思いますけども、そうい うことができるかどうか、ちょっとお伺いします。

〇町 長

ちょっと副町長の方から言います。

○副町長

現在もその福祉有償とか、そういった分ですと法的に社協とか、そういう話があ

るんですけども、ただ全く公共交通を利用できる方が、そういったこのボランティアでっていうことになると、やっぱり法的には難しいところがございます。ということの中で今考えているのは地域交通の中そういったものをどういうふうに取り入れいくかということが今、先かな。というふうに私自身は。で地域公共交通があってはじめて補完する意味でそういったボランティアが生まれてくるっていうそういう順序があると思いますんで、今回の地域交通会議、6月20日にございますけれどその中のやはりあり方、地域交通のあり方の中でも含めて補完するということがあれば、そういう考えできるんですけど、ちょっとそういう中でお金の問題とか、経費の問題とか、補償の問題とか事故があったら。そういった問題がありなかなか難しいんでむしろそっちの今、地域交通会議の中の方法の中で考えていくというのが今の現在だと思います。

○宮下(11番)

それでは地域交通会議の中の結果をみてまた、それが良い方向に向いていれば良いんですけれども、その結果によってまた交通対策等も検討していただくように、是非お願いしたいと思います。それでは次に開院に、病院新しく10月1日開院ということですけれども、それに向けての具体的なスケジュールについて質問します。まず7月末、竣工、10月1日、開院ということですけども、この間に町民誰でもこの病院、新しい病院を見学できるのか。または一部の団体しかダメなのか。そういうことと、それからいつからいつまでの間はその見学ができるかとか、もうそういう具体的なスケジュールは決まっているかどうか、ちょっとお聞きします。

○辰野病院事務長

今、お話ありました新病院の方の町民の方の見学会につきましてですが、一応今の予定でいきますと9月の16日、日曜日。17日、月曜日。この2日間を予定しております。ただそれ以外と申されましても、やはり機器の搬入とかそういうものが随時入ってくるもんですからこの2日間だけちょっと予定させていただきたいと思います。以上です。

○宮下(11番)

そうすると町民、希望する人は誰でも受け付けてもらえるわけですか。

○辰野病院事務長

はい。また具体的な、時間とかそういうものは周知いたしますが、今言われまし

たとおり、町民の方の来られた方は全て見ていただくような形を取りたいと思って おります。

○宮下(11番)

また具体的なものが出ましたら、広報等でしっかり流していただきたいと思います。次に7月末竣工から10月1日開院までの間にいろいろのものを引っ越しをしなければいけないと思いますけども、その引っ越しの手順、例えば一番主なのは10月1日から即、開院だと思いますけども、そうすると9月、たまたまこれ土、日が挟んでですので、その前の土曜日まで、ちょっとはないけど、金曜日までは臨時休業みたようなものを、前に取るのか、もう今までどおり営業してて即、次の日から向こうへ行って、前の日まで旧病院で診ていて、翌日から新しい病院で診れるような状態になるのか。それと引っ越しの患者をどのように搬送するのか。入院している家族が面倒を見るのか、もう病院でちょっと聞くと救急車を手配してやるとかいうようなことを聞いておりますけれども、そういう引っ越しまでの分かる範囲で結構ですので、どういう内容でどういう手順でいくかちょっとお聞きしたいと思います。

○辰野病院事務長

新しい病院の移転作業業務委託につきましては日本通運株式会社、伊那支店と契約をいたします。その打合せの中でこれから打合せしていくわけでございますが、医療機器、今使ってます医療機器、また机、椅子等の什器備品、また今お話がありました患者様等の移送につきましては9月29日、30日を現在予定しております。ただ移送量の状況によりましては、やはり2日ではちょっと難し部分がありますので、その点につきましてもまた28日も含めた3日間ということになると思います。いずれにしましてもこの移動手順につきましては各部署と調整をしているところでありますけれども、やはり病院の方では外来の医薬受付の関係がございますので、なるべく早くそのへんの日程を決めまして、さきほど申しましたとおり広報とかそういうもので早めに、町民の皆様に周知したいと思っております。以上です。

○宮下(11番)

特に入院されてる家族の方は心配してると思いますので、是非入院患者を安全に移動させるような手順でお願いしたいと思います。それでは次に今、事務長からいろいろ説明がありましたけれども、この新しい病院、それこそ辰野町の大事業であります新病院ですので、大々的にこの病院ができたというPRを兼ねて、新聞広告

あるいは『病院だより』等の特集等も計画していると思いますけれども、どの程度 を考えているかお聞きします。

○辰野病院事務長

町民の皆様への広報ですが現在、辰野病院のホームページの方で逐次、掲載の方をしております。そのほかには6月広報と一緒に『病院だより』を配布しましたが今後、8月か9月にもう一度、これはさきほどもお話しました見学会の案内も含めまして『病院だより』の方を出していきたいと思っております。あと『広報たつの』の方にもやはり進捗状況等を含めた中で、やはり出していきたいと思ってます。そのほかに地元の新聞の掲載等も、これどのような形になるか分かりませんけれども、これも掲載するようには考えております。以上です。

○宮下(11番)

箕輪からも患者も多くみえておりますので、町内だけでなくて新聞広告みたいようなものは幅広く出せるような広告にしていただいて、もうこんなことはあんまりないことですので、PRにはしっかり力を入れていただいて、一人でも多くの患者が辰野病院に目を向けるような工夫を取っていただきたいと思います。この病院の問題は以上で終わります。

次に質問項目2番目として、町上下水道事業の健全化についてであります。上下水道事業の今後は建設から維持管理の時代を迎え、町の人口減少、水使用量減少に伴う料金収入低下、施設の老朽化、体制の高齢化及び職員数減少等による維持管理への弱体化などが年々進む中、定期的な施設の更新、今後予想される地震、豪雨災害などに対し、送水管及び配水管の耐震化、災害による施設復旧対応など考えますと、町として早急に事業の健全化対策を立てるべきと考えます。はじめに国は今後の簡易水道への補助制度廃止方針を出され、簡易水道独自に運営して行くには財政的・人為的にも維持管理面からも厳しいものと考えられます。そこで経費節減など事業の健全化を進めるために、上水道と簡易水道との経営統合を提案したいが町の基本的な考えをお聞きします。

〇町 長

それでは上水道につきましてのご質問でありますのでお答えを概要を申し上げ、 また担当の方からお話を申し上げたいと思いますが、いずれにしましても簡易水道 とか飲給とか飲供、簡給、そういった上水道以外に自分たちで地域でやってる水源 を持った水道があります。確かにこれは布設してしまうと非常に水道料も安く、正 に湯水の水のように、湯水のごとく水を使うぐらいの状態があるわけでありますけ ども、一旦これでもってさきほどの話じゃないですけれども、老朽化いたしました 送水、給水管等を交換、配水池の修理、あるいはまた耐震化、造り直しなんて莫大 なお金がかかって今まで安かった分の何百倍も出さなきゃいけない、1軒がという ことになってきます。こういった公共水道は国保と同じで大きければ大きい程、安 定するわけでありますので、早く町の上水に入って欲しいと。若干今の費用聞いて みますと安いんですが、上水道入ると若干上がりますけども、そういうことに代え れないんじゃないかというような話は進めております。なかなか理解が当面上がっ ちゃうということに対しての抵抗があるようでありますが、なかなか後から入る場 合には一応一定の負担を持って貰わなきゃいけないので、要するに合わせて貰わな きゃいけないことは事実ですのでお願いをしたいと思います。これで21年度に簡易 水道統合計画を一応立地いたしまして、立設いたしまして26年から小野簡水を上水 道に統合していこうと方向を出しました。平成23年から25年にかけて小野簡水の調 査実施中でありまして、25年度認可変更の予定を取っていきたいと思います。ほか もありますがなかなか、横川の方でも下飯の配水池の所でちょっとやっぱり新しく 造り直さなきゃいけない部分が出てきましたりしてまして、この際だっていうこと でありましたが、なかなかみんなその川島の中だけとってみても各区で別個の水道 やってますし、それぞれ財産や積立金の料金が違うし、月々の掛かる費用も違いま すので一緒になれないということであります。何とか早く小横川あたりもそうして いただきたいと思いますし、ほかの方も目先でなくて大きな目線で見ていかなと大 変であろうと、特に少子化になれば大変でありますし辰野全体だってこれ大変なと ころへ追い込まれるだろうとこんなふうに思ってます。そういうことの中で是非、 その統合ということを今町が進めていって、それの方が住民の皆さんのためだとい うことになりますので、28年度までは簡水の補助対象とするようには一応なりまし たけれども、それ以降はもう切られちゃいますし国の方もそう進めておりますので それに乗って上水道で対応していきたいと、その方が安心安全であり、また何か故 障が起きてもみんな町の方の全体のお金の中でもってその部分を直しますので、 パーセンテージが非常に安く直せる。金額は同じであっても全体にかかる費用の パーセンテージは非常に安く済むとこういう意味であります。担当課長の方からお

答え申し上げます。

○水処理センター所長

さきほど簡易水道統合計画という話が出ましたけれども、これがですね平成21年 度に決めたわけです。その際に各簡易水道にもアンケートを取りまして、今後の改 修計画とかですね、今後上水道に統合することもできるけれどもどういう考えを 持っているかとかですね、そこらへんの調査も実施しております。その時には、な かなか改修計画とかですね、そういうものは出て来なくて当面は簡易水道統合計画 の対象としないと。要するに28年度まででその補助を実施する、補助を実施して何 か工事をする場合には簡易水道統合計画に乗せれば補助が出ますよということだっ たもんですから、特に改修計画についていろいろ調べたんですけども、その当時は そういう話はあんまり出なかったということで、町としては小野の簡水についても 町の完全な簡易水道になっておりますのでそちらの方は上水道事業に統合するとい うことで計画を立てております。将来的にはですね上水道事業にはやっぱり統合す るというのが必要というふうに、さきほどの話出ましたけれども、現在例えば川島 区とか小横川区なんかはですね区は一つですけれども、中の簡易水道がまだいくつ にも分かれてるというような状況もありまして、まずその中でですね簡易水道間の 間で例えば統合の話し合いとか今後についてどういう考えを持っているかとかです ね、そういう機会を設けて話し合いをしていっていただいたらいかがかというふう に思っています。今まではですね施設の改修をしてから簡易水道に統合するという ような形、あっ簡易水道を上水道に統合するよというような形で今まで進めて来て おりました。どうしても施設の改修っていうのは資金が掛かりますので、今からで すね例えば使用料、大体上水道に比べますと簡易水道は半分ぐらいの料金になって おりますので使用料の値上げ、あるいは積立っていうような形で、例えばですね内 部留保資金を増やすとか、そういうような形も考えられるんじゃないかと思います。 将来的にはですね、上水道への統合をする際は例えば、負担金をいただいて町の方 で工事するとか、そういうような形も最後には考えていかなきゃいけないんじゃな いかというふうには考えておりますが、ま、それは将来の話ですのでそういう考え 方もあるということで聞いていただければと思います。

○宮下(11番)

今、お聞きしたとおりだと思いますけれども、実際に川島等、個々にあるという

ことでみんなそれぞれが小規模で、山裾の源流が水源であっておいしい水を飲めて 料金が安いということは大きなメリットでありますけれども、現状においてちょっ とあの全部のこの簡易水道ではないんですけれども地元の人に聞いてみると、もう 地元の役員が水源地及び貯水槽の維持管理、草刈りだとか掃除をしたりとか、消毒 の液を入れたりとかやっているんだけれども、本当にもう高齢化してそこへ上り着 くにも大変だということも聞いております。もう80くらいの人が役員も外へ出てき ちゃうもんで、残った人が役員を交代でやってるようですけれども、もう先、何年 それができるかできないかということになると、一番おいしい水を飲める所の人が 水を飲めなくなるという状態が目の前に来ていると思うんですよね。だから地元で 言って来なければできないでなくて、町がそういうことを指導して、もう例えば上 水道でなくても、じゃあいくつある所がまた、管は接合しなくてもその組合とかそ ういうのはこう統合して、少しでもその基盤を強化して何かあった時には、もうこ れから地震が来れば一番先、土砂災害でそういう簡易水道の所は崩壊しちゃうと思 うんですけれども、そうした場合もう資金がなくてそこにいる人たちは本当に山か ら浸みだして来る水しか飲めない状態で、一番水の良い所にいる人が水が飲めなく なるということが懸念されるわけですけれども、是非今言われるようなことがある と思いますけれども、町の方でもその地元にこういう状態になる前に、基盤強化を 図るべきだということで水道料金を上げるとかそういうことは指導して、町民誰で もがおいしい水を、安定した水を供給してもらえるようなことが行政の役目だと思 いますので、是非そういうことも指導していってもらいたいと思います。それでは 次に公共下水道と農業集落排水処理施設統合についてであります。下水道事業も全 て町は完成して、約事業費 280 億円の大金を注ぎ込んで事業が完成したわけですけ ども、これからは完成から今度は維持管理へ移るわけです。これは国の政策でやっ たことでしょうがないけれども、本来ならこういう小さい町で下水道より本当は合 併浄化槽の方が町のためにはなったかと、今言ってもしょうがないけれど、都会の ように人口の密集した所は結構やってかれると思うんですけど、これから先、この 280 億円のお金の返していくこと等、それから老朽化したものを直していくと維持 管理だけになると大変だと思います。そういうことで上水道と全く同じ条件でこの 人口の減少に伴う使用料の収入減、施設の更新費用の増大など、厳しい経営状況が 待ち受けております。そういうことで、早急にこれも財政改善に着手しなければな

らないと思います。国も公共下水道・農集排の統合は認めており、統合により不用となった処理施設の活用によっては補助金の返済は免除されると聞いております。 既に各地で統合を進めている自治体の多くは、災害時の備蓄庫として活用しており、 こうしたものは免除の対象になるとも聞いております。町としてこの下水道、農集 排の統合についてどう考えているかお伺いします。

○町 長

次の質問の方でございますけれども、全体的にやはり大きな方向としては、私どもは統合していくべきです、というふうなこと。ただし水源はそれぞのある水源を使っても良いし、また大きな水源がある所、上水なら上水を使っても良いというようなことなどで、いろいろと算定をいたしておりますけれども何とか早くそういうとこと住民の皆さんに理解をしていただいて、同時にまた下水道、農集、あるいは特環等の統括をしても良いだろうというふうに思います。ただ、特に公共下水その他なんかの場合、農集なんかの場合は補助金の出た所が違いますので、たその分担金の取り方も若干違ってますので、そのへんの整合性とまた時期を、返し終わる前にはいけない、とか良いとかいろいろありますので、あるいはまた陳情によっては良いかもしれませんし、そのへんも相合わせて国の方と連絡を取りながら統合を進めるような方向で指示をしたいと思ってます。担当課長の方からお答えいたします。〇水処理センター所長

想ですけれども、将来的な構想を県と一緒に策定しました。その中で中期的な目標としてですね、平成32年頃に農集の北部地区、それから沢底地区っていうのは丁度改築更新の時期にあたりますので、それを公共下水道へ統合したらどうかというような構想を出しております。去年ですね公共下水道事業、それに合わせまして公共下水道事業の関係で全体計画の見直しがありまして、その段階で北部地区、それから沢底地区、北部の西地区、この3施設につきましては公共下水道へ接続した場合の経済性ということで比較しましたところ北部地区と沢底地区は更新しないで公共下水道へ統合した方がメリットがあるという結果が出ております。そこでですね公共下水道については全体計画の方に北部地区とそれから沢底地区ですね、この2箇所を含めて公共下水道として位置付けております。こんな関係でですね、もしこの

北部地区、沢底地区の2箇所ですね、これを統合するというような形になりますと

計画につきましては平成22年にですね「水循環・資源循環のみち2010」という構

平成28年頃から接続に向けた手続とかですね、認可の変更ありますので。それから さきほど出てきたような負担金の問題、あるいは料金体系の関係の検討というもの を始めていく必要があるかというふうに思ってます。以上です。

○宮下(11番)

今、沢底地区と北部地区は計画に入ってるということです。川島の下横川、上横川もどうかと思いましたけれども、現地を見ましたらあまりにも距離が離れていて接続するにはそっちの費用の方が多いかと思いますので、またそういうものについても今後、どうするか検討していっていただきたいと思います。次にこの下水道についてですが、下水道、それから農集排ですけれどもまだ接続してない世帯、それから使用料の滞納等がいろいろの滞納問題がありますけれども、この下水道についてどのような状況であるのか。下水道法では公共下水道供用区域内の接続義務を定めております。供用区域となり3年以上経過した場合は自治体などの管理者が接続命令を出すことができることになっております。また受益者負担金・使用料滞納対策強化等も図らなけれないけないと思いますけれども、その取り組みとか今の実態と今後の取り組みについてお伺いします。

○水処理センター所長

未接続世帯の関係ですけれども、公共、特環、それから農集、全体を合わせまして 7,415 世帯中 551 世帯になっております。で 7.4 %が未接続ということであります。ちなみに水洗化、これは人口の方ですけれども水洗化の人口につきましては、農集と下水と両方合わせまして 92.8 %の数値になっております。それから滞納状況ですけれども下水道の使用料ですが、公共下水道で現年度、過年度分合わせまして 932 万 3,000 円。それから小野の特環で82万 4,000 円。農集排全体で69万 5,000 円。合計で 1,084 万 2,000 円となっております。それから受益者負担金についても滞納はですね、公共下水道が 903 万 9,000 円、それから小野特環が54万 8,000 円、合計が 958 万 7,000 円というふうになっております。水洗化の取り組みにつきましては平成21年度から毎年ですね各戸の戸別訪問というのをして、アンケート調査を実施しながら接続のお願いをしてまいりまして、約 600 世帯ですね、こちらの方に接続を依頼してます。未接続の理由につきましてはやっぱり経済的な理由、あるいは高齢者で一人暮らしというような形でもう、さきが長いって言ったら悪いですけれどもそんな感じでなかなか接続する意思が見込めないというような状況でありますが

これからもですね粘り強くそれぞれについて、また戸別訪問しながら取り組んでいきたいというふうに考えております。それから滞納対策につきましては、通常この前のですね岩田議員の時にお話しましたけれども上下水道と合わせまして、滞納整理の方は実施しておりまして、通常は分納誓約書に基づき分納してもらうような形になっております。でまあ悪質な滞納者につきましては給水停止措置というような形を取りまして、それを年4回実施して上水道の料金と合わせて下水道の料金も徴収するような形でやっております。受益者負担金の方の滞納対策につきましても同様のことをやっております。受益者負担金の方の滞納対策につきましても同様のことをやっております。受益者負担金の方の滞納対策につきましても同様のことをやっております。受益者負担金の方の滞納対策につきましても同様のことをやっております。要益者負担金がそこですね、こちらの方に例えば家を新築するというような場合には受益者負担金がそこでかかるわけですけれども、その場合はもう工事開始前に納付してもらってですね、滞納が増えないような形を取っております。

○議長

宮下議員、あと質問時間が1分を切りましたのでまとめてください。

○宮下(11番)

大変なことだと思いますけれども、町内のまだ大きな企業でも合併浄化槽を利用してて、この下水道に入ってない大企業もありますので、水処理センターの能力が空いてればそういう所も、是非勧誘して町の下水道に加入してもらういように、町としても力を入れてこの経営健全化のために、また公平性の観点からも義務的負担は強く求めて収入確保と経費節減を着実に進めていくことを強く提言し、私の質問は終わります。

○議長

以上で、一般質問は全部終了いたしました。本日の会議はこれにて散会といたします。大変ご苦労さまでした。

9. 散会の時期

6月11日 午後 15時 25分 散会